

厚生労働省 令和7年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の
見える化等に関する実態調査
報 告 書

令和8年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<目 次>

1 事業要旨	1
2 事業目的	4
3 事業の実施内容	5
4 情報公表制度に関する自治体調査の結果.....	7
5 情報公表制度に関する事業者調査の結果.....	32
6 事業者団体へのヒアリング調査	41
7 「経営情報の見える化」に関する検討.....	44
8 今後の課題等	69
9 参考資料（調査票）	71

1 事業要旨

障害福祉サービス等を提供する事業所が大きく増え、サービス提供内容等多様化が進んでいる中、利用者のサービス選択において、事業者の情報を適切に入手できることが重要となっている。こうした背景から、障害福祉サービス等情報公表制度が創設（平成 30 年 4 月から施行）され、個々の事業者のサービス提供体制やサービス提供状況などが広く公表されるようになっていく。制度は一定の普及が進んでいるものの、さまざまな課題も顕在化してきていることから、情報公表制度を取り巻く現状や課題を改めて把握し、制度のより望ましい展開に向けて検討を行うことが必要になっている。

また、障害福祉サービス等情報公表制度に、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告が新たに組み込まれたことから、「経営情報の見える化」を進めていくことが重要になっている。このことについては、令和 7 年 8 月末からデータベースの運用が開始されており、令和 8 年度以降は「報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等のあり方について継続的に検討を行う」とこととされており、情報公表制度のシステムにおいて「経営情報の見える化」に係る分析軸等の検討も求められている。

本調査は、上記の認識等をふまえ、情報公表制度の現状・課題を把握し、今後の展開方向を検討するとともに、新たな情報公表項目である「経営情報の見える化」に関し、情報の分析や公表のあり方、情報の活用方策等について検討することを目的として実施した。

本調査により、情報公表制度の運用状況については、次のことが明らかになった。

【情報公表制度に関する自治体の状況】

- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の運営主体である自治体に、運営状況を聞いたところ、多くの自治体が直営で運営を行っている。障害福祉サービス等事業所の情報登録・更新状況について、ほとんどの自治体が個別での把握を行っており、登録・更新の状況は自治体で違いがあるものの、情報の公表率（更新されていない情報も含めた公開数の割合）は、90～95%程度の自治体が多く、情報の更新率（登録後に情報の更新もされている公開数の割合）は、75～85%程度の自治体が多くなっている。多くの事業所が情報公表を行っているが、一部、情報更新の滞っている事業所もある状況である。未報告・未更新の事業所に対する個別連絡（督促）は、多くの自治体で、運営指導・集団指導の場や、電子メールや電話での個別連絡などを通じて実施されている。
- ・ 情報公表制度への事業所等からの苦情等は、多くの自治体で発生していないが、一部、苦情件数の多い自治体もあり、地域差が見られる。苦情の内容としては、情報登録（システムへの入力作業）の負担に関することなどが多くなっている。また、令和 6 年度報酬改定により、情報登録を行わない事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設されたが、この減算適用については、適用したことのない自治体が約 8 割と多くなっている。情報登録を行わない事業所は各自治体で一定数あるものと想定されることから、減算の適用は途上である様子がうかがえる。
- ・ 情報公表制度の普及啓発に関しては、自治体で広報周知ツール等を用意しているところは少なく、また、登録情報の分析・活用についても行っているところは少ない。

【情報公表制度に関する事業者の状況】

- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度において、収集された情報は WAMNET の「障害福祉サービス等情報検索」において一般に公開されている。そのシステムについて、相談支援事業所の多くが認知しているが、日常業務での活用は約 6 割となっている。
- ・ システムを利用している事業所では、「詳しく知らない事業所の情報を調べる」など、個別事業所の状況を調べるために利用されている。一方、「当該システムを利用しなくても必要な情報を入手できる」という、システムを利用しない事業所も少なくない。
- ・ WAMNET の「障害福祉サービス等情報検索」について、サービス利用者等への紹介については、紹介していない事業所が多いものの、紹介している事業所も一定数見られる。一方、サービス利用者等のシステム認知・利用状況については、一般への普及はそれほど広がっていないと考える事業所が多い。
- ・ 事業者へのアンケートやヒアリングの結果によれば、障害福祉サービス等情報公表制度の重要性等については多くの事業者認識されている。一方、制度の維持や情報の正確性の確保等の観点から、事業者への負担軽減（情報登録における作業負担等）を求める声も少なくない。新たに追加してほしい情報など、事業者が必要と考える情報もさまざまなものがあり、こうしたニーズ等をふまえた展開方向等の検討も必要と考えられる。

また、本調査において、「経営情報の見える化」に関する情報の分析や公表のあり方等については、以下の論点を設定し、方向性の検討を行った。

【経営情報の見える化に関する 5 つの論点】

- ① 従来の統計調査等との比較も想定し、経営実態調査等で作成しているサービス全体や各サービスの事業収支等の集計表、分布図等を経営情報データベースにおいても作成し、傾向把握を行ってはどうか。その際、統計調査とデータベースでの項目の差異や標本の違い等もあることから、分析にあたって考慮すべきことや留意点としてどのようなことが考えられるか。
- ② 基本的な事項として、経営実態調査等で実施している各サービスの経営主体別、事業規模別、地域区分別の分析を行ってはどうか。その際、分析にあたって考慮すべきことや留意点としてどのようなことが考えられるか。
- ③ 近年の経営支援や賃上げ等の動向もふまえ、収支の情報を軸に、人件費、委託費等の費用に関して詳細な分析を検討してはどうか。
- ④ サービス別に、各サービスの課題をふまえた分析を検討してはどうか。また、サービス固有の課題（訪問系サービスにおける移動時間、就労支援サービスにおける生産活動等）と、横断的な課題（各サービスにおける重度者の受入、ICT 化等）で分析視点を設定できないか。
- ⑤ 医療、介護、保育の各分野における集計・分析の動向をふまえつつ、分野間比較等のための分析視点を設定できないか。また、分野間比較等を行うことで、障害福祉分野の特性をふまえた詳細な分析の対応方向が検討できないか。

【経営情報の見える化における論点をふまえた方向性の検討】

- ① 経営実態調査等の集計表の状況について確認を行った。経営実態調査等に完全に一致する形で経営情報データベースの集計・分析を行うことは難しいものの、ほぼ同等なものは作成可能と考えられることから、

その構成等について検討を行った。

- ② 経営実態調査等の経営主体別、事業規模別、地域区分別の集計・分析を行うにあたっては、経営情報データベースの登録項目に直接該当するものがなく、外部のデータソースから経営情報データベースのデータに紐付けを行い、集計・分析が可能なデータを作成する必要があることから、想定される外部データベースやリンクの手順等について検討を行った。
- ③ 人件費、委託費等の個別費用については経営情報データベースの登録項目から分析可能であること、一方で、個別費用をより詳細に分析するためには、別調査等による追加情報が必要になる場合もあること等について検討を行った。
- ④ 各サービスの課題をふまえた分析を行うには、各サービスの課題に関する情報が必要となることから、外部のデータソースからデータに紐付けを行うことや、別調査で特定の課題に着目した調査をアレンジし、調査データと紐付けることで特定課題の観点から分析する方向性等について検討を行った。
- ⑤ 現状では医療分野で情報公表が行われており、その集計表の確認を行った。そのうち、貸借対照表の情報をを用いて法人の状況の分析を行っているものについては、経営情報データベースに含まれていないため比較は困難だが、法人経営の安定性といった観点から将来的な情報の追加が検討課題となること、損益計算書の情報から算出される経営指標については、経営情報データベースからおおむね同等の指標を算出することが可能と考えられること、また、今後の他分野の動向についても注視すべきこと等について検討を行った。

本調査では、以上の調査・検討を行ったが、今後、障害福祉サービス等情報公表制度に関しては、その情報の具体的な活用に関する検討、「経営情報の見える化」に関しては、公表に向けた集計・分析等の具体的プロセスの検討等が、さらに調査・検討が必要な課題等として想定される。

【本事業成果等の公表について】

本調査により、障害福祉サービス等情報公表制度に関する現状・課題、「経営状況の見える化」に向けた取組の方向性等が把握される。これらの情報は、今後、制度・システムの適切な運用を進めるにあたり、さまざまな場面で活用することができると考えられる。

本報告書は、事業実施者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページ(<https://www.murc.jp/>)で公開する。

2 事業目的

障害福祉サービス等を提供する事業所が大きく増えている中、事業者によるサービス提供内容等も多様化が進んでいる。そのため、総体的なサービスの質の向上とともに、利用者が個々のニーズに応じて、適切で良質なサービスを選択できるようにすることが重要になっている。

こうした背景もあり、情報公表制度が創設（平成 30 年 4 月から施行）され、個々の事業者のサービス提供体制やサービス提供状況などが広く公表されるようになった。しかし、現在においても情報公表を行っていない事業者が少なからず見られ、また、公表情報にも事業者によって濃淡が見られるなど、さまざまな課題も顕在化している。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において「情報公表未報告減算」が創設されるなど、情報公表を促進するための取組も進められているが、情報公表制度を取り巻く現状や課題を改めて把握し、制度のより望ましい展開に向けて検討を行うことが必要になっている。

また、障害福祉サービス等の情報公表制度には、障害福祉サービス等事業の経営情報が新たに組み込まれ、「経営情報の見える化」を進めていくことが重要になっている。このことについては、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、他分野の状況も踏まえ、「速やかに検討を進め、必要な措置を講じる」こととされており、経済・財政新生計画の改革実行プログラム 2024（令和 6 年 12 月 26 日）においても、令和 7 年度から運用を開始し、令和 8 年度以降は「報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等のあり方について継続的に検討を行う」こととされている。こうした経緯から、情報公表制度のシステムにおいて、「経営情報の見える化」に係る分析軸等の検討も求められている。

本調査は、上記の認識等をふまえ、情報公表制度の現状・課題を把握し、今後の展開方向を検討するとともに、新たな情報公表項目である「経営情報の見える化」に関し、情報の分析や公表のあり方、情報の活用方策等について検討することを目的として実施したものである。

障害福祉サービス等情報公表制度の現状把握・今後のあり方の検討

障害福祉サービス等情報公表制度に新たに追加された経営情報の
分析・公表のあり方の検討

3 事業の実施内容

(1) 調査事業の実施状況

①情報公表制度の実態把握調査（アンケート調査）

情報公表制度の運用状況や課題等を把握するため、アンケート調査を実施した。調査対象は、制度の実施主体である都道府県等、及び、業務において障害福祉サービス等の情報を利用する事業であり、利用者とサービスをつなぐ役割を担う相談支援を実施する事業者とした。

【都道府県等調査】

調査対象は情報公表制度の実施主体である都道府県、政令市等の全数（135 箇所）とし、全対象から回答を得た。調査方法はオンラインによる調査票の送付・回収とし、令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月に調査を実施した。

調査内容は、情報公表制度の実施主体として、制度の運用にあたり、どのような取組を行っているか、どのような課題があるか、制度の普及のために工夫していることなどを、個別具体的に把握するための設問設計を中心として構成した。

【相談支援事業者調査】

調査対象は計画相談支援・障害児相談支援を実施する事業所とし、無作為抽出により 1,000 箇所を調査客体とした。調査方法は、郵送により調査票を送付・留置し、郵送またはオンラインによる返送を受ける手順とした。調査は令和 7 年 11 月～12 月に実施し、有効回答数は 468 件（有効回答率 46.8%）だった。

調査内容は、情報公表制度の一般向け公開として、独立行政法人福祉医療機構により「障害福祉サービス等情報検索」のシステムが運用されているが、その利用状況や、サービス利用者等も含めた普及の状況等を把握するための設問設計を中心として構成した。

②経営情報見える化に関するデータ分析、公表方法等の検討

情報公表制度における「経営情報の見える化」について、登録情報のデータ分析や公表方法等に関する検討を行った。

情報公表制度では、個々の事業所のサービス提供体制やサービス提供状況等の情報を公表することが基本となっているが、経営情報については、個別情報は非公表が原則となっている。そこで、「経営情報の見える化」に関しては、経営データの集計・分析を行った情報を公表していく形となる。

そのため、蓄積された登録情報について、その状況に応じた適切な集計・分析のプロセスを組み立て、公表情報を作成することが必要になることから、医療や介護等の分野における公表情報の状況や、既存の「障害福祉サービス等経営実態調査」等の公表統計情報等との整合等にも留意し、集計・分析における各種の論点を設定したうえで、データ分析において必要となる事項を検討し、経営情報（情報公表制度の登録情報）のデータから集計・分析データを算出するためのプロセス・手順、公表にあたっての留意点等に関し、検討を行った。

③情報公表制度、経営情報見える化に関するヒアリング調査

上記の調査を補足し、情報公表制度、経営情報の見える化に関する具体的な取組状況や意見等を聞き取ることを目的に、障害福祉サービス等の事業者団体に対し、ヒアリング調査を実施した。調査は令和8年2月に実施し、3団体からの聞き取りを行った。

④調査結果のとりまとめ

上記の調査結果、検討結果を整理するとともに、後述の検討委員会における議論等をふまえ、調査報告書を作成した。

(2) 検討委員会の実施状況

調査の実施にあたって、調査内容の検討や、情報公表制度のシステムにおける「経営情報の見える化」に関する方向性等の議論を行うため、有識者等からなる検討委員会を設置した。

検討委員会の開催状況	
令和8年2月4日開催 第1回検討委員会	(議題) ・事業の概要、スケジュールの説明 ・経営情報の見える化への対応方向等の論点に関する意見交換 ・障害福祉サービス等情報公表制度に関する調査に関する意見交換
令和8年3月9日開催 第2回検討委員会	(議題) ・経営情報の見える化における論点の展開に関する意見交換 ・障害福祉サービス等情報公表制度に関する調査に関する意見交換 ・調査結果の取りまとめに関する意見交換

検討委員会 委員（敬称略、50音順）	
一橋大学大学院 経営管理研究科 教授	荒井 耕
兵庫県立大学 社会科学研究科 教授	井出 健二郎
宮内税理士法人・株式会社福祉会計サービスセンター 代表	宮内 眞木子
日本公認会計士協会 非営利法人委員会社会福祉法人専門委員会 専門委員	横溝 知主

検討委員会 地方公共団体委員	
東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課	
千葉県 保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課	

4 情報公表制度に関する自治体調査の結果

調査対象	情報公表制度を担当している自治体	回収状況	送付数	135
			有効回答数	135
			有効回答率	100%

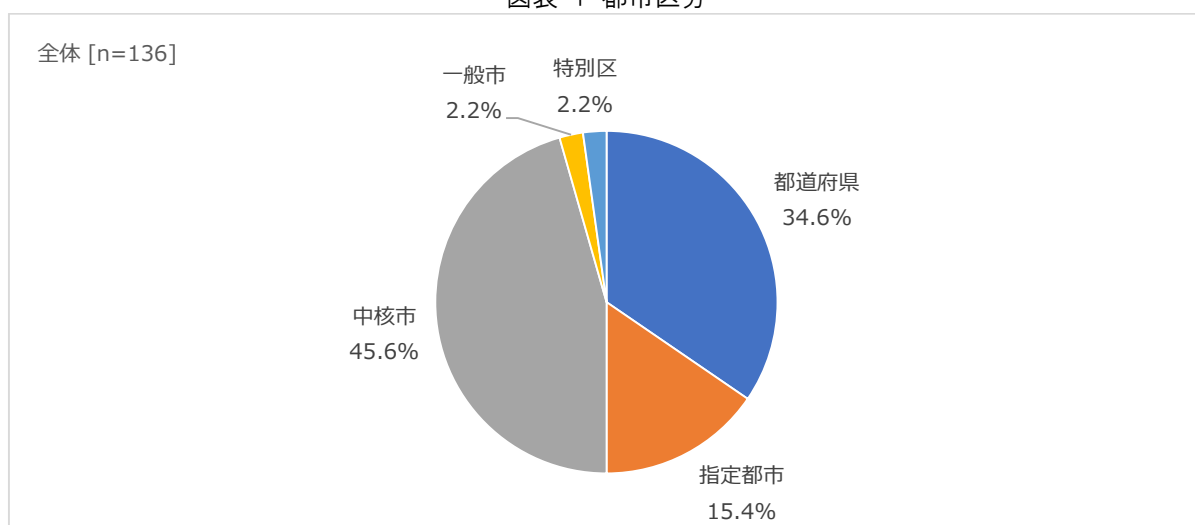
(注) 横浜市から2件回答（障害者、障害児）があるため、設問によっては「n=136」となっている場合がある。

(1) 自治体の基本情報

①都市区分

都市区分は、「中核市」が45.6%、「都道府県」が34.6%、「指定都市」が15.4%等となっている。

図表 1 都市区分



(2) 障害福祉サービス等情報公表制度の運営体制について

①担当職員数

障害福祉サービス等情報公表制度を担当している職員数（1自治体当たり）は、実人数が3.9人、年間の投入人工が0.8人工となっている。

専任兼任別にみると、年間の投入人工では、専任が0.1人工、兼任が0.7人工となっている。

雇用別にみると、年間の投入人工では、自治体の正規職員が0.5人工、自治体の非正規職員が0.2人工、委託先の非正規職員が0.1人工となっている。

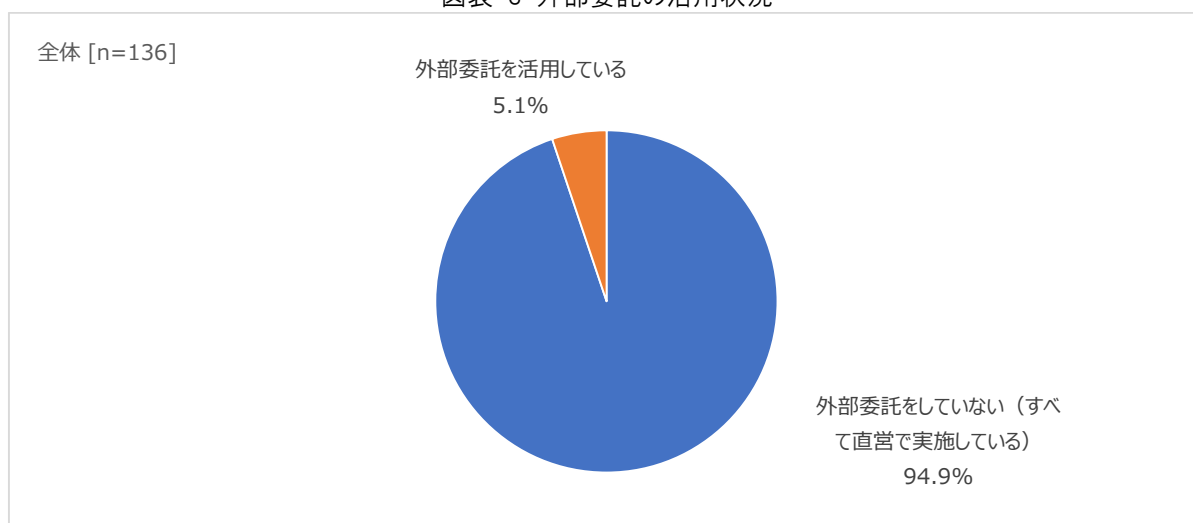
図表 2 担当職員数(1自治体当たり)

		担当している実人数			年間の投入人工		
		専任	兼任	合計	専任	兼任	合計
自治体	正規職員	0.0	2.9	2.9	0.0	0.5	0.5
	非正規職員	0.1	0.6	0.7	0.1	0.2	0.2
	合計	0.1	3.5	3.6	0.1	0.6	0.7
委託先	正規職員	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	非正規職員	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1
	合計	0.0	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1
全体合計		0.1	3.8	3.9	0.1	0.7	0.8

②外部委託の活用状況

外部委託の活用状況は、「外部委託をしていない（すべて直営で実施している）」が94.9%、「外部委託を活用している」が5.1%（7自治体）となっている。

図表 3 外部委託の活用状況



③外部委託の概要

外部委託を活用している自治体の外部委託の概要は次のとおりとなっている。

図表 4 外部委託の概要

	都市 区分	外部委託の内容						委託先の 法人種別	外部委託活用の理由			
		制度 周知	問い 合せ 対応	個別 登録 依頼	登録 内容 確認	督促	その他		人員 不足	他の 委託 あり	専門 知見 活用	その 他
A	都道府県		○	○				営利法人	○			
B	都道府県		○		○			営利法人	○	○		
C	都道府県	○	○	○	○			営利法人		○		
D	都道府県	○	○		○			社団法人・ 財団法人	○			
E	都道府県		○				事業所情報の初回 登録	社団法人・ 財団法人		○		
F	指定都市		○	○	○	○		営利法人		○		
G	指定都市		○		○			社団法人・ 財団法人	○			

④体制確保での課題や工夫

公表制度の運営にあたっての体制確保での課題は、次のとおりとなっている。

（主な回答）

- 事業所の増加により業務量が増えている
- ・年々事業所数が増えているため申請の数が多く、職員の数も少ないため処理に時間がかかることが課題。
- ・事業所数の増加や制度改正に伴い、報告件数が増加し、精査に時間を要している。
- ・事業所数の増加に伴い、公表制度の届出数も増加しており、申請、届出等の審査及び補正の負担も増加しているなか、公表制度の届出内容の確認等に多くの時間を割けていない現状である。各自治体の工夫について、情報共有いただきたい。

●問い合わせ対応に時間がかかる

- ・事業所数及び入力項目の増加に伴い、事業所からの問い合わせへの対応の事務負担の増加が課題となっている。
- ・事業者が情報公表制度に習熟していないことが多く、事あるごとに連絡相談が担当者になされ、煩雑である。
- ・毎年度の報告・承認申請開始から一定期間は事業者からの問い合わせや報告・承認申請依頼が集中し、対応に追われている。
- ・障害福祉サービス情報公表システムの更新業務について、現在は担当者1名で対応しており、制度解釈や各々の入力において問い合わせが多く、他業務との兼務が厳しい時がある。

●システムに課題がある

- ・パスワードを忘れたとの問合せが自治体に集中する（システム上のパスワード忘れ時の対処案内を目立たせるべき）
- ・情報の更新を行わない事業者に対する連絡をする時間の確保及び該当事業者の効率的な抽出方法がないこと。
- ・通知上は報告事項となっているが、システム上では必須と表記されていない事項が多く、未入力による差戻しを行うケースが多発している。（事業所側が入力をしなくても良いと考えてしまう）
- ・事業所の変更申請後、委託業者へのデータ反映されるまでにタイムラグがある。

●期限までに適切な報告がされない

- ・更新を行わない事業所が多い。
- ・事業所数が多く、公表率が100%に届いていない。100%にしなければならない一方で、事業者によってはシステムの存在自体を把握していない事業所もあり、対応に苦慮している。
- ・周知をメールやホームページで行うが、管理する事業所数が多くなかなかすべての事業所に行き届かない。

●審査が十分にできていない

- ・毎年度の更新や経営情報の審査について、件数が非常に多く、人員も足りていないため、十分なチェックができていないという課題がある。
- ・サービスごとの公表となっているため数（事業所数）がかなり多く、1つ1つを精査して確認することが難しい。
- ・今年度より、定期申請に加え経営状況の報告も確認が必要になったことから業務量が増加しており一人では対応しきれない状況になりつつある。
- ・制度改正ごとに自治体側の確認作業業務が増え、他業務と並行しながら承認作業や報告更新督促の対応に苦慮している。

●他業務との兼務等により、十分な時間を確保できていない

- ・事業所への指定管理・指導・受給者への支給決定業務と合わせて1部署で担っているため十分な体制が取れていない。
- ・公表制度に投入する人工は十分ではなく、一度に多数の申請が上がってきたときに速やかに承認、差戻しをすることができない
- ・他の業務を兼務している職員が行っているため、申請内容の確認や未更新事業所への連絡等の対応が遅れてしまう。

●職員の知見が不足している

- ・公表内容の真正を審査するには指定障害福祉サービス等の基準や公表制度を熟知しており、また速やかな公表を行うため選任の職員を配置することが望ましいが、人員が不足している。
- ・制度に対する事業者からの問い合わせ内容が多岐にわたるため、都度制度解釈を確認したり場合によっては国に確認したりする必要があり、時間を要している。
- ・情報公表システムについて、実際に操作する機会がなく、各サービス所管で事業所からの問合せに対応できないケースがままある。
- ・人事異動により制度理解が不十分な職員が担当すること多いため、他の指定・体制関連事務との兼ね合いもあり制度運用についての引継ぎが難しい。

公表制度の運営にあたっての体制確保での工夫は、次のとおりとなっている。

（主な回答）

●業務分担を工夫している

- ・システム入力作業や入力方法等の単純な問い合わせ等の業務は非常勤（非正規）職員で対応し、「経営情報の見える化」への対応等の新たな業務や未公表減算に係る事業所への指導業務は常勤（正規）職員が対応するなど、業務内容に応じて担当者を分けている。

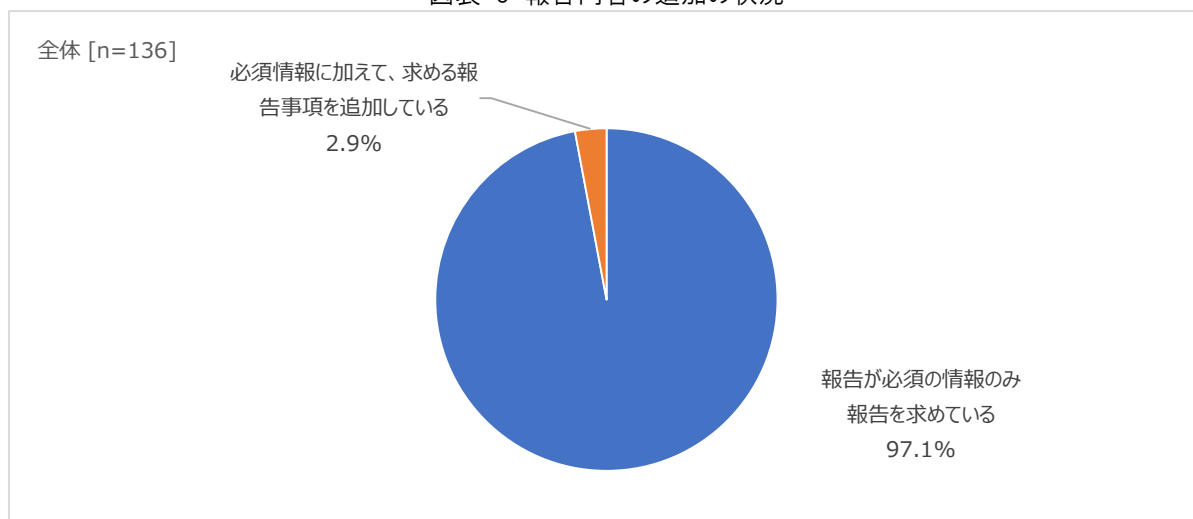
- ・職員一人の負担が大きくなならないよう、事業所への指導等については、複数人で分担している。
- ・主担当を決め、承認・公表依頼を定期的実施している。
- ・出先機関である振興局に最低1名、本庁に1名の担当者を置き、振興局担当者がそれぞれの所管地区を、本庁担当者が全体を管理する体制となっている。
- ・承認が滞らないよう定期的に2人体制で確認をしている。
- 非正規職員や外部委託を活用している
- ・令和8年度より情報公表を担当する会計年度任用職員を配置する予定。
- ・今年度中途から外部委託を行い、体制を見直したところであるが、新たに経営情報の報告が導入されたことから、事業者からの問い合わせが例年より増加し、依然として対応に苦慮している状況である。
- ・日常的に発生する軽微な対応（事業所のアカウント発行、申請の差し戻し、簡易な質問対応）は非常勤職員を対応担当としており、滞りない対応を取れるようにしている。
- 業務の実施方法を工夫している
- ・IDの交付に関して電子申請を活用している。
- ・運営指導業務が始まる前に可能な限り処理を進めるようにしている。
- ・提出期間を定め、その間に提出がない場合は電話や運営指導を含めて催促をしている。それでも提出率が100%とならないので集団指導でも伝えている。
- ・OnedriveやShare pointを活用して情報公表システム運用担当者と事業所指定担当者間で情報共有を行っている。
- ・主担当は1人であるが、他職員も操作ができるようマニュアルの共有等を行っている。

(3) 障害福祉サービス等情報公表制度の報告内容について

①報告内容の追加の状況

報告内容の追加の状況は、「報告が必須の情報のみ報告を求めている」が97.1%、「必須情報に加えて、求める報告事項を追加している」が2.9%（4自治体）となっている。

図表 5 報告内容の追加の状況



②報告内容の追加の概要

追加している報告内容の概要は次のとおりとなっている。

図表 6 報告内容の追加の概要

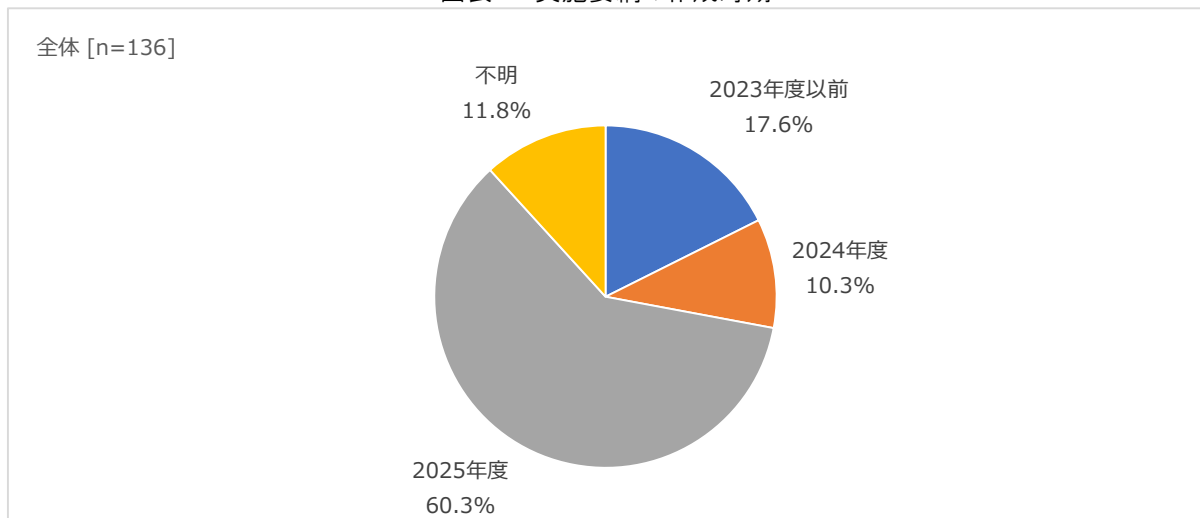
	都市区分	追加して報告を求めている事項	追加する理由	公表状況	
				公表している	公表予定
A	都道府県	日中サービス支援型指定共同生活援助の事業者のA県自立支援協議会等への報告状況及び同協議会等による評価状況	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、個人情報の保護に留意しつつ、協議会等における報告等の記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとされているため。		○
B	都道府県	保育所等訪問支援サービス：保育所等訪問支援ガイドラインにおける自己評価結果等の公表場所（URL）	保育所等訪問支援サービスは自己評価結果を県に届け出る必要があるが、結果をWAMNETに公表させることで県に届け出たものとしている。	○	
C	都道府県	その他公表を求められている事項	HPをもたない事業所の為に公表できるスペースを設けている。	○	
D	中核市	システム等からの連絡先	WAMNET障害者支援施設等災害時情報共有システムの連絡先として使用しているため。		

（4）実施要綱について

①公表制度の実施要綱の作成時期

公表制度の実施要綱の作成時期は、「2025年度」が60.3%、「2023年度以前」が17.6%、「2024年度」が10.3%等となっている。

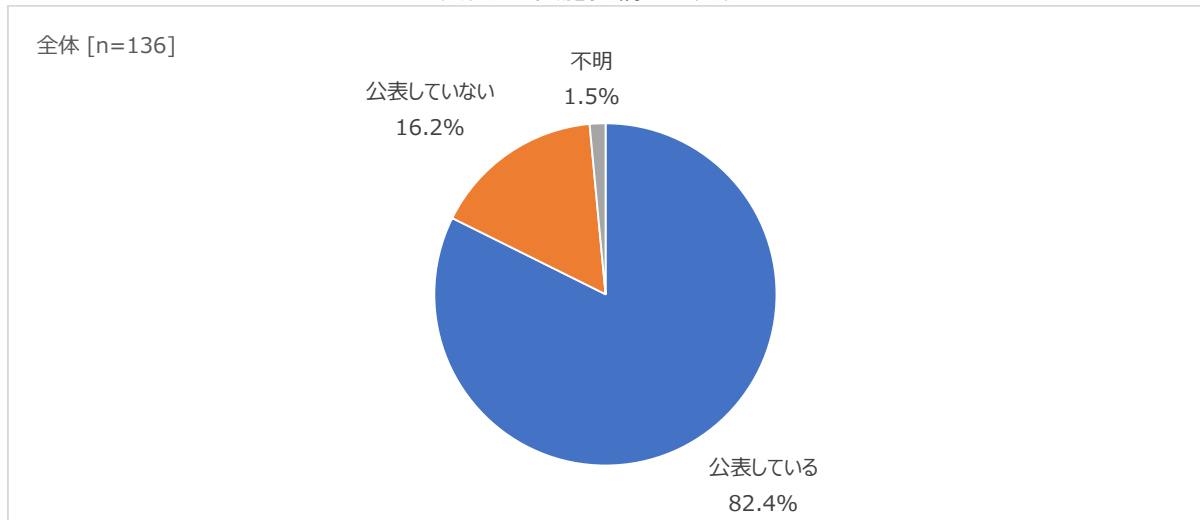
図表 7 実施要綱の作成時期



②実施要綱の公表状況

実施要綱の公表状況は、「公表している」が82.4%（112自治体）、「公表していない」が16.2%等となっている。

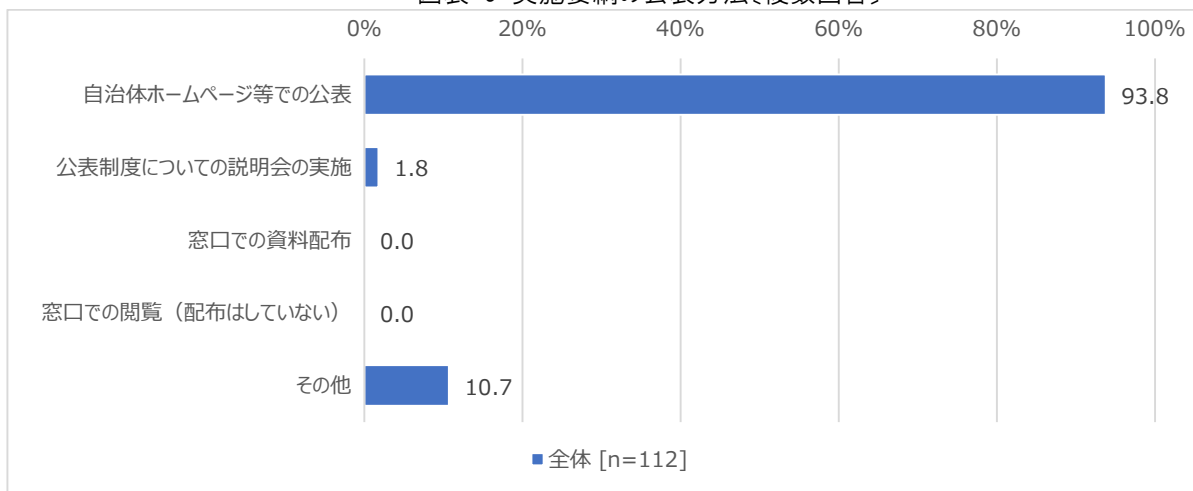
図表 8 実施要綱の公表状況



③実施要綱の公表方法

実施要綱の公表方法は、「自治体ホームページ等での公表」が93.8%、「その他」が10.7%、「公表制度についての説明会の実施」が1.8%となっている。

図表 9 実施要綱の公表方法〔複数回答〕



（その他の内容）

- ・メールにて事業者へ通知
- ・集団指導で事業者へ周知
- ・庁舎内にある資料閲覧ができる場所に資料を設置

④実施要綱を公表していない理由

実施要綱を公表していない理由は、次のとおりとなっている。

(公表していない理由)

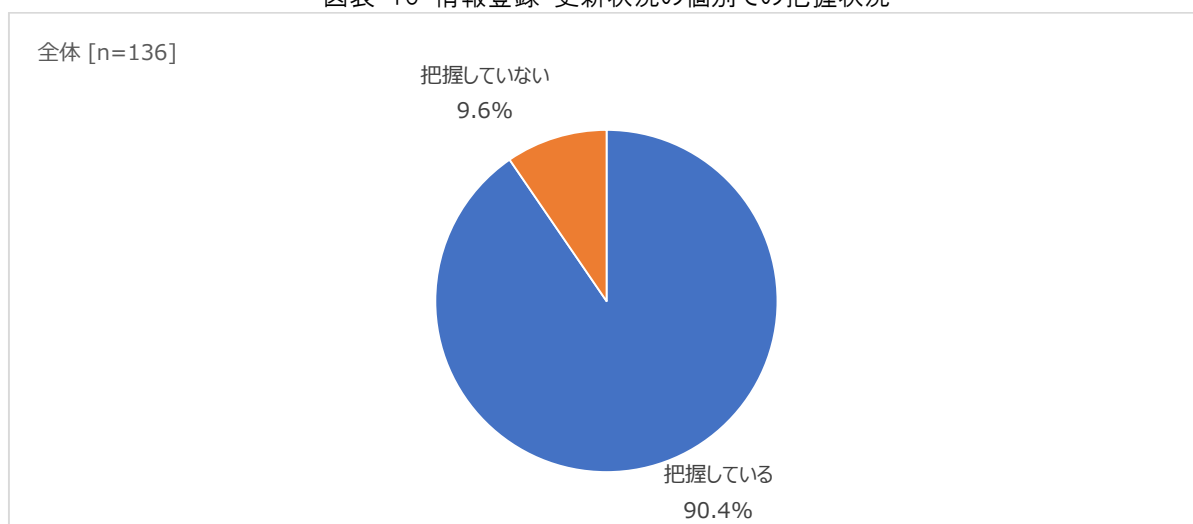
- ・実施要綱を作成していないため。
- ・実施要綱の作成作業中であるため。
- ・要綱等で定める公表事項等について、各事業所に対するメール等で別途通知している。
- ・実施要綱そのものは公表していないが、自治体ホームページで内容を掲載している。
- ・自治体ホームページにおいて、報告に必要な事項等を示しているため。
- ・県要綱を例として運用している。
- ・公表の必要性を認識していなかった。

(5) 情報登録・更新状況の個別での把握について

①情報登録・更新状況の個別での把握状況

事業者等による情報登録・更新状況の個別での把握状況は、「把握している」が90.4%(123自治体)、「把握していない」が9.6%となっている。

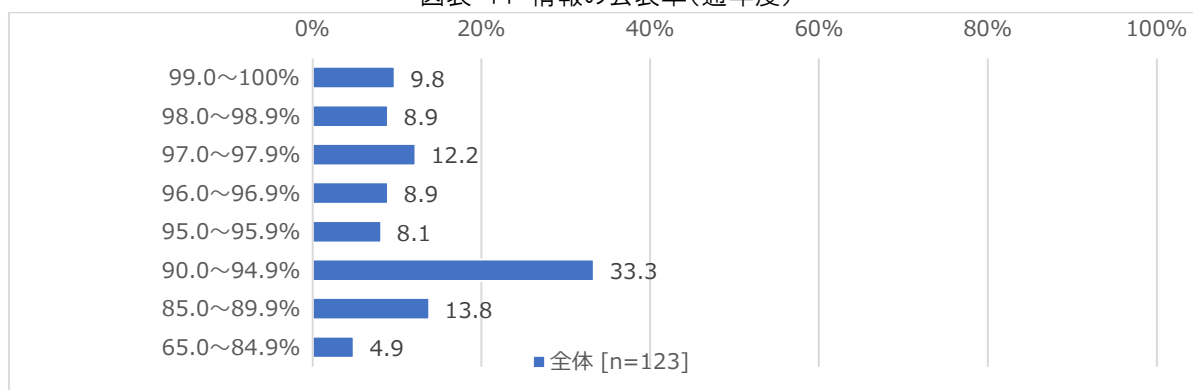
図表 10 情報登録・更新状況の個別での把握状況



②情報の公表・更新状況

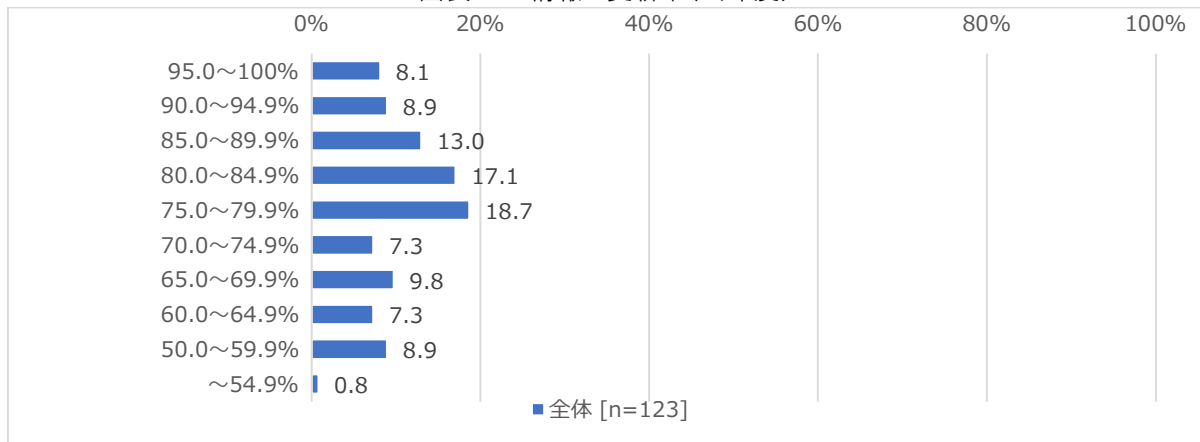
情報の公表率(通年度)は、「90.0～94.9%」が33.3%、「85.0～89.9%」が13.8%、「97.0～97.9%」が12.2%等となっている。

図表 11 情報の公表率(通年度)



情報の更新率（当年度）は、「75.0～79.9%」が18.7%、「80.0～84.9%」が17.1%、「85.0～89.9%」が13.0%等となっている。

図表 12 情報の更新率(当年度)



情報の公表率=公開済みの件数/事業所数 （古い情報のまま公表されている事業所を含めた割合）

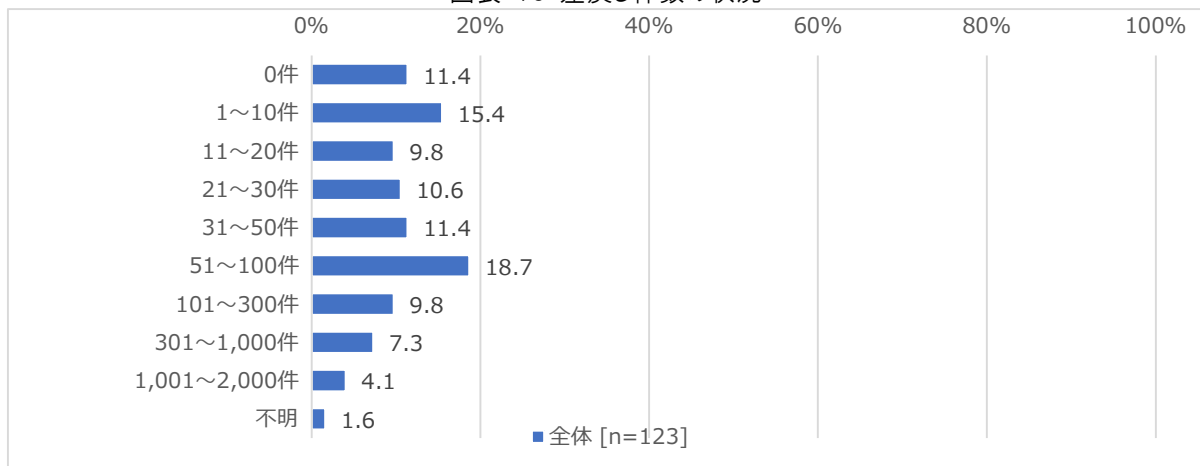
情報の更新率=公開数/事業所数

（注）小数点第2位以下を切り捨てた数値で集計している。

③差戻し件数の状況

登録情報の不備等で差戻しをした件数は、「51～100件」が18.7%、「1～10件」が15.4%、「0件」と「31～50件」がいずれも11.4%等となっている。

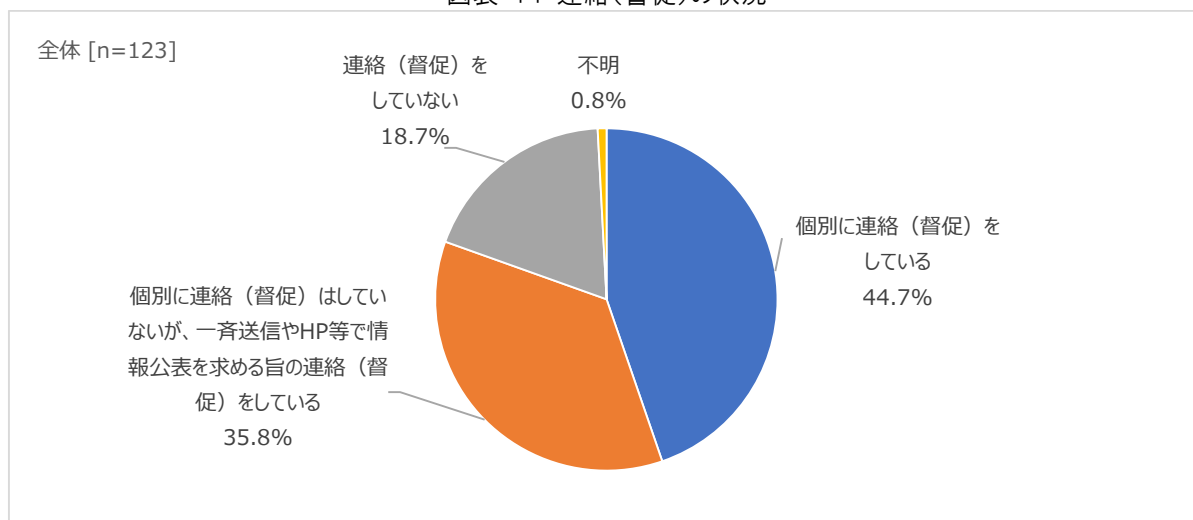
図表 13 差戻し件数の状況



④連絡（督促）の状況

未報告・未更新の事業者に対する個別での連絡（督促）の状況は、「個別に連絡（督促）をしている」が44.7%、「個別に連絡（督促）はしていないが、一斉送信やHP等で情報公表を求める旨の連絡（督促）をしている」が35.8%、「連絡（督促）をしていない」が18.7%等となっている。

図表 14 連絡（督促）の状況



⑤連絡（督促）の方法・体制、対象先の特性、効果・課題など

連絡（督促）の方法・体制、対象先の特性、効果・課題などは、次のとおりとなっている。

（主な回答）

●運営指導・集団指導を活用している

- ・事業所等に対する運営指導・指導監査の際に指摘している。期日までに報告がない場合には、情報公表未報告減算を適用する旨を指摘している。
- ・運営指導において最新の更新年月日を確認し、更新が行われていない場合には指導を行っている。
- ・毎年度の集団指導の書面資料にて、年1回の定期更新について周知している。

●電子メールで督促している

- ・報告・更新の有無を問わず、県が指定権者である全事業者に対し、定期的にメールにて報告・更新依頼の連絡を行っている。
- ・メールで未更新の事業所に督促をしている。（今年度は報告期限の7月31日以降3回送信）
- ・情報公表システムからCSVをダウンロードし、未報告の事業所を特定し、該当事業所へメールで催促している。

●電話で督促している

- ・電話で直接担当者に行っており、担当者に繋がった場合は、公表手続きを進めてもらえることが多い。一方サービス内容によっては、事業所への連絡がなかなか繋がらないケースも多く、電話対応に時間がかかる。
- ・派遣職員（1名）により、事業所へ電話連絡している。また、未公表の場合、減算になることも伝えていることから、連絡が取れた事業所は更新をしているので、公表率は増加している。
- ・未報告の事業所について、委託業者より1ヶ月を経過しても入力がない事業所に対し電話連絡を行い、至急入力するよう指示している。それでも入力がない場合は繰り返し連絡を行い入力するよう指導している。

●複数手段で督促している

- ・毎年5月に情報公表内容を更新するようにメールで周知啓発をした上で、未更新の事業者に対しては、電話により個別に連絡し対応することで適正な報告・更新へと繋げている。

- ・①報告締切り（7/31）前に、全対象事業所へメール一斉送信でリマインド。②報告締切り後に、未報告事業所へメール送信でリマインド。それでも報告の無い事業所には電話にて連絡。③新規事業所については、指定時研修で説明し、②の後でも未報告の場合は個別に連絡
- ・初回更新期日超過後に、全事業所（更新事業所含む）に対して、更新について再通知を行う。差戻し後、再申請がない事業者に対して、個別で電話又はメールにて申請案内を行う。
- 新規指定事業所に督促している
- ・新規指定事業所について、基本情報の入力後 1 か月を経過しても未報告の事業所に対しては、メールの一斉送信で情報公表を求める旨の連絡を行い、その後もなお、未報告の事業所について、個別に電話で督促している。
- ・新規事業所の未報告については、個別に連絡（督促）している。
- ・新規開所の事業所については、実施要綱において定められている報告期限を伝え早急に報告するよう依頼している。
- その他
- ・情報公表未報告減算が創設されたことから、毎月報告状況を確認している。
- ・毎年度 7 月末までに情報を更新の上、承認申請するよう、事業者へ通知を出している。
- ・報告があった際は全ての報告内容を本市の事業所情報登録システムと突合し、入力情報が誤っていた場合は差戻し処理を行い、個別に連絡を行っている。

【対象先の特性】

- ・小規模事業所や、パソコン操作・システム利用に不慣れな事業所が多く、そもそもログイン方法やパスワードの管理方法から確認が必要なケースが見られる。
- ・一部の法人（事業所）は担当者不在と言われたら担当者の名前を聞き後日連絡、担当者に連絡後公表等が無ければ、もう一度連絡。
- ・事業所しか知り得ない情報（職員の給料や事業費等）を公表することに抵抗がある事業所が多い。

【効果】

- ・保健福祉事務所（10 圏域）に未報告・未更新の事業所の一覧を送付し、事業所へ個別に連絡をしている。毎年度の更新では 7 月末時点で未更新だった事業所は 460 件だったところ、督促した結果 8 月末時点では 66 事業所になった。
- ・電話で公表を行っていない事業所へ個別に連絡を行っている。ほとんどの事業所が督促後に公表している。
- ・架電での督促を行ったところ、大幅な公表率の向上が確認できた。

【課題】

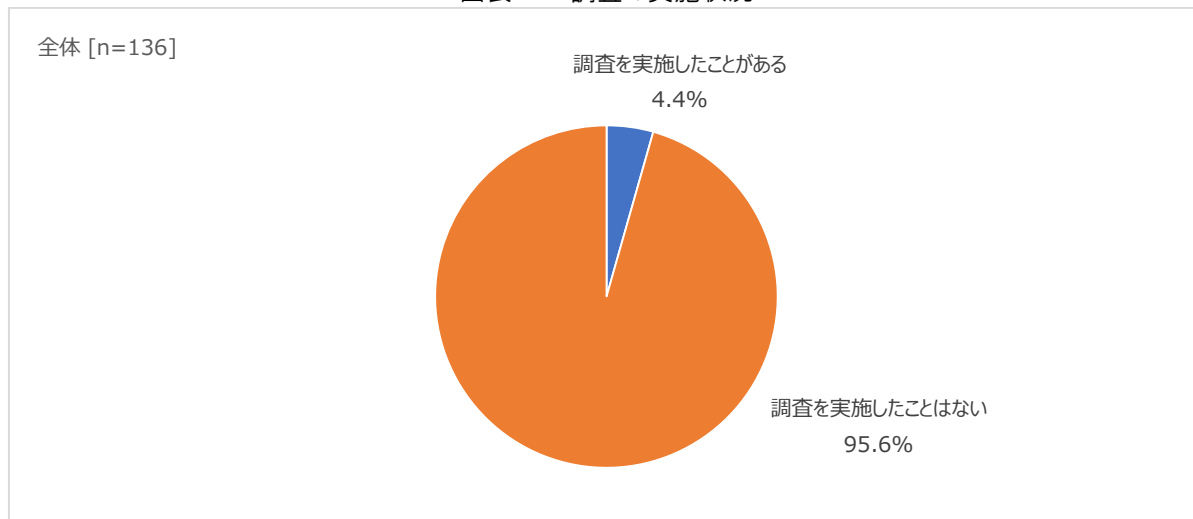
- ・課題としては、メールが配信できない法人が複数あり、連絡が全事業所運営法人に行き渡っていない点である。（メールアドレスの変更等を WAMNET に登録していない、誤ったメールアドレスで登録している、等が原因として考えられる）
- ・経営情報の報告の制度が開始されたため、事業者の会計年度を把握して確認が必要であることから、確認作業により時間を要することが課題と考えている。
- ・連絡後しばらくは報告・承認申請件数が増加するため、一定の効果は見られるが、メールアドレス等の連絡先が変更となっている場合や指定計画相談事業所などの本県が指定権者となっていない場合における報告・更新の催促方法等に苦慮しており、課題と考えている。
- ・差戻してもメールを確認しない事業者が一定数存在するので、差戻しに気付かず差戻しのまま残っている。
- ・1 回目の督促では対応してくれる事業所が多いが、2 回目以降は反応が少ない。メールだけでなく直接電話をする等対応が必要だと考える。
- ・更新をしない事業所への個別連絡・進捗確認及び催促に時間を要している点が課題であると考えられる。
- ・電話連絡により、報告の必要性については概ね理解してもらえるものの、ログイン ID・パスワードの確認や、操作手順の説明に時間を要し、一度の連絡だけでは入力・整備まで完了しない事業所が多い。結果として、複数回の催促やフォローが必要になる点が課題である。
- ・連絡しても後日公表しますといい動かない法人（事業所）もある。

(6) 調査の実施や是正命令について

①調査の実施状況

障害者総合支援法第76条の3第3項および児福法第33条の18第3項の規定による調査（以下、調査という）の実施状況は、「調査を実施したことはない」が95.6%、「調査を実施したことがある」が4.4%（6自治体）となっている。

図表 15 調査の実施状況



②調査の実施件数

直近3年間の調査の実施件数は、次のとおりとなっている。

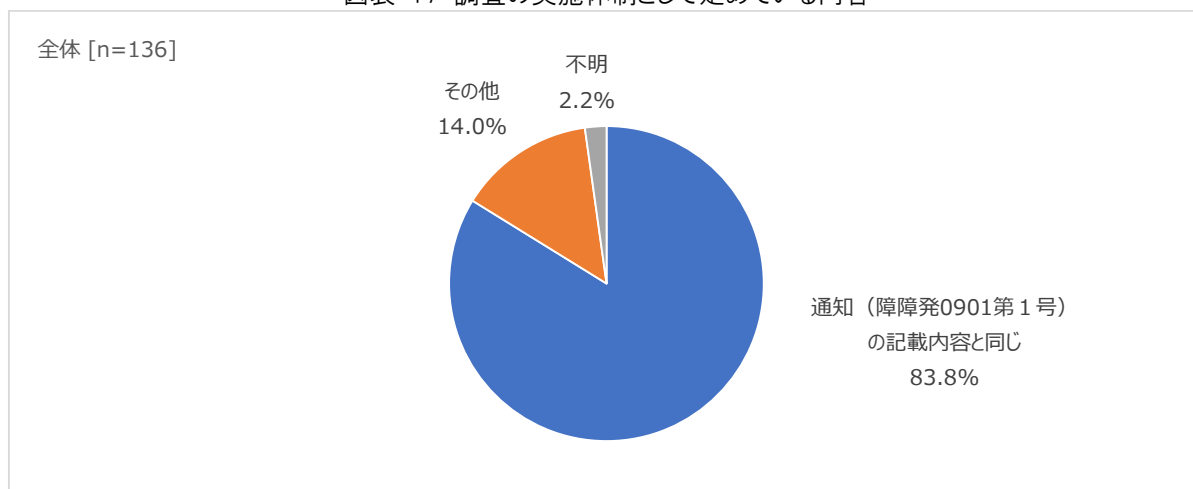
図表 16 調査の実施件数

	都市区分	調査の実施件数 (3年間の合計)	調査を実施した経緯
A	都道府県	115	指定障害福祉サービス等に係る運営指導を行ったため
B	都道府県	2,530	同上
C	指定都市	122	同上
D	指定都市	803	同上
E	指定都市	937	同上
F	指定都市	4,840	同上

③調査の実施体制として定めている内容

調査の実施体制として定めている内容は、「通知（障障発0901第1号）の記載内容と同じ」が83.8%（114自治体）、「その他」が14.0%となっている。

図表 17 調査の実施体制として定めている内容



（注）通知（障障発0901第1号）の記載内容

調査は、職員1名以上で行うものとする。

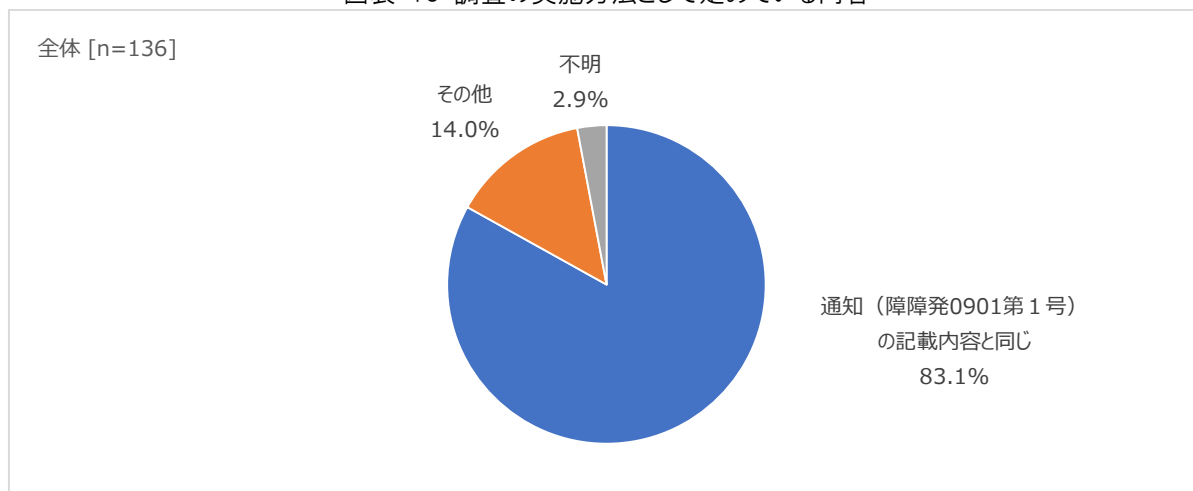
（その他の主な回答例）

- ・特に定めていない。
- ・実施要綱には調査を行うとのみ定めており、状況に応じて行う。
- ・運営指導に係る実施要綱を定めており、運営指導と一体的に調査を行うことを想定している。同要綱では、「指導体制は2名以上の指導班を編成して実施する」としている。
- ・定めている内容はないが、職員1名以上を想定している。
- ・定めている内容はないが、実施する場合は職員2名以上で行う。
- ・調査が必要となったとき定めるものと思われる。

④調査の実施方法として定めている内容

調査の実施方法として定めている内容は、「通知（障障発0901第1号）の記載内容と同じ」が83.1%、「その他」が14.0%等となっている。

図表 18 調査の実施方法として定めている内容



（注）通知（障障発0901第1号）の記載内容

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うことが望ましいが、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方法により行う。

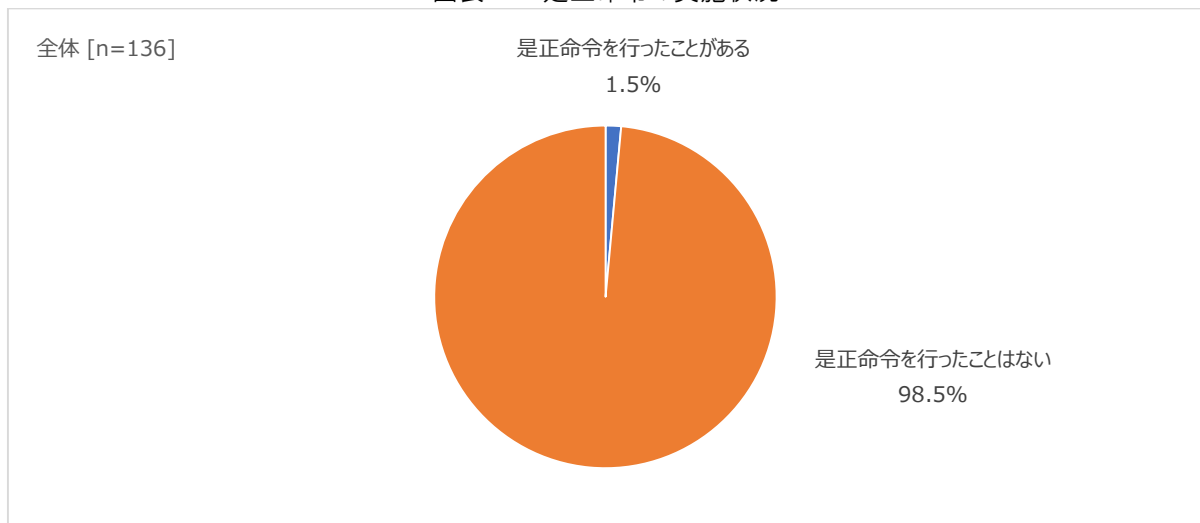
(その他の主な回答例)

- ・特に定めていない。
- ・実施要綱には調査を行うとのみ定めており、状況に応じて行う。
- ・運営指導に係る実施要綱において「運営指導は関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う」と定めている。
- ・定めていないが、面接方法を想定している。
- ・調査が必要となったとき定めるものと思われる。

⑤是正命令の実施状況

是正命令の実施状況は、「是正命令を行ったことはない」が98.5%、「是正命令を行ったことがある」が1.5%（2自治体）となっている。

図表 19 是正命令の実施状況



⑥是正命令の実施件数

直近3年間の是正命令の実施件数は、次のとおりとなっている。

図表 20 是正命令の実施件数

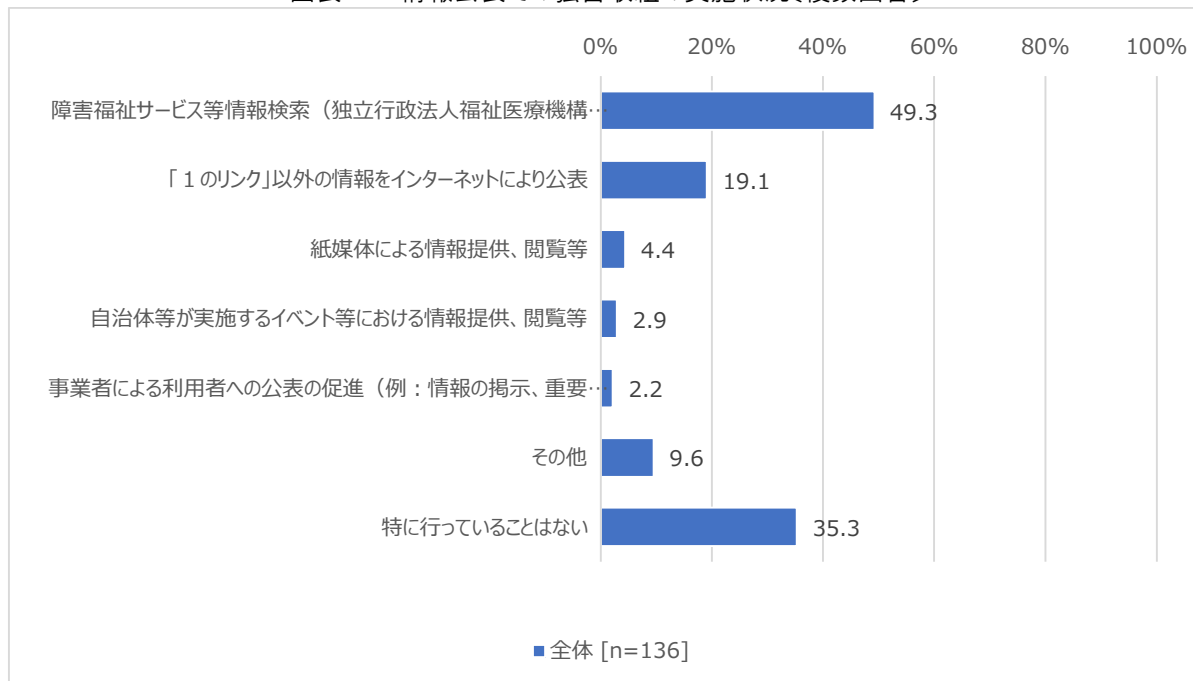
	都市区分	是正命令の 実施件数 (3年間の合計)	是正命令の内容
A	都道府県	5	情報の報告と公表がされていない

(7) 情報公表に関する取組について

①情報公表での独自取組の実施状況

情報公表での独自取組の実施状況は、「障害福祉サービス等情報検索（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）へのリンクを自治体のホームページに掲載」が49.3%、「特に行っていることはない」が35.3%、「「1のリンク」以外の情報をインターネットにより公表」が19.1%等となっている。

図表 21 情報公表での独自取組の実施状況〔複数回答〕



（その他の主な回答例）

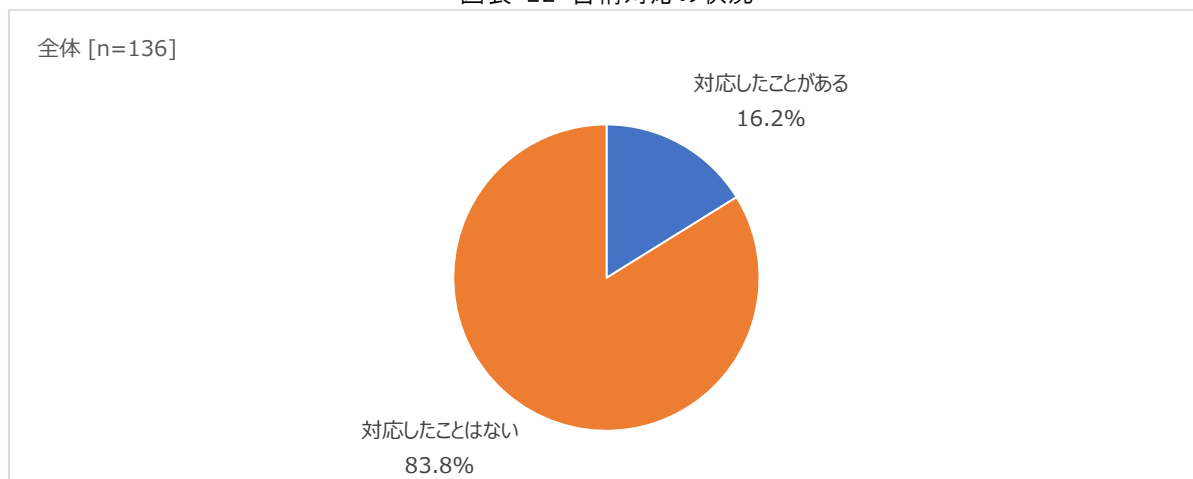
- ・新規指定時に事業所に情報公表システムの入力についての案内メールを送付している。
- ・新規指定時に公表の案内を書面にて送付している。
- ・新規指定時に、メールで個別に障害福祉サービス等情報検索へのリンクを送付している。
- ・運営指導を活用し、経営情報の入力や情報更新について周知している。
- ・集団指導にて情報公表制度に係る制度説明・周知を行っている。
- ・期限内の報告を求める通知を送付している。
- ・自治体ホームページに A 型事業所の経営改善計画書を掲載している。
- ・事業所基本情報の一部を電子データ（Excel 形式）として自治体ホームページに掲載している。
- ・障害福祉情報ホームページ中の事業所個別ページに WAM の事業所個別ページへのリンクを掲載している。

(8) 苦情等の対応について

① 苦情対応の状況

苦情対応の状況は、「対応したことはない」が83.8%、「対応したことがある」が16.2%（22自治体）となっている。

図表 22 苦情対応の状況



② 苦情等の件数

苦情等の件数（3年間の合計）は、多い自治体では50件発生している。

図表 23 苦情等の件数

苦情等の件数 (3年間の合計)	自治体数（都市区分別）			
	都道府県	指定都市	中核市	合計
1件	2	1	2	5
2件		1		1
3件	1			1
4件		1		1
7件				0
10件	1	1	1	3
20件	1		1	2
40件	1			1
50件		1		1
合計（自治体数）	6	5	4	15

③ 苦情等の内容

苦情等の内容は、次のとおりとなっている。

（主な内容）

- 入力負担について
 - ・ 入力方法が難しく手間。
 - ・ 入力する項目がかなり多く、人員が不足しているなかでかなりの手間となる。
 - ・ 更新時期の5月～7月に申請した事業所から経営情報の申請が9月からであったため2度手間等の苦情があった。
 - ・ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護を行っているが、同じ内容を何度も入力しなくてはならない。
 - ・ 介護保険制度下の情報公表とのシステム重複入力の手間に対する苦情（共生型事業所）

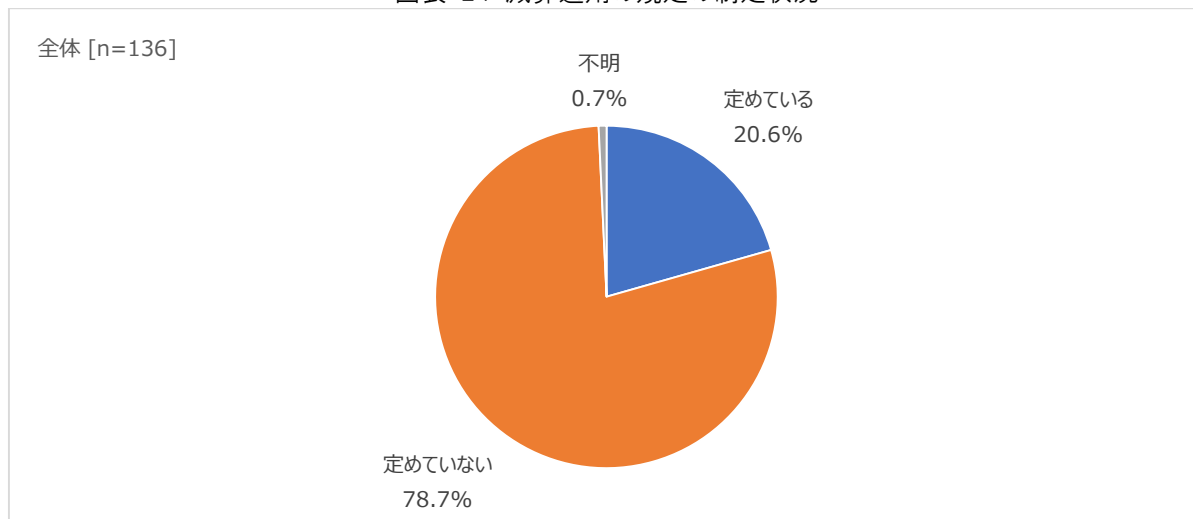
- 入力作業について
 - ・更新方法がわからない。
 - ・ID・パスワードがわからない。
 - ・経営の見える化が始まったときに、収益及び費用の書き方がわからないと言われた。
 - ・入力システムの構造が分かりにくいとのご意見を度々頂いている。
 - ・誤って事業所情報を削除した場合に、復旧ができず、事業所側が全て入力し直すしか方法がないことへ苦情。
- ヘルプデスクについて
 - ・ヘルプデスクへ問い合わせたら、わからないと言われた。県に問い合わせるように言われた。
 - ・ヘルプデスクになかなか電話が繋がらない。県に問い合わせるように言われる。
- 公表情報の内容について
 - ・経営情報の追加に伴う不満。
 - ・財務諸表の添付を行いたくない。
 - ・「一人当たり賃金の公表」について、個人の給与が特定できるので制度がよくないのではないか。
 - ・小規模事業所の場合、職種毎の給与の公表により、個人の給与が特定されてしまう。
 - ・情報公表制度において、決算書を掲載するのはおかしい。
 - ・事業ごとの会計福祉事業全体での会計は会社上、毎年行っているが、サービス事業ごとでの会計は行えていない。しかしながら、運営指導時において必ずサービス事業ごとに区分するよう求められる。
 - ・ある事業所の報告内容が実情と違う。審査して正しい情報を公表すべきではないのか。
- その他
 - ・申請をしたが、いつ公表になるのか（順次確認して公表する旨は説明）
 - ・メールアドレスの公表により、迷惑メールや営業メールが増えた。
 - ・障害者支援施設等災害時情報共有システムとの関係性に関する苦情。

(9) 情報公表未報告減算について

①減算適用の規定の制定状況

減算適用の規定の制定状況は、「定めていない」が78.7%、「定めている」が20.6%（28自治体）となっている。

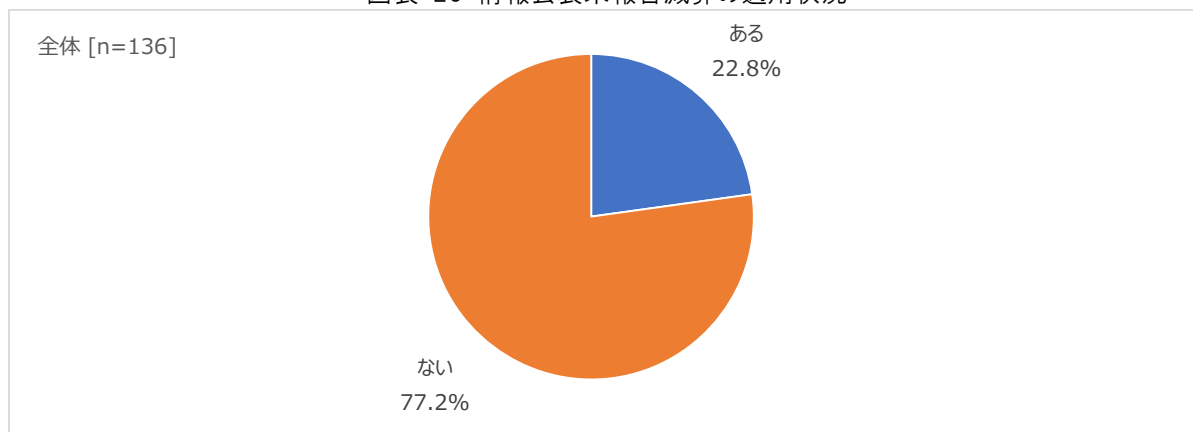
図表 24 減算適用の規定の制定状況



②減算の適用状況

情報公表未報告減算の適用状況は、「ない」が77.2%、「ある」が22.8%（31自治体）となっている。

図表 25 情報公表未報告減算の適用状況



③減算の適用件数

減算の適用件数（2年間の合計）は、多い自治体では49件適用している。

図表 26 減算の適用件数

減算の適用件数 (2年間の合計)	自治体数（都市区分別）			
	都道府県	指定都市	中核市	合計
1件	4	1	5	10
2件	5		4	9
3件	1	1	1	3
4件			1	1
6件		1	1	2
7件			1	1
16件	1			1
23件		1		1
24件	1		1	2
49件	1			1
合計（自治体数）	13	4	14	31

④減算の適用までの経緯・概要

減算の適用までの経緯・概要は、次のとおりとなっている。

（主な内容）

●事業所からの報告

- ・未報告について、事業所側から自己申告があったことにより発覚した。
- ・法人から、人員不足により報告が困難であるため、情報公表未報告減算を適用したうえで当該報告を行わない方針である旨の申し出と共に体制等届の提出があり、適用した。
- ・報告を失念していたため、加算等の届出の際に合わせて当該加算を算定するとの申し出あり。

●運営指導において把握

- ・運営指導において情報公表未報告減算が適用される可能性について指摘。その後、事業所が自ら減算をかけて請求を行った。
- ・令和6年度の運営指導において判明したため、事業者に対し、是正改善措置結果の報告及び介護給付等返還状況の報告を求めている。
- ・実地指導にて未報告が発覚し指摘したが、期日までに報告がなかったため減算とした。
- ・運営指導において2回連続未報告が発覚したため減算を適用した。

●報告期限までに報告がなかった事業所に適用

- ・令和7年7月31日まで基本情報及び運営情報について報告のない事業所については個別に電話をかけて報告するよう促した。それでも報告がなかったため、令和7年12月に行った運営指導時に12月中に報告がなければ1月以降減算が適用になる旨伝えたと、12月中に報告が行われなかったため、減算を適用した。
- ・要綱に則り、新規指定の場合は1か月以内の入力・既存事業所は7月31日までに情報の更新がされているかチェックをしている。新規指定の場合は、新規指定時・指定月の20日ごろに催促メールを送付しており、既存事業所は情報更新が始まる5月頭・6月頭・7月頭・7月末の4回催促メールを送付したが、必須項目の入力がなかったため減算となった。
- ・新規指定事業所について、実施要綱で定められている報告期限日を電話にて伝えたとうえで報告を依頼。その後、未報告の場合、一度電話にて催促を行うも、未報告が解消されず期限を超過したため、報告期限の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで減算した。
- ・減算がかかる旨を説明したが、「パソコンの操作が分からないので入力できない。減算がかかってもかまわない。」と回答された事業所について、説明後も入力がなされなかったため適用。

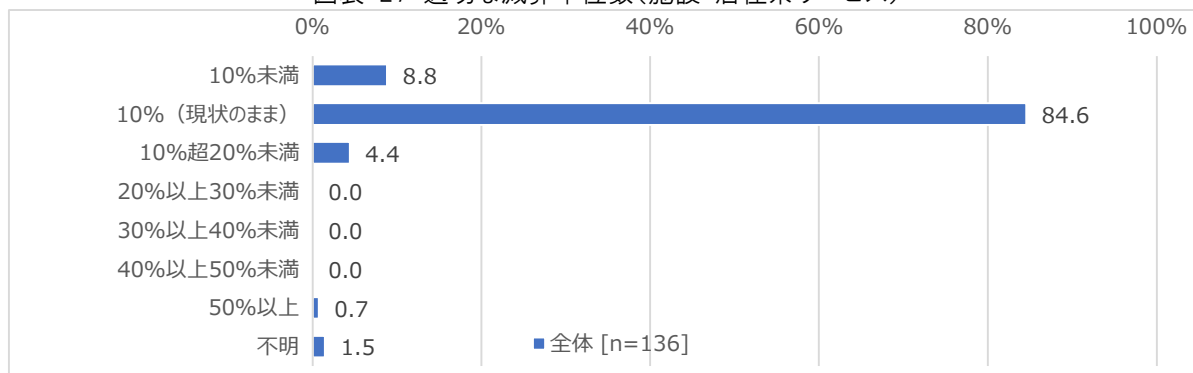
●その他

- ・事業所の指定更新の際に公表の有無を確認しており、確認により未公表が発覚した。
- ・不定期にWAMNETから情報公表の情報を確認し、各振興局（出先機関）へ情報提供を行っている。その際、情報公表がされていない事業所が発覚し、減算が適用された。
- ・災害時共有システムの訓練の際に未報告が発覚した。

⑤適切な減算単位数

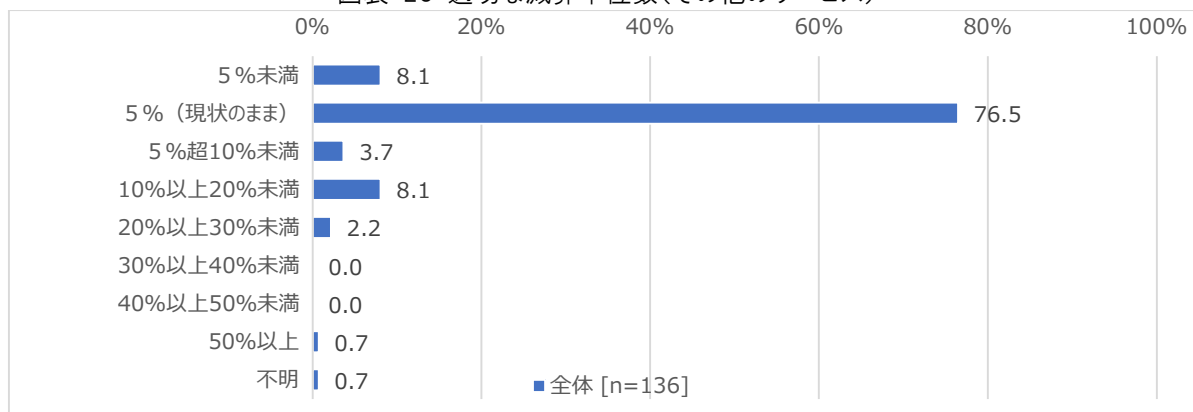
適切な減算単位数は、施設・居住系サービスでは「10%（現状のまま）」が84.6%、「10%未満」が8.8%、「10%超20%未満」が4.4%等となっている。

図表 27 適切な減算単位数（施設・居住系サービス）



その他のサービスでは、「5%（現状のまま）」が76.5%、「5%未満」と「10%以上20%未満」がいずれも8.1%等となっている。

図表 28 適切な減算単位数（その他のサービス）



⑥減算単位数を選んだ理由

減算単位数を選んだ理由は、次のとおりとなっている。

●減算率を引き下げる方向性の意見

- ・公表を促進するという目的は加味したうえで、10%の減算はかなり重いと感じるため。
- ・業務継続計画未策定減算、身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算と比較し、利用者の処遇に直接影響がないにもかかわらず、減算の割合が高いと考える。
- ・本来、報酬はサービス提供に対する評価であるところ、情報公表を促進するという制度の趣旨が、報酬の10%・5%もの減算に値するとは考えられず、説明できない減算率と考えます。市民が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるようにとの情報公表制度の有効性は、そのシステムの不自由さから、現場レベルではほとんど実感がありません。（自治体の周知が足りないことが理由ではありません。）

●減算率を揃える方向性の意見

- ・障がい者へサービス提供を行う点では居住系サービスもその他のサービスも違いがないことから、情報公表未報告減算については同じ減算率で良いのではないかと考える。
- ・利用者が個々のニーズに応じて選択するための情報公表であることから、サービスの種類を問わず同率の減算とするのが適切と考えるため。
- ・全てのサービスに対して、同じ減算単位数として良いかと思います。また、情報公表未公表減算以外の減算と鑑みても、基本報酬の10%は妥当かと考えます。
- ・減算割合そのものは適正であると思うが、サービスによって割合に差をつけるべきではないと考えるため。（個別支援計画未作成減算などは共通の割合）

●減算率を引き上げる方向性の意見

- ・利用者のサービス選択権を保障するために公表を促進するという制度の趣旨を踏まえ、現行の減算適用割合より若干の引き上げが適当であると考え。また、利用者の事業所の滞在時間等の生活影響度を考慮し、サービス種別による減算適用割合の傾斜も引き続き実施したい。過度な負担を強い経営を圧迫しすぎることなく、事業継続と制度遵守の両立を図れることが理想である。
- ・情報公表制度はいわばだれでもアクセスできるネット上の事業所名簿のようなものだ認識しています。利用者が事業所選びをする上で、事業所情報を事前にネット上で把握できるということは非常に有意義であることから、利用者目線に立脚すると、事業所に対して情報公表を行っていない場合は、高い減算率を適用しても良いと考えます。
- ・運営指導において、減算率を全サービス統一した方が事業所に混乱が少なく、施設・居住系以外のサービスが現状5%では注意喚起の意味では減算率が低いので全サービス10%以上20%未満の減算率が適切と考える。

●減算率を変更しない方向性の意見

- ・現状の施設・居住系のサービスの10%、その他のサービスの5%という減算単位で十分に情報公表を行わなければならない動機付けになっていると感じるため。実際に、新規で指定を受けた事業所から、「情報公表未報告減算は避けたいので、情報公表制度について報告の仕方を教えて欲しい」といった趣旨の問い合わせを受けることがあるため、そう感じた。また、施設・居住系のサービス事業者とその他のサービスで減算単位に差があることについても、サービス利用者の生活の場としての機能の重要性を考慮すると妥当であると感じる。
- ・減算対象になったことで、既に多くの事業所が申請してくれるようになったため。
- ・令和6年度改定で導入・見直しされた他の共通減算（例：虐待防止措置未実施減算＝1%、業務継続計画未策定減算＝3%/1%）の項目と比較して、情報公表未報告がもたらす不利益は大きく、相対的に高い水準の減算が妥当だと考えられるため。施設・居住系は生活の場を提供し、事業者情報が利用者の安全・選択に与える影響が大きい一方で、その他のサービスは影響が相対的に分散し、この二段階設定はリスクに応じたメリハリとして妥当だと考えられるため。
- ・公表を促進するために、情報公表未報告減算を設けることは必要であると思うが、身体拘束廃止未実施減算等の他の減算制度もあるため、事業者の事業運営等を考慮して現状の減算単位が適当であると考え。

●その他

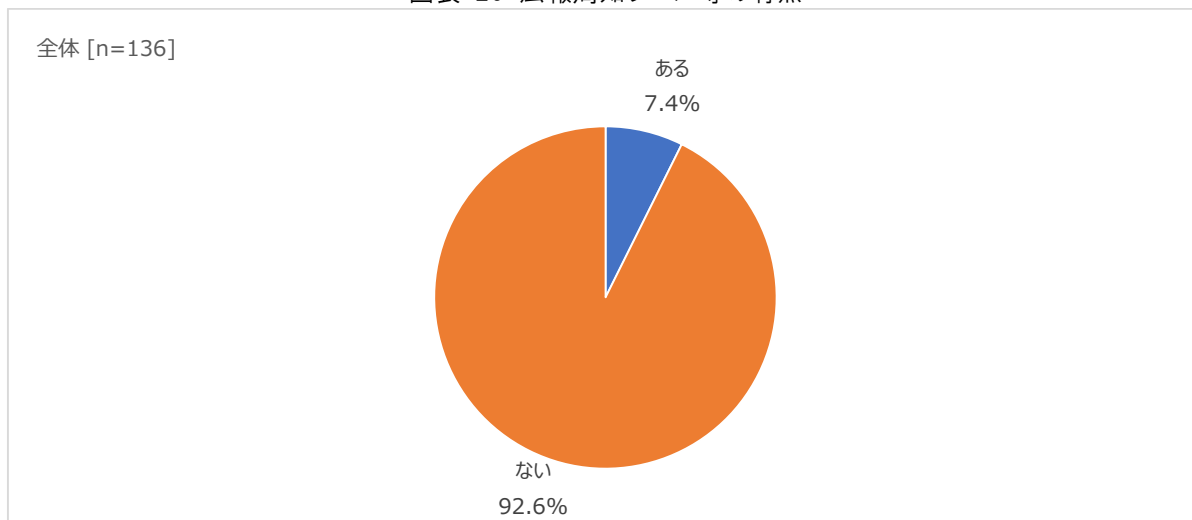
- ・減算割合を増やせば強制力は増すが、そもそも、報告（公表）を促進するためには減算制度を設ける以前に、情報公表システムを利用者、事業所、自治体等にとって使いやすく、公表する意味があるものとして、改善していくことが必要であると考え。
- ・公表を促進するという制度の趣旨であれば、義務を課してやらなければペナルティ的な減算ではなく、きちんと毎年公表していたら加算等、事業所が前向きに取り組めるような仕組みになったらよいと思います。

(10) その他

①広報周知ツール等の有無

広報周知ツール等の有無は、「ない」が92.6%、「ある」が7.4%（10自治体）となっている。

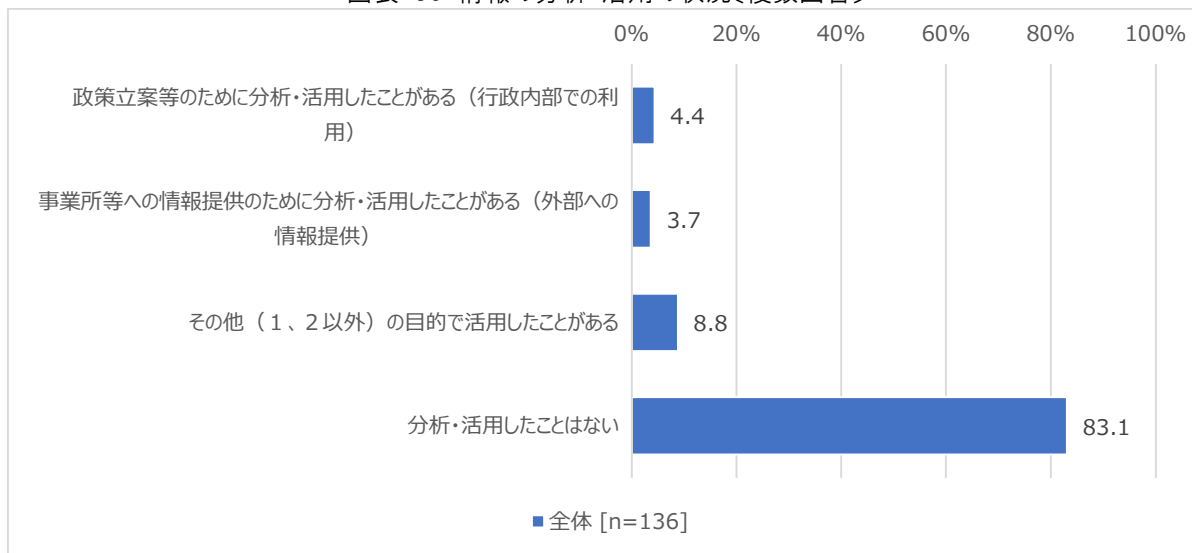
図表 29 広報周知ツール等の有無



②情報の分析・活用の状況

情報の分析・活用の状況は、「分析・活用したことはない」が83.1%、「その他（１、２以外）の目的で活用したことがある」が8.8%、「政策立案等のために分析・活用したことがある（行政内部での利用）」が4.4%等となっている。

図表 30 情報の分析・活用の状況〔複数回答〕



（その他の回答）

- ・事業所の住所や電話番号などの基本情報の照会。
- ・事業所への運営指導の際に活用する。
- ・事業所の連絡先（メールアドレス）の問合せに対して、情報公表システムを案内した。
- ・市民や事業者からの問い合わせに対してワムネットを案内した。

③情報の分析・活用の概要

情報の分析・活用の概要は、次のとおりとなっている。

(主な内容)

●事業所情報の確認

- ・事業所への連絡先（メールアドレス等）を把握するために活用している。
- ・職員の人数の把握。
- ・就労継続支援事業所が、特徴的な作業を行っているか調べた。
- ・運営指導の実施にあたり、事前に事業所情報等を確認するのに使用した。
- ・市へ提出している届出と整合性が取れているかの確認を行う際に活用している。
- ・指定管轄外の地域の事業所の情報収集
- ・WAM-NETのオープンデータを活用した事業所一覧を整備し、相談やケースワーク対応の中で利用。
- ・事業所へのメール送信や電話など新規指定から変更があった場合に活用し、連絡を行っている。
- ・事業所指定業務を行う中での参考として閲覧している。

●情報提供に活用

- ・システムから抽出した事業所のメールアドレスを市町に情報提供した。
- ・必要に応じて相談支援事業所等の関係機関に情報提供をする。
 - ・開所を希望している法人等からの問い合わせに対し、事業所運営の指標として閲覧を促すことがある。
- ・福祉サービスの利用を検討している障がい者に対して情報提供するのに利用した。

●その他

- ・市内におけるサービス事業所の分布状況を地域で比較するのに活用した。
- ・議会対応等において、事業所情報の詳細部分の把握・分析に活用したことがある。
- ・業務管理体制データ管理システムのデータとの突合等に活用する場合がある。

④情報公表制度やシステムに関する意見

情報公表制度やシステムに関する主な意見は次のとおりとなっている。

(主な内容)

●情報公表システムが使いにくい・使われていない

- ・現行のWAMNET「障害福祉サービス等情報検索」システムは、情報が煩雑かつ、利用する障害児者等にとってわかりにくい用語や数値が羅列されており、本制度の趣旨である「利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択」には不適切な仕様であると感じる。真に利用者が必要とする項目は何かを精査すべきではないか。
- ・利用者等への情報提供の場として当該システムが適切に機能しているのかぜひ検証してほしい。実際に使いにくい、見づらい等の声が寄せられており、減算制度を設けて、半ば強制的に事業所に報告させているが、使われていないなら無駄な労力であるため。また、事業所、自治体にとって扱いやすいシステムとなるよう、意見聴取のうえ、大幅に改修してほしい。
- ・現状の制度は事業者にとっても自治体にとっても大きな負担となっており、直接的なメリットが少ないため公表や活用に繋がらないものと考えます。公表項目をより絞り、一方で受入可能人数（空き情報）など利用者確保に繋がる情報を公表できるようになれば、事業者、自治体、市民にとって利便性も上がり、制度の趣旨も理解されと感じます。

●入力項目が多く、入力・確認の負担が大きい

- ・情報公表システムへの入力が必要な項目が多く、入力する事業所や自治体側で申請内容を確認する際の負担が大きいため、入力項目の絞り込みや簡素化等を検討いただきたい。
- ・公表内容の項目においては、届出等が必要な内容と重なる項目も多く、公表の承認においては、その内容を事業所台帳等と突き合わせ、確認している。届出等の時点で内容を確認、事業所への補正依頼等ののち、事業所台帳等へ反

映しており、双方2度手間感もあり、入力ミスや確認ミスが起こりえる。事業所数や入力項目（経営情報含む）も増加していることから、利用者等に活用いただく趣旨を考えると、公表（入力）項目の選別が必要ではないか。事業所情報における重要な公表事項だけに絞り、その確認作業に注力すべきかと考える。

- ・入力項目が多いため、事業者の負担になっている。事業者からは、経営情報の見える化で追加された内容が、既存の項目と重複するものもあり、何度も入力しなければいけないとの声が出ている。

●登録情報の質の確保について

- ・内部の問題だが、他の業務量が多く、情報公表の申請がきた際に各事業所の一つ一つの項目を確認することが難しい。
- ・情報の更新はしているが、内容が実態と異なっている事業者が多い。内容を精査するには人員が足りない。
- ・ワムネットに登録した事業所で過去に廃止となった事業所の手入れができていない。

●「経営情報の見える化」について

- ・今年度から経営情報の入力も必要となり、事業所の負担も管理する自治体の負担も増加していると感じている。特に経営情報は決算終了後3か月後に入力することになっており、それぞれのタイミングを把握することは難しく執行管理をすることが難しいように思えるので統一した方が良いのではないかと思います。
- ・令和7年8月から始まった「経営情報の見える化」に伴い、事業者からの問い合わせが非常に多く、その対応に苦慮している。経営情報は、国や都道府県が、政策や支援策の検討を行うために活用するための基本データであり、全国で統一した取扱いが必要なことから、具体的な入力方法等を記載した事業者向けマニュアルや、事業者からの問い合わせ内容とその回答を取りまとめたFAQ等を整備いただきたい。
- ・経営情報の申請が令和7年8月から稼働したが、現状システム上、公表内容の申請と経営情報の申請を併せて行うことしかできず、経営情報の申請時に公表内容に変更がなかったとしても、公表内容の申請を行わなければならない、それに伴い承認申請件数が増加しているため、公表内容の申請と経営情報の申請を分けて申請できるシステムを構築して欲しい。
- ・今後、厚労省から指示があると思うが、経営情報の調査・分析についてどのような作業があるか等、説明いただけるとありがたい。

●必須項目は、必ず入力しなければならないようなシステムにしてほしい

- ・事業所が障害福祉サービス等情報公表システムに入力する際、本来必須項目である項目について「必須」となっていないため、事業所が入力してこないことが多く、差戻しを行わなければならないため事務負担が大きくなっている。入力必須項目について「必須」と表記し、入力されていない場合は申請できないようなシステムにしていきたい。
- ・「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」Ⅲ 3（1）に規定される「報告が必須の情報」と、情報公表システム上の「必須項目」が一致していない。そのため、法令上の必須項目を記入せずとも承認申請が可能となっており、審査事務の負担が膨大となっているため改善していただきたい。
- ・通知で示されている必須項目とシステム上の必須マークが一致していないため、申請時に必須項目の入力漏れが目立っている。通知とシステムの整合性をとっていただきたい。

●システムでの必須項目を追加してほしい

- ・必須項目以外の項目においても入力していない場合の判断は、人や自治体によってばらつきが出てしまうため、基本的に選択肢（ある・なし・該当なしなど）は必須項目にし、入力がない場合は送信できなくするなどシステムの工夫をお願いしたい。
- ・各項目の記載に係る注意書きにおいて「（回答不能な場合を除く。）」という文言があることにより、ほとんどの情報を入力せずに申請してくる事業者が多いため、文言を工夫していただきたい。
- ・情報公表システムと災害時情報共有システムが連携されていることを踏まえ、「システムからの連絡先」の項目について必須項目にしていきたいです。理由としては、災害時情報共有システムでメールを送信する際、宛先の登録がない場合は送信できません。システムからの連絡先又は災害時情報共有システムのメールアドレスの設定を必須にいただくことで、事業所へ登録を促す事務負担軽減になると考えます。

●基準省令とシステムの記載を整合させてほしい

- ・入力項目の中で、基準省令にない表現を使用しているものがあり（「非専従」等）、事業所から入力方法について質問が来た際に返答に迷いが生じる。同様の質問について、ワムネットヘルプデスクへ案内をしてよいのか、窓口の線引きが不明瞭である。

- ・システムの項目と基準省令の内容が一致していないものがあるため改善していただきたい。例えば、専門的支援加算は令和6年報酬改定時に他の加算（専門的支援体制加算・専門的支援実施加算）に移行したが、システム上では変更されていない。
- システムの検索機能を向上してほしい
 - ・障害福祉サービス等情報公表システムのトップページについて、「住所」「法人名」「事業所名」「事業所番号」からしか検索できないため、利用者や支援者にとって非常に不便。まずは「サービス種別」で検索できるようにしていただきたい。
 - ・障害者や障害児保護者から見て、事業所の特色や支援内容等、魅力的な情報が分かりやすく掲載されていない。そのため、事業者も公表に積極的ではない印象を受けている。支援内容についてカテゴリー検索や絞り込み検索が出来たり、事業所側が動画や画像のリンクを掲載できるようになると良いと思う。障害児通所支援については、支援プログラムや自己評価結果の公表をWAMで行うようにしてもらえると、自治体としては確認しやすい。
 - ・障害福祉サービス等情報検索の画面について。複数の条件で検索できるようにしてもらいたい。（例：〇〇県と●●県にある、△△という名前が含まれる事業所）。全角半角、大文字、小文字、スペースなどは区別せず、検索できるようにしてもらいたい。（例：事業所名「〇〇HelpService」と「〇〇help service」）
- システム間を連携してほしい
 - ・今後移行予定の障害台帳共通化システム（電子申請届出を含む）について、届出等の内容が共通化システムに反映されるとともに、情報公表システムと連携されることにより、入力の手間やミスが軽減され、双方の事務負担減になる。（ただし、届出等の補正等に時間がかかり、届出時期と公表時期が大きくずれる可能性はある。）
 - ・指定権者において初期の手入力することが省略できればありがたい。事業所台帳システムへの入力もあり、あちこちに同じような入力をする事となり非効率である。データを自動的に反映できるようなものだと余力が生まれ、公表内容のチェックなどに時間を割くことが可能である。
 - ・事業者の負担軽減のためにも、現在構想中の「障害福祉関係手続共通化システム」の情報と本制度のシステムの情報を自動連携するなど、報告方法の簡略化を図っていただきたい。
- 掲載できる情報を追加してほしい
 - ・令和7年10月1日に創設された「就労選択支援」へのシステム側の対応が未了のため、急ぎ対応して欲しい。
 - ・障害児通所サービス事業者が公表しなければならない「自己評価」や「支援プログラム」について、公表システム内での掲載によって公表したこととなるように基準やシステムの仕組みを変更すべきと考える。
 - ・基準や加算で「公表」が要件となっているものを原則全て情報公表システムでの公表とすれば、ホームページを持たない事業者も公表しやすくなり、届出審査や運営指導などにおいても確認が容易になると思います。
- 事業者が入力しやすくしてほしい
 - ・従業者に関する事項の入力画面で、該当サービスに関係のない項目は非表示としてもらいたい（例：居宅介護の入力画面に、児童発達支援管理責任者、生活支援員、訪問支援員等々の項目が表示される等）
 - ・システム入力作業が複雑であり、事業所の担当者が入力に苦慮しているため、入力時に自動的にエラーメッセージや不備箇所を表示させる機能を追加するなど、システムの大幅な改修を希望します。
 - ・明らかに事業所が入力した情報に誤りがある場合（例、経営情報の入力画面で『全体費用<内訳費用』となっている、月額給料に年間給料が入力されている等）でも申請できる仕様になっており、確認・差戻し作業に時間がかかっている。システムの的にエラーが出るように改善していただきたい。
- 入力項目を減らしてほしい
 - ・事業所登録の際、「ふりがな」で法人等の名称を記入する欄があるが、のちに検索がしづらくあまり意味を感じないため省略できるようにして欲しい。
 - ・利用者目線での報告項目の精査が必要であると考え。例えば、加算の算定状況が報告項目にあるが、ほとんどの利用者やその家族は算定要件を知らないで、当該項目は有用ではないと考える。
- 登録状況の確認や督促作業をしやすくしてほしい
 - ・未公表、未更新事業所に対して、システムから一斉連絡ができる機能が欲しい。
 - ・情報公表システムの公表内容が更新されると、履歴が残らず、過去の公開情報の確認が出来ないため、更新後においても履歴が確認できるようにしてほしい。履歴残すことがシステム上困難である場合には、指定権者が経緯を入力できるような備考欄を作成して欲しい。
 - ・経営情報の申請について、決算期や事業年度で検索ができる仕様になっていないため、検索できるようにして欲しい。

い。

●システムを修正してほしい

- ・障害福祉サービス等情報公表システムのウィンドウ（画面展開）について、「←（戻る）」を押してしまうと、エラーとなり、再度、ログインを行う必要があるため不便である。
- ・システムにログイン後、一括申請のボタンが最初に表示されるため、誤ってクリックする場合が多い。そのことによる差戻の依頼も多くあるため、公表情報を確認後に表示されるように変更してほしい。
- ・差戻しを実施した際、自治体のメールアドレス宛にもその通知メールが届くが、事業者宛に対するメール内容は自治体には不要であるため、届かないように設定してもらいたい。差戻し件数も多いことから、メール削除にも多くの所要時間を要しています。

●ヘルプデスクやマニュアルについて

- ・システム面での問題など本県では対応できない事業者からの問い合わせ内容について、障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスクを案内するものの、当該ヘルプデスクにて県に問合せするよう案内され、事業者から再度問い合わせがある場合がしばしば見られ、対応に苦慮している。
- ・機構が作成している事業所向けマニュアルが概ね不評です。結局のところ、自治体が独自でマニュアルやQAを作成せざるを得ない状況ですので、マニュアルを作成されるのであれば、よりわかりやすいものをご作成いただけると幸いです。
- ・経営情報の入力内容について問い合わせがあるが、説明会資料等にな書かれていない内容の問い合わせもあり、回答に苦労している。システム操作に関する問い合わせ窓口だけでなく、入力内容に関する問い合わせ窓口を設置してほしい。若しくは、より詳細なルールを記載したマニュアルを整備してほしい。

●減算の適用等について

- ・事業所からの申請について、内容を精査して差し戻しをしていると100%公表を達成するのは難しい。差し戻し中の事業所について、これまで減算対象とはしていないが、具体的に減算とする条件（●回指導したが改善が見られない場合、●か月改善の報告がなかった場合など）他県の具体的な取り組み例があれば共有していただきたい。
- ・情報公表制度の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市となっているが、未公表減算の適用については、指定権者である自治体が判断することから、計画相談支援や障害児相談支援の指定権者である市町村についても、本制度の実施主体としていただきたい。
- ・調査の実施や是正命令について聞いたことがないので、事例を共有していただきたい。

●その他

- ・法令での位置付け（指定権者である自治体が要綱に基づき事業者に報告を求めるもの）と現状（国がシステム構築し国要綱を9/1に直前に発出して9/1にはシステムから事業者に報告を求めていること）に齟齬があり、自治体の内部手続き（本市における要綱改正はR7.11）を経ることなく、報告を求めている現状はいかがなものかと考える。
- ・情報公表システムを用いた、分析・活用は経験がないので、ぜひ参考に取り組み例を共有していただきたい。

(11) 調査結果のまとめ

- ・障害福祉サービス等情報公表制度の運営体制については、多くの自治体が直営としており、担当職員数は平均で1自治体あたり3.9人となっている。また、情報公表制度の報告内容（事業者が登録する情報）については、ほとんどの自治体が「報告が必須の情報」のみとしている。
- ・情報登録・更新状況について、ほとんどの自治体が個別での把握を行っている。制度では年1回の情報登録・更新義務があり、登録・更新の状況は自治体で違いがあるものの、情報の公表率（更新されていない情報も含めた公開数の割合）は、90～95%程度の自治体が多く、情報の更新率（登録後に情報の更新もされている公開数の割合）は、75～85%程度の自治体が多くなっている。多くの事業所が情報公表を行っているが、一部、情報更新の滞っている事業所のある様子もうかがえる。
- ・未報告・未更新の事業者に対する個別での連絡（督促）の状況については、「個別に連絡（督促）をしている」自治体が4割強、「個別に連絡（督促）はしていないが、一斉送信やHP等で情報公表を求める旨の連絡（督促）をしている」自治体が4割弱、「連絡（督促）をしていない」自治体が約2割という状況である。連絡（督促）の方法としては、運営指導・集団指導の場を利用するもの、電子メールや電話での個別連絡など、さまざまな方法が用いられている。
- ・情報公表制度の登録情報は、独立行政法人福祉医療機構ホームページ（WAMNET）において、「障害福祉サービス等情報検索」システムとして公開されているが、自治体独自での情報公開の取組状況としては「障害福祉サービス等情報検索へのリンクを自治体のホームページに掲載」がほぼ半数となっており、自治体のホームページからWAMNETのシステムに飛べるようにしているところが多い。また、「リンク以外の情報をインターネットにより公表」している自治体も約2割見られる。
- ・情報公表制度への苦情等への対応については、対応したことのない自治体が約8割、対応したことのある自治体が約2割という状況である。多くの自治体で苦情等は発生していないが、一部、苦情件数の多い自治体もあり、地域差が見られる。苦情の内容としては、情報登録（システムへの入力作業）の負担に関することなどが多くなっている。
- ・令和6年度報酬改定により、情報登録を行わない事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設されたが、この減算適用規定の制定状況について聞いたところ、「定めていない」自治体が約8割と多くなっている。また、情報公表未報告減算の適用状況については、適用したことのない自治体が約8割となっている。情報登録を行わない事業所は各自治体で一定数あるものと想定されることから、減算の適用は途上である様子がうかがえる。なお、減算を適用したことのある自治体に、適用の経緯等を聞いたところ、事業所側からの自己申告、運営指導の場で把握、期限までに報告がなかった事業所に適用等のさまざまな経緯が挙げられている。
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の普及啓発に関し、自治体で広報周知ツール等を用意しているかどうかを聞いたところ、多くの自治体でそのようなツール等は用意されていない状況となっている。また、制度の登録情報に関し、情報の分析・活用を行っているかどうかを聞いたところ、ほとんどの自治体が「分析・活用したことはない」としているが、何らかの分析・活用を行っている自治体も1割程度見られる。

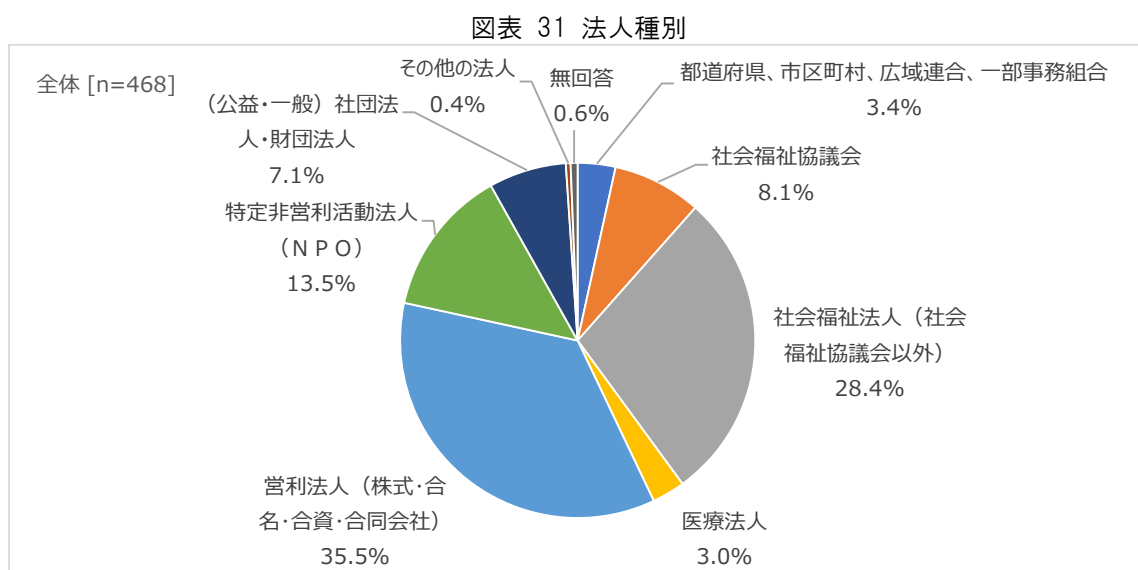
5 情報公表制度に関する事業者調査の結果

調査対象	計画相談支援、障害児相談支援の事業所（全国の事業所から無作為抽出）	回収状況	送付数	1,000
			有効回答数	468
			有効回答率	46.8%

(1) 事業所の基本情報

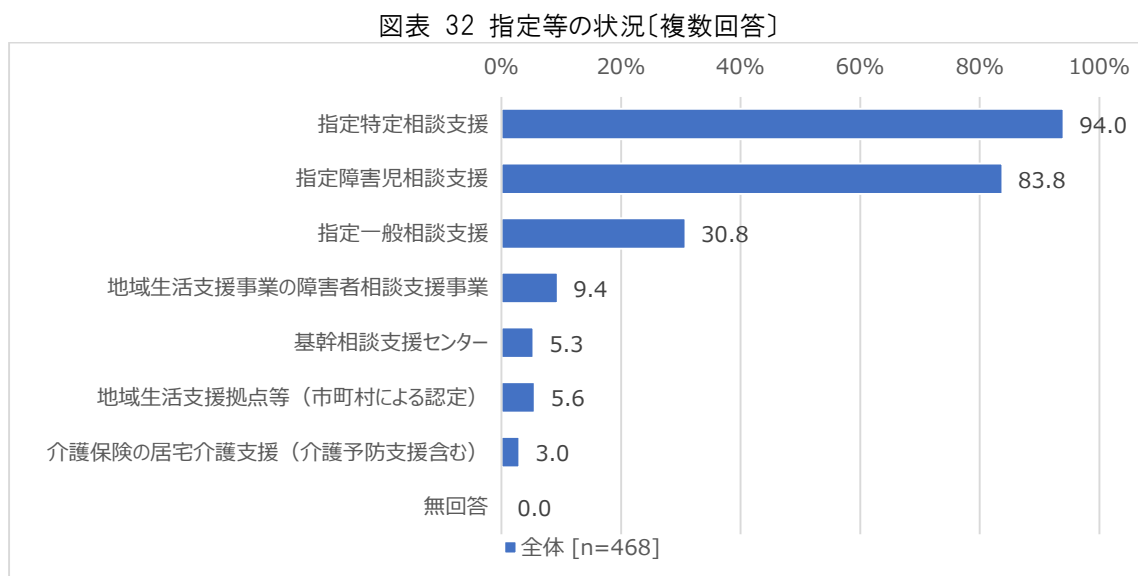
①法人種別

法人種別は、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が35.5%、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が28.4%、「特定非営利活動法人（NPO）」が13.5%等となっている。



②指定等の状況

指定等の状況は、「指定特定相談支援」と「指定障害児相談支援」のほかは、「指定一般相談支援」が30.8%等となっている。



③サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成件数

事業所のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成件数（令和7年4月から11月末までの合計件数）は、平均で208.6件となっている。

図表 33 サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成件数（令和7年4月から11月末までの合計件数）

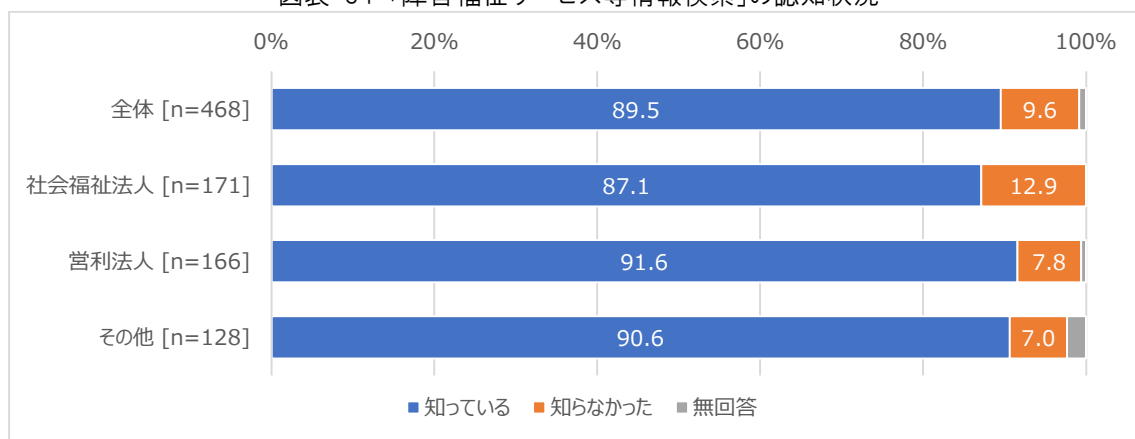
法人区分 (単位：件)	全体 [n=439]	社会福祉法人 [n=158]	営利法人 [n=158]	その他 [n=120]
平均値	208.6	213.8	214.5	194.8
中央値	142.0	174.5	134.5	126.5

(2) 「障害福祉サービス等情報検索」の活用状況

①「障害福祉サービス等情報検索」の認知状況

「障害福祉サービス等情報検索」の認知状況は、「知っている」が89.5%と多くなっている。

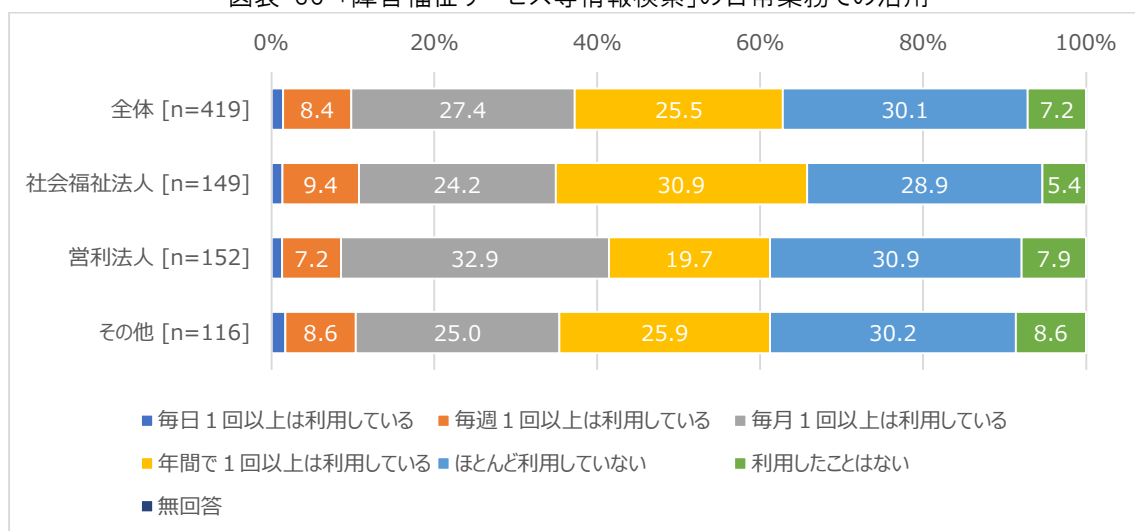
図表 34 「障害福祉サービス等情報検索」の認知状況



②「障害福祉サービス等情報検索」の日常業務での活用

「障害福祉サービス等情報検索」を知っている事業所に、日常業務での活用状況を聞いたところ、「ほとんど利用していない」が30.1%である一方、「毎月1回以上は利用している」が27.4%、「年間で1回以上は利用している」が25.5%となっている。利用している事業所が約6割、利用していない事業所が約4割である。

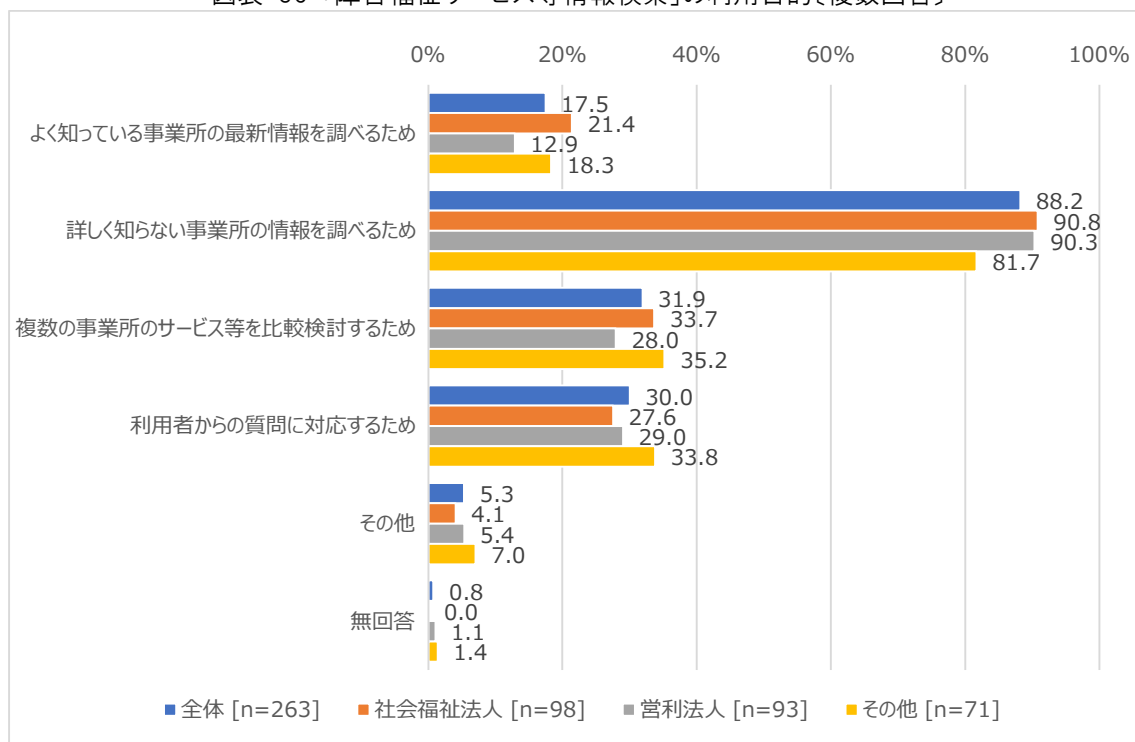
図表 35 「障害福祉サービス等情報検索」の日常業務での活用



③「障害福祉サービス等情報検索」を利用している事業所の状況

「障害福祉サービス等情報検索」を利用している事業所に、利用目的を聞いたところ、「詳しく知らない事業所の情報を調べるため」が88.2%と多くなっている。また、「複数の事業所のサービス等を比較検討するため」が31.9%、「利用者からの質問に対応するため」が30.0%見られる。

図表 36 「障害福祉サービス等情報検索」の利用目的〔複数回答〕



「利用者からの質問に対応するため」を回答した事業所に、「障害福祉サービス等情報検索」の情報を利用して回答した質問の内容について自由記入で聞いたところ、76件の回答があった。内容としては、他市町村の事業所を探してほしいなど、広く事業所を探す必要のある依頼への対応や、障害特性への対応や特定のサービスの実施有無など、事業所の詳しい情報を把握する必要のある依頼への対応等が多く挙げられている。

(主な回答例)

- ・近隣に事業所があるがサービスとして使えるか確認したい。
- ・作業療法士など専門職の有無を確認してほしい。強度行動障害に対応している事業所を知りたい。
- ・他市のサービス事業所について、どんな事業所があるか。
- ・調べたい事業所について、該当ホームページがないため、営業日や電話番号、所在地などの情報を教えてほしい。
- ・自宅から通所しやすい事業所を教えてほしい。
- ・特定の地域のグループホームの情報を調べてほしい。
- ・遠隔地のサービス事業所について調べるため。
- ・スタッフの配置状況、専門職の情報。
- ・地元どんなグループホームがあるか探してほしい。
- ・希望する地域で希望サービスがどのくらいあるか、現在利用している事業所以外で同じサービスの事業所はあるか。
- ・生活訓練終了後、地元以外の就労移行支援や選択支援を利用したいので調べてほしい。
- ・どのような場所にあるか。自力通所の場合はバス、電車での移動は必要か。どの障害種別に対応しているか。新規の利用相談はできるか。
- ・利用者が希望するエリアで障害福祉サービスを提供している事業所があるかどうか。
- ・地域を指定しての施設の情報を教えてほしい（自宅から通えそうな作業所を教えてほしい、この地域にグループホームはないか等）。 など

「障害福祉サービス等情報検索」に掲載されている情報で、特に役に立っている情報について自由記入で聞いたところ、173件の回答があった。さまざまな情報が挙げられているが、中でも、事業所の住所や連絡先、地図情報など、場所の確認や連絡先の確認で役に立っているという事業所が多く見られる。また、特定の情報というよりは、広域で事業所情報を検索できること自体が有用であるという声も多い。

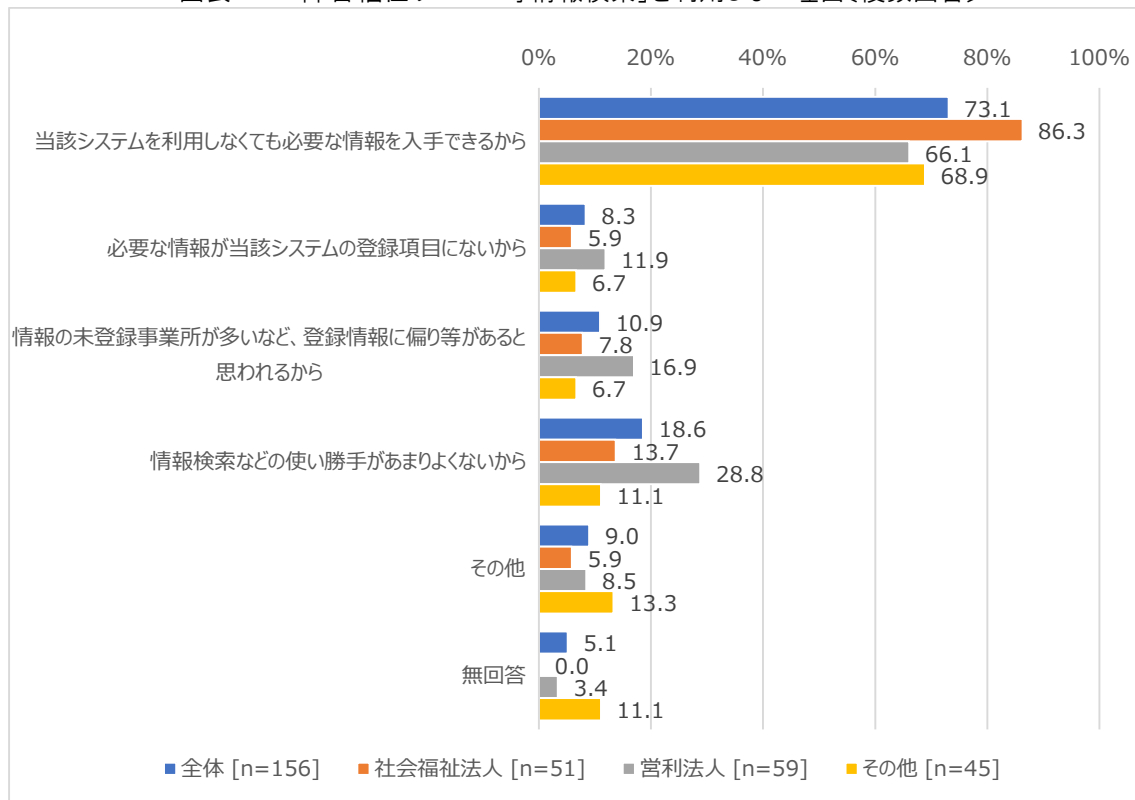
(主な回答例)

- ・住所、事業内容
 - ・サービス内容、加算の取得状況等
 - ・県外の事業所情報
 - ・住所、連絡先、事業所のHPにつながる場所
 - ・依頼を受けた事業所を探す際、地域ごとに必要としているサービス事業所が検索できる
 - ・事業所の場所や連絡先及び人員体制など
 - ・圏域外の入所施設やグループホームの情報や重度訪問介護、居宅サービスを探すときに活用
 - ・職員の数や資格者、事業所規模、場所、どんなサービスを提供できる事業所かがわかる
 - ・サービスごとの事業所絞り込み、現管理者の確認
 - ・事業所の運営方針、法人の実施する他のサービスの情報
 - ・地図で事業所の場所を確認できること
 - ・全国の事業所を検索できることや、事業所の運営主体について、他に運営する事業についても情報が得られること
 - ・市内の情報はすでに把握しているので、市外の情報など知らない地域の情報検索に役立っている
 - ・マップ情報が利用者の自宅から近いサービス事業所を探すのに役立っている
 - ・住所、電話番号、営業時間、営業区域
 - ・ホームページが見つからない事業所の場合、事業所の詳細情報を知る目的で活用している
 - ・地域にどのくらいの事業所があるのか把握でき、希望するサービスを選択して見つけることができる
 - ・引っ越しなどで県外に行かれる方の事業所を探す際に情報収集できる
 - ・ヘルパー事業所を探す際に、介護なのか障害なのかわかりにくいことが多いが、WAMNETではわかりやすく書かれている
 - ・事業所の所在地、具体的なサービス内容
 - ・地図上に表示されるので、「通いやすさ」を視覚的に比較しやすい
 - ・利用者の生活圏内にある事業所の検索、サービスごとの事業所の検索、県境の利用者の場合の他県の事業所の検索
 - ・所在地、連絡先
 - ・事業所所在地、事業所連絡先などコンタクトをとる手段を得ることができる点と事業所のポリシーを理解する一助となっている
 - ・サービス利用可能なエリア、日時等の情報、サービス提供の種類
 - ・営業日や時間
 - ・地図、送迎の有無、障害種別、定休日
 - ・系列の他の障害福祉サービスの有無
 - ・他市町村のサービスごとの事業者がわかる
- サービス内容や所在地の確認
- ・ヘルパー事業所は介護保険の指定しかとっていないことがあるため、利用者から相談があった場合に対応可能かどうかを知ることができる など

④「障害福祉サービス等情報検索」を利用していない事業所の状況

「障害福祉サービス等情報検索」を利用していない事業所に、利用しない理由について聞いたところ、「当該システムを利用しなくても必要な情報を入手できるから」が73.1%と多くなっている。法人種別では、営利法人で、「情報検索などの使い勝手があまりよくないから」が28.8%見られる。

図表 37 「障害福祉サービス等情報検索」を利用しない理由〔複数回答〕



利用しない理由で、「必要な情報が当該システムの登録項目にないから」を回答した事業所に、情報で不足していると思われるものについて自由記入で聞いたところ、16件の回答があった。内容としては、サービスの空き状況などを挙げるものが多く、また、サービス毎に詳細な情報を求めるものも見られる。

(主な回答例)

- ・ 空き状況、対応送迎範囲、対応状況（障害種別、行動障害等への対応）
- ・ 地域のインフォーマルサービスについての情報
- ・ 具体的な活動内容、事業所のアピールポイント
- ・ リアルタイムでの空き状況
- ・ 事業所の作業内容や特徴
- ・ 現状の利用・受け入れ情報
- ・ 共同生活援助であれば、空き状況、男女受け入れ、建物形状、費用、区分の必要性等など、居宅介護の場合は、登録ヘルパー数、人員換算数、対応時間帯、空き状況、就労継続支援であれば、空き状況、作業内容、月額賃金、月額工賃、送迎有無、就労時間などの情報があれば助かる
- ・ 事業所の内容の詳細（例：就労系であれば、作業内容・支援終了後の就職先等のステップアップ先・現状の受入れ利用者の障害種別と割合、事業所で取り組みを試みている支援内容等）
- ・ 児童通所の送迎の有無、グループホームの対象者や基本料金 など

利用しない理由で、「情報検索などの使い勝手があまりよくないから」を回答した事業所に、不便に感じる点について自由記入で聞いたところ、19件の回答があった。内容としては、項目が多すぎることや検索手順がわかりにくいこと、他の検索サイトの方が楽に使えることなどが挙げられている。

(主な回答例)

- ・相談支援専門員としての業務で検索する限りでは不要な項目などが多すぎる。必要な情報までたどり着くまでが時間がかかる。
- ・最初に必要な情報は送迎の有無・食費・就労継続支援B型なら平均工賃や各事業所の仕事内容なので、ホームページを閲覧した方が早い。地図があるので利用者宅からの距離などを確認するには活用することもある。
- ・対象者の詳細条件や実際の利用の流れ、注意点など現場で知りたい情報にたどりつけない。
- ・最新の情報でない。
- ・システムの使い勝手がよく分からない。
- ・使い慣れていないのもあり、必要な情報がどこにあるのかわからない。
- ・見づらい。ほしくない情報も公表されていて検索しにくい。
- ・検索に時間がかかる。検索手順が多い。
- ・事業所検索までにかかる手続きを考えると、同等のレベルで情報が取れるGoogleマップ等で十分。
- ・情報が読み取りにくく、利用する側のほしい情報が少ない。適切な運営のされていることが確認できる程度のレベル。
- ・他の検索サイトの方が使い勝手がよい。
- ・知りたい情報にたどりつくまでが手間。 など

相談支援業務に役立てる観点から、「障害福祉サービス等情報検索」の機能や情報で、充実してほしいもの、新たに追加してほしいもの、改善してほしいもの等について自由記入で聞いたところ、157件の回答があった。内容としては、サービスの空き情報、受け入れ可否等の情報を求めるものが多くなっている（ただし、リアルタイムでの更新は難しいだろうということも認識されている）。その他、事業所の概要や特色が伝わる情報なども挙げられている。

(主な回答例)

- ・事業所の特色、どんなところに力を入れているかなどの掲載があるとよい。
- ・ホームページがない事業所は、パンフレット等の登録があると、よりイメージがしやすい。
- ・身体・知的・精神・難病・医療ケアなど、対応している障害種別ごとに検索ができる機能を追加してほしい。
- ・サービスの空き情報が記載されておらず、現在利用可能かどうか分からない。
- ・実際に利用した人の声や利用者満足度などの情報がなく、サービス内容の比較や選択がしにくい。
- ・空き情報が分かると思うが、その都度更新しなければならなくなるので難しいだろうとも思う。
- ・事業所の受け入れ態勢のリアルタイム更新。空きがあるのかないのか、結局問い合わせることになる。
- ・情報量が多すぎるため、ほとんど掲載している情報は見ない。所在地と連絡先に加え、どのような支援をしているのか、何が特色かがわかる記載がほしい。
- ・事業所の特色、交通便の良さ、送迎の有無など細かな情報があればいいと思う。
- ・事業所の概要や特徴を自由記入の紹介文章や写真で見られる情報があれば、参考にできると思う。
- ・施設や事業所の空き状況。利用者の口コミ情報
- ・利用者への提供実績で、近々の平均、男女比、空き情報等載せてほしい。実費負担の詳細を載せてほしい。
- ・難しいと思うが、各自治体の地域生活支援事業も検索できたらありがたい。
- ・ヘルパー支援の空き情報などタイムリーに更新する情報。
- ・インフォーマルサービスの情報。
- ・Googleのように検索入り口を一つにして、そこから都道府県・市町村・サービス等の項目で探せるようにすれば、利用頻度が上がるのではないかと。使い勝手を良くしてほしい。
- ・複数の地域をまとめて選択し、一覧表示できるようにしてほしい。
- ・希望する詳細情報の条件（入浴の有無、日曜日に営業している等）の事業所を一覧表示できるようにしてほしい。

- ・難しいと思うが、リアルタイムで事業所の定員の空き状況がわかるシステム。
- ・サービスの対象者の人数や空き情報などがわかれば助かります。
- ・どんなサービスをしているか、例えば作業内容や支援内容等があるとなおよい。
- ・法人名や事業所名の一部でヒットするように、簡単に検索できるようにしてほしい。空き状況が検索できるようにしてほしい。
- ・改善してほしい点として、北海道のように市町村が200か所くらいあるところは、もっと市町村の選択がしやすくなると助かります。例えば振興局単位で検索できるとか、地図からワンクリックで検索できるとかでしょうか。とにかく目的の市町村を探すのに時間がかかってしまいます。
- ・充実してほしい点として、グループホームのリアルタイムな空き情報を検索できるとよいです。
- ・利用できるかどうか、リアルタイムでなくてもいいが空き情報などがざっくりでもいいのでわかるとよい。
- ・事業所の雰囲気を知りたいので、写真や活動内容、キャッチコピーなどあれば助かる。空き情報がタイムリーにわかる方法。
- ・文字だけでなく、視覚的に理解しやすいようにできたらありがたい（利用者もイメージを持ちやすい）。
- ・利用受付中か、締め切っているか、利用希望の待機者はいるかがわかるとありがたい。
- ・可能であれば、サービスの開所時間（特に児童発達支援事業所毎に開所時間が異なるので、確認できるとありがたい）
- ・複数市町村での同一サービス事業所を検索できるようにしていただきたい。
- ・生活介護やB型事業所で作業や活動内容が具体的にわかるもの。
- ・移動支援の事業所検索ができるとありがたい。通所施設の具体的な仕事の内容がもう少しわかると良いと思う。
- ・施設の空き状況がリアルタイムで分かるとありがたい。
- ・就労サービスの「作業内容」、グループホームの費用負担の幅（〇万円～〇万円）など。
- ・強度行動障害、高次脳機能障害など特殊な障害を受け入れる事業所の情報を充実してほしい。
- ・社会資源が少ない市町村もあるため、検索結果を市町村ごとではなく広範囲で見れるようになると助かります。
- ・資源が少ないため定期的に現状の利用可能状況がわかるとありがたい など

ふだん相談支援業務を行うにあたり、「障害福祉サービス等情報検索」以外にどのような情報（資料やホームページ等）を活用しているかを自由記入で聞いたところ、308件の回答があった。大部分が、自治体等が作成している事業所リスト、ガイドブック、ホームページ等の情報、また、個々の事業所のホームページやパンフレット等の情報を挙げており、その他、自立支援協議会や相談支援事業所間での情報交換なども挙げられている。

（主な回答例）

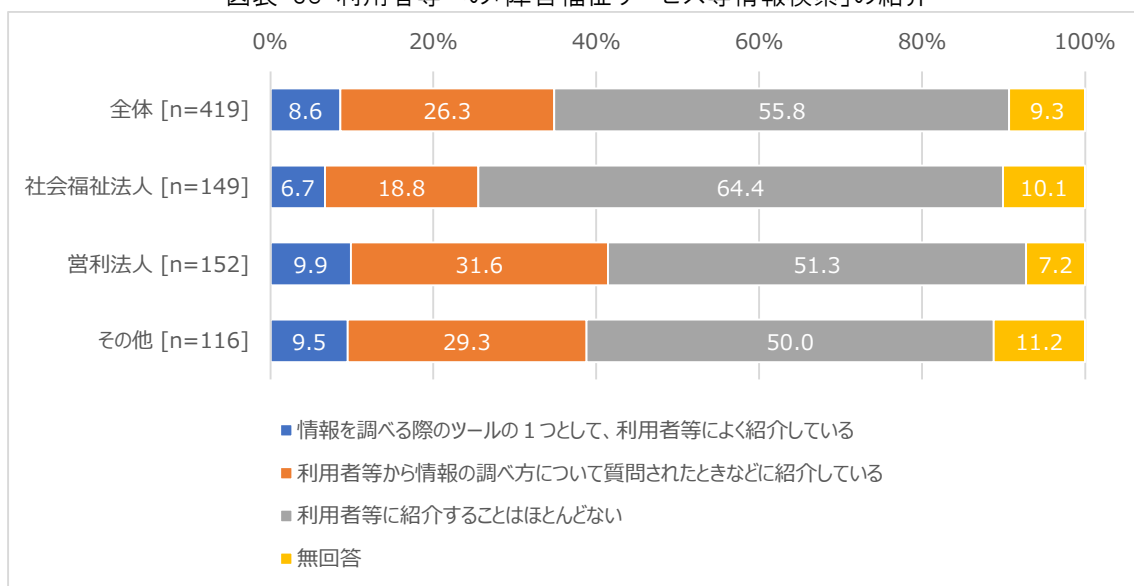
- ・事業所パンフレット
- ・障害福祉のしおり、インターネット
- ・事業所パンフレット、市内の障害児通所支援事業所の情報をまとめた冊子（事業所の特徴などを掲載）を活用しています。
- ・自立支援協議会の中の相談支援部会に参加し、情報を得るようにしています。
- ・県HPや事業所のHP、基幹相談支援センターからの情報を参考にしている。
- ・ホームページや他相談支援事業所からの情報提供など
- ・各事業所のリーフレットやチラシ、ホームページ等を活用している。
- ・事業所のホームページ等を活用
- ・行政のホームページ等に記載されている事業所一覧や法人ごとのホームページ。
- ・市が発行している障害福祉の手引きのようなものを参考にすることが多い。また、自立支援協議会の各部会に参加し情報を得ている。
- ・その事業所のやっているブログが、一番雰囲気がわかりやすい。
- ・各自治体の事業所リスト
- ・市のホームページ（障害福祉サービスの分野）を活用している。
- ・各自治体で作成している福祉マップや、事業所情報の冊子、ホームページ等。
- ・県や市のホームページの事業所一覧、事業所のパンフレット、他事業所の相談支援専門員に尋ねる など

(3) 利用者における「障害福祉サービス等情報検索」の活用状況

①利用者等への「障害福祉サービス等情報検索」の紹介

利用者等への「障害福祉サービス等情報検索」の存在や利用方法等についての紹介の状況を聞いたところ、「利用者等に紹介することはほとんどない」が55.8%である一方、「情報を調べる際のツールの1つとして、利用者等によく紹介している」「利用者等から情報の調べ方について質問されたときなどに紹介している」は合わせて34.9%となっている。

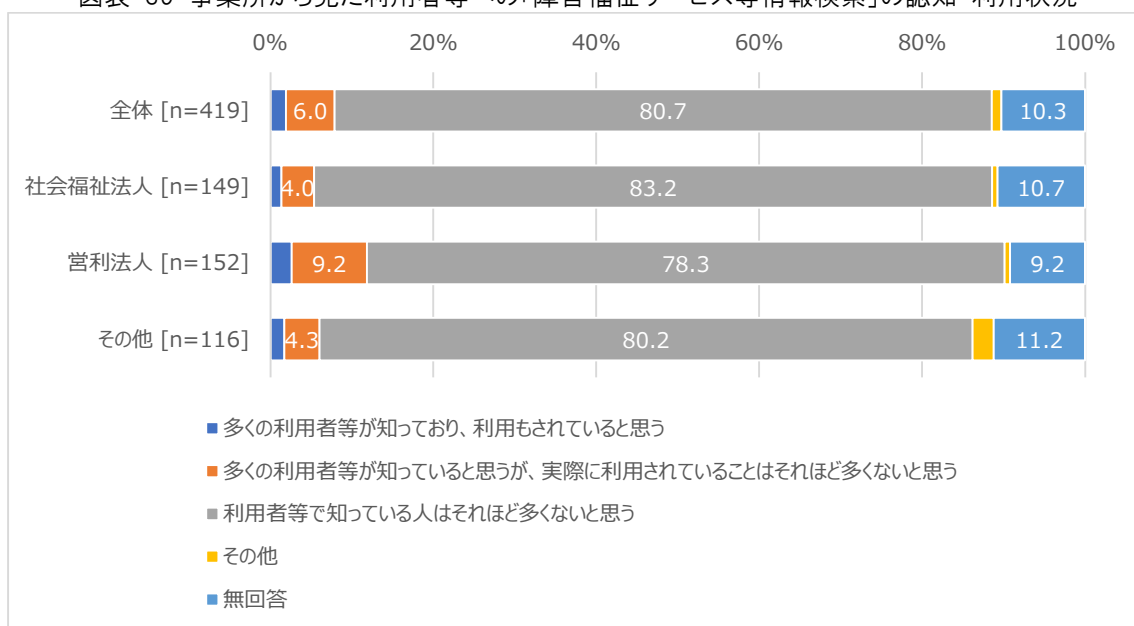
図表 38 利用者等への「障害福祉サービス等情報検索」の紹介



②事業所から見た利用者等の認知・利用状況

事業所から見て、利用者等の「障害福祉サービス等情報検索」の認知・利用状況をどの程度と考えるか聞いたところ、「利用者等で知っている人はそれほど多くないと思う」が80.7%と多くなっている。

図表 39 事業所から見た利用者等への「障害福祉サービス等情報検索」の認知・利用状況



(4) 調査結果のまとめ

- ・障害福祉サービス等情報公表制度において、収集された情報は WAMNET の「障害福祉サービス等情報検索」において一般に公開されているが、そのシステムの認知状況は、相談支援事業所の約 9 割となっている。一方、情報公表システムの日常業務での活用状況については、利用している事業所が約 6 割、利用していない事業所が約 4 割と分かれている。
- ・システムを利用している事業所の利用目的としては、「詳しく知らない事業所の情報を調べるため」が多く、個別事業所の状況を調べるために利用されている様子がうかがえる。公表情報で役に立っているものとしてさまざまな情報が挙げられたが、事業所の住所や連絡先、地図情報など、場所の確認や連絡先の確認で役に立っているという事業所も多く、システムで個別事業所の概要を見たうえで、必要に応じて先方への連絡等を通じて、さらに詳しく情報を得る等の活用がされているのではないと思われる。
- ・システムを利用していない事業所における、利用しない理由としては、「当該システムを利用しなくても必要な情報を入手できるから」という意見が多くなっている。業務で活用している情報源としては、自治体等が作成している事業所リスト、ガイドブック、ホームページ等の情報、また、個々の事業所のホームページやパンフレット等が多く挙げられており、こうした情報源で十分という事業所も少なくない。
- ・システムの機能で充実してほしいもの等については、サービスの空き情報、受け入れ可否情報等を求めるものが多くなっている。これらの情報は即時性が求められることから、現状の情報公表制度の枠組みに合わせることは難しいが（回答者においてもその点は認識されている）、上記のように連絡先情報なども利用されていることから、連絡先を確認して個別に空き状況などの問い合わせを行うといった利用もされていると推察される。
- ・WAMNET の「障害福祉サービス等情報検索」について、サービス利用者等への紹介の状況を聞いたところ、紹介していない事業所が多いものの、紹介している事業所も一定数見られる。一方、サービス利用者等のシステム認知・利用状況については、それほど多くないと考える事業所が大部分となっており、一般への普及はそれほど広がっていないという見立てである。

6 事業者団体へのヒアリング調査

事業者団体へのヒアリング調査を実施し、情報公表制度・システム、経営情報の見える化に関する意見を聴取した。

◆ヒアリング先

一般社団法人全国介護事業者連盟
全国身体障害者施設協議会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会

◆ヒアリング日時

令和8年2月20日（金）14:00～16:00

（調査はオンラインで実施し、この時間帯で3団体から順次意見聴取を行った。）

◆ヒアリング項目

- ・障害福祉サービス等情報公表システムにおける令和8年度以降の経営情報の分析・公表に関し、望ましいあり方や留意すべき点などについて
- ・システムへの情報登録から集計データ等の分析・公表に至る一連の「見える化」プロセスに関し、気になることや意見等について

◆ヒアリング概要（主な意見）

（情報公表制度・システムについて）

- ・障害福祉サービス等情報公表システムの大きな課題としては、自治体ごとに情報公表の解釈や対応が異なり、周知や運用に差異が生じていることがある。例えば、ある自治体では詳細な公表を求められる一方、別の自治体ではそこまで求められないなど、現場で混乱が生じているので、より統一的で具体的な周知や事例の提示が必要だと考えている。
- ・また、多くの事業者が介護事業と障害福祉事業を運営しており、介護と障害福祉で公表内容が大きく異なると現場が混乱するという声も多く寄せられている。介護と障害福祉の比較ができるしくみや、両分野の違いを明確にすることも重要と感じる。
- ・障害福祉サービス等の情報公表制度については、数年前からシステムが稼働しており、令和6年の報酬改定で情報未登録の場合は減算の対象となることを認識している。
- ・情報公表は重要なことと認識しているが、現場では、登録作業の負担が課題となっている。特に複数サービスを展開している場合、同じ内容を何度も入力しなければならない。設問の基準が不明確な場合もあり、どこまで詳細に登録すべきか、判断に迷うことも多い。
- ・社会福祉法人は毎年「現況報告書」をWAMに登録しており、他にも国保連への請求など多くの業務がある。登録に関する業務で可能なものをデータベースに連携・一元化できれば、負担が軽減されるのではないかと考えている。負担が大きすぎると、入力ミスや誤った情報の登録が増え、制度自体の信頼性にも影響するのではないかと危惧している。

（経営情報の分析・公表のあり方について）

- ・障害福祉事業のみを運営している事業所は介護に比べて少なく、他の事業と兼業しているケースが多いため、会計情報を障害福祉事業と他事業で明確に分けておらず、正確な数字の公表が難しい事業所も多いことに注意する必要がある。
- ・従業員数が少ない事業所では、職員情報の登録で、給与や待遇などの情報が個人を特定できてしまう懸念もあり、どこまで詳細に公表すべきか、多くの問い合わせを受けている実態がある。統一的なガイドラインや周知等が必要である。
- ・経営情報の「見える化」によって、自治体と事業者が経営課題を共有し、伴走型の支援につなげることが理想だと思う。既存の経営実態調査は回答率が約50%と低く、余裕のある事業所が中心の回答となっている印象がある。より多くの事業所のデータを集め、経営が厳しい事業所への支援や、地域ごとの課題把握に活用できることを期待している。
- ・サービスごとの収支状況や法人全体の経営指標など、今後の事業運営や報酬改定の資料として有効に活用できることを期待している。ただし、全ての情報を網羅的に収集することが現場に過度な負担をかけないよう、バランスが必要である。
- ・経営情報の分析にあたっては、回答しない事業者が一定数存在することへの対応が必要と考える。真面目に制度を守って情報登録する事業者と、そうでない事業者の差が、今後の政策判断等に影響しないようにしてほしい。
- ・財務・経営状況の「見える化」については、社会福祉法人では、すでに財務諸表の電子開示システム等で詳細な経営情報が公表されており、経営状況は十分に把握できる状況にあると認識している。一方、営利企業など社会福祉法人以外はこうしたシステムはなく、社会福祉法人と営利企業等で公表内容やしくみに違いのあることが課題と考えている。
- ・障害福祉の分野においても、情報公表システムが運用され、情報公表未報告減算がつくられるなど、しくみは充実してきていると思うが、社会福祉法人と営利企業等では違いがあるので、社会福祉法人と同様のレベルで財務情報の公表を求めるしくみが必要だと思う。会計基準の違いをふまえつつ、できるだけ共通化した形での情報公表が望ましいという認識である。
- ・社会福祉法人はすでに法人全体と施設ごとの財務情報が公開されているが、営利企業等は会社全体の情報のみとなっており、事業所単位の公開は求められていないので、営利企業等も事業所単位での情報公開が必要だと考える。データベースでは法人全体での一括登録も認められているようなので、サービスごとの分析ができるように工夫してほしい。多機能型事業所の経営分析は難しいので、どのように分析するか、検討が必要だろう。

（分析・公表の論点について）

- ・論点の事業規模や地域性による分析・公表は重要である。小規模事業所や特定地域の特性をふまえた情報の見せ方等を工夫することで、より実態に即した支援や制度設計につながると考える。
- ・現場で最も大きな課題として挙げられるのは人材確保、とりわけサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者などの有資格者の確保である。これらの職員が不足すると、減算等で経営に大きな影響が出るため、待遇の極端な引き上げや、人材紹介会社への高額な紹介料支払い等で経営が圧迫されている現状も指摘されている。特に地方では有資格者が少なく、こうした現場の実態を反映した経営情報の分析・公表が、今後の制度改善につながることが期待している。
- ・社会福祉法人と営利法人では財務運営や目的が大きく異なるため、分析や公表の際には法人種別ごとの違いを前提にしてほしい。
- ・事業活動収支の中で「委託費」や「その他」の項目について、実態把握が必要と考える。グループ内企

業への過大な委託や不適切な資金の流れ等が疑われるものについてチェックできるしくみが望まれる。

- ・減価償却累計額、建物の築年数など、損益データに含まれない情報も、経営上重要な情報と思うので、データがあれば他施設との比較や将来の資金需要の把握等に役に立つと思う。
- ・経営主体別、事業規模別、地域区分別での分析・公表は重要であり、特にサービス提供主体ごとの違いを明らかにしてほしいと考えている。
- ・人件費や委託費の分析も重要である。調査では人件費率が下がっている実態が見られるが、給与が上がっているのに人件費率が下がる要因として、そもそも人が確保できないので人件費が出てこないのではないかという見方がある。こうした要因分析も含めたデータ化ができるのであればよいと思う。
- ・サービスごとの課題分析（例：訪問系サービスの移動時間、就労系サービスの生産活動など）や、ICT化の進捗状況の横断的な比較も論点になっているが、これも重要な視点と考える。
- ・サービスの課題としては、送迎の有無が経営に大きな影響を与えていると思う。特に生活介護事業所では送迎が大きな負担となっているため、報酬体系への反映や地域差の把握なども含め、送迎実施の観点から分析できればよいと思う。また、生活介護については、単体事業所と障害者支援施設が行う場合で収支構造が異なるため、分けて分析できればよいと思う。
- ・就労系サービスについては、工賃水準などの観点からしっかりと分析・公表してほしい。報酬改定でも重要なポイントとなっている。
- ・処遇改善加算や人員配置加算の取得状況、加算のランク等で経営情報の分析をすることで、安定的な運営や人材確保の実態等が把握できるのではないか。

（運用・改善への要望等）

- ・情報公表に伴う事務作業が現場の負担を増やしているという声が多くあり、加算に関する書類作成など既に業務量が増えている中で、さらに新たな事務作業が増えることは避けてほしいという声もある。情報登録の作業はできるだけ簡素化し、現場の負担を最小限に抑える工夫が必要だ考える。
- ・自治体への周知や入力方法の明確化、国による研修や情報共有の強化をお願いしたいと思う。
- ・制度の意義や目的を明確にし、事業者が「協力したい」と思えるしくみにしてほしい。事務負担の軽減や、入力項目の簡素化、ポイントを絞った設計を希望する。回答しない事業者への対応も重要である。
- ・データの活用方法や、どのように制度や現場に還元されるかを現場担当者にも周知し、積極的な協力を促すことが大切である。

7 「経営情報の見える化」に関する検討

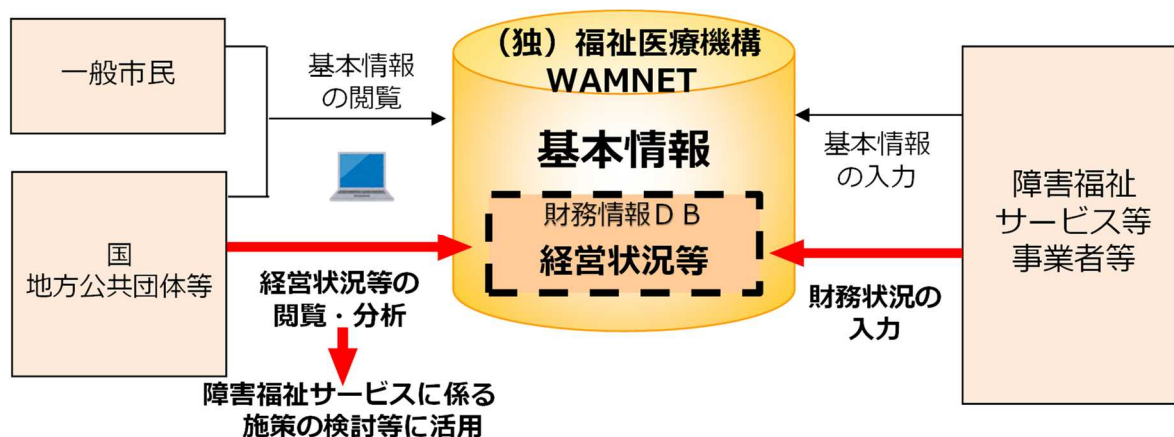
(1) 経営情報の登録、公表等の状況

①情報公表制度・システムにおける経営情報登録の状況

障害福祉サービス等事業者は、障害福祉サービス等情報公表制度に基づき、経営情報も含めたサービスに関する情報の公表が義務付けられている。したがって、従来の制度の枠組みにおいても、障害福祉サービス等の経営情報は一定の把握が可能である。しかし、従来の制度では、事業所ごとに財務諸表等のPDFを掲載する公表方式で分析等に適さない形態であること、財務諸表等の公表（登録）率は4割程度にとどまっていること等のため、情報の比較・分析等が難しい状況にある。障害福祉サービスはサービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、費用の使途など経営の透明性を確保する必要があり、そのため、分析等に適した形態で網羅性のある経営情報の把握が求められることとなった。こうした背景から、情報公表制度のシステムに、経営情報を登録するデータベースが整備されたものである。

具体的には、障害福祉サービス等事業者から詳細な経営情報の提供を求め、（独）福祉医療機構のWAMNETに登録する形で、経営情報データベースの構築が進められる。蓄積されたデータの集計・分析を行い、経営情報の見える化に向けた情報公表が行われることとなっている。

なお、従来の障害福祉サービス等情報公表制度・システムでは、個々の事業所の状況を一般に公表することが目的であるため、個別事業所の詳細な情報を閲覧できる形となっているが、新たに収集される経営情報については、事業所単位の個別情報は公表しないことになっており、グルーピングした分析結果のみが公表対象となる。



（経営情報データベースの概要）

報告対象となる障害福祉サービス事業者等	原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象 ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外 （現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）
障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目	1）事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報 2）事業所・施設の収益及び費用の内容 3）事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項 4）その他必要な事項 上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）」
障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法	報告期限：毎会計年度終了後3月以内 ※令和7年度（令和6年度決算情報）に限り、令和7年度内に提出で可 報告手段：都道府県知事が定める（情報公表システム上の経営情報データベースにより報告）
都道府県知事の公表方法	報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表（情報公表システム上の経営情報データベースによる）
厚生労働大臣による公表	経営情報データベースの開発・整備（（独）福祉医療機構のWAMNET上に構築） 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表（情報公表システム上の経営情報データベースによる）

（経営情報データベースの登録項目）

*印は必須項目

事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	*決算月 *会計期間 *法人等の採用している会計基準 *消費税の経理方式 サービスの種類
職種別の職員数・職員給与の状況	*入力単位（サービス単位、事業所単位、法人単位） *常勤・非常勤ごとの把握状況（常勤・非常勤別に職員数等を把握しているか） *職種別の職員数（常勤換算数、常勤・非常勤別） 職種別の職員給与（常勤・非常勤別）
事業所又は施設の収益及び費用の内容	*会計の区分状況（サービス単位、事業所単位、法人単位） *障害福祉サービス等事業収益 ・うち自立支援給付費等収益 ・うち利用者負担金等収益 *障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計） *・人件費 *・うち給与 ・うち役員報酬 ・うち退職給付費用 ・うち法定福利費

	*・業務委託費 ・うち給食委託費 *・減価償却費 *・水道光熱費 *・その他の費用 ・うち材料費 ・うち給食材料費 ・うち研修費 ・うち本部費 ・うち車両費 ・うち控除対象外消費税等負担額 事業外収益 ・うち受取利息配当金 ・うち運営費補助金収益 ・うち施設整備補助金収益 ・うち寄付金 事業外費用 ・うち借入金利息 特別収益 特別費用 法人税、住民税及び事業税負担額 *複数の障害福祉サービス事業の有無 *障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他） 医療における事業収入 医療における延べ在院者数 医療における外来患者数 介護サービスにおける事業収益 介護サービスにおける延べ利用者数 就労支援事業・授産事業収益 措置費収益 その他の事業における収益
--	---

②他分野における経営情報の公表状況

経営情報の見える化に向けたデータベースの整備は、医療、介護、障害福祉、保育の各分野で進められているが、現時点で経営情報に関する情報公表が行われているのは医療分野のみとなっている。

医療分野では、WAMNETにおいて、医療法人、病院・診療所の類型別等で、MCDBに基づく経営指標データが公表されている。また、MCDBのデータは、中医協の資料作成等においても活用されている。

(参考：「WAMNET公表用集計データまとめ」から抜粋)

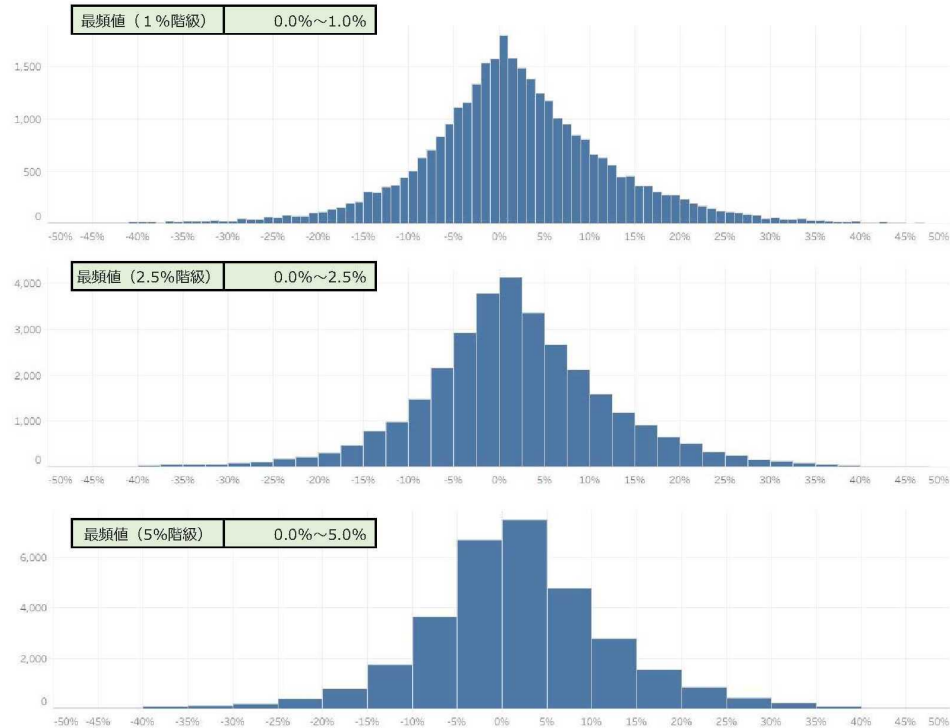
法人類型別の経営状況（令和6年度）

		全体	うち病院のみ 運営法人	うち一般有床診療所 のみ運営法人	うち一般無床診療所 のみ運営法人	うち歯科診療所 のみ運営法人
法人数		32,129	967	1,748	20,939	6,999
事業収益額（千円）	平均値	299,206	1,807,153	326,006	178,241	145,366
	中央値	131,371	1,225,418	243,766	126,192	103,964
事業収益対事業利益率	平均値	2.0%	-0.9%	1.1%	4.2%	3.5%
	中央値	1.3%	-1.3%	-0.5%	1.9%	1.1%
経常収益対経常利益率	平均値	3.3%	0.2%	3.1%	5.6%	5.2%
	中央値	2.8%	0.1%	1.2%	3.3%	3.1%
事業赤字割合		43.0%	58.7%	53.1%	40.9%	43.1%
経常赤字割合		33.8%	47.3%	41.0%	33.4%	30.7%
債務超過割合		6.4%	7.9%	7.0%	4.6%	11.1%
自己資本比率	平均値	59.9%	54.0%	66.9%	70.3%	49.4%
	中央値	68.2%	53.4%	69.5%	76.4%	46.0%
流動比率	平均値	367.0%	295.6%	429.9%	505.7%	366.6%
	中央値	578.7%	366.9%	511.6%	673.4%	461.5%
現預金回転期間	平均値		3.68月			
	中央値		2.52月			
借入金比率	平均値		35.8%			
	中央値		22.3%			

R6- 4

事業収益対事業利益率（医療法人全体）

法人数 32,129



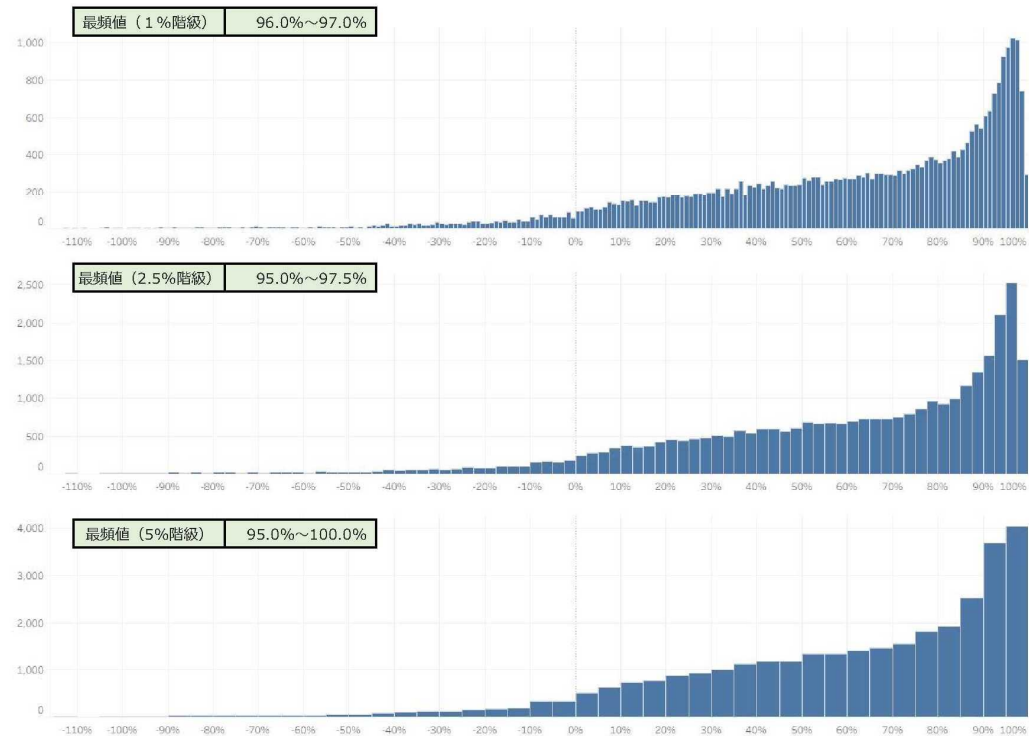
事業収益対事業利益率(%) 事業利益 / 事業収益

・本業である事業収益から得られた事業利益の割合を算出することで、本業でどの程度の利益があるかを表す。

R6- 8

自己資本比率（医療法人全体）

法人数 32,129



自己資本比率(純資産比率)(%) 純資産合計 / 資産合計

・純資産のうち純資産が占める割合
・数値が高ければ負債が少ない、これまでの利益が蓄積されている状況で、財務状況が良好

R6- 18

施設の種別別にみた経営指標① 決算期：2024年4月～2025年3月 時点：2025年7月収集分

		1_病院				2_診療所 (内科)			3_診療所 (歯科)	4診療所 (その他)
		1)一般病院	2)療養型病院	3)精神科病院		入院収益あり	入院収益なし			
1施設数	n	1,516	837	404	275	19,381	1,175	18,206	6,252	410
2医療収益構成比(入院)	n	1,474	819	390	265	10,370	597	9,773	3,249	196
3	平均値	72.6%	68.6%	78.5%	84.6%	4.3%	34.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4	中央値	76.6%	70.0%	80.8%	86.2%	0.0%	30.4%	0.0%	0.0%	0.0%
5医療収益構成比(外来)	n	1,474	819	390	265	10,370	597	9,773	3,249	196
6	平均値	21.1%	25.2%	12.4%	12.1%	88.5%	56.6%	93.1%	97.0%	80.2%
7	中央値	17.0%	22.9%	11.0%	11.3%	100.0%	59.2%	100.0%	100.0%	100.0%
8医療収益構成比(その他)	n	1,474	819	390	265	10,370	597	9,773	3,249	196
9	平均値	6.3%	6.2%	9.1%	3.3%	7.2%	9.5%	6.9%	3.0%	19.8%
10	中央値	2.9%	3.2%	4.3%	1.2%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%
11経常収益構成比(医療)	n	1,516	837	404	275	19,323	1,174	18,149	6,233	396
12	平均値	98.0%	98.3%	97.5%	97.1%	98.1%	97.7%	98.1%	97.6%	98.8%
13	中央値	98.4%	98.7%	98.4%	97.8%	99.1%	98.6%	99.2%	98.2%	99.5%
14経常収益構成比(医療外)	n	1,516	837	404	275	19,323	1,174	18,149	6,233	396
15	平均値	2.0%	1.7%	2.5%	2.9%	1.9%	2.3%	1.9%	2.4%	1.2%
16	中央値	1.6%	1.3%	1.6%	2.2%	0.9%	1.4%	0.8%	1.8%	0.5%
17医療収益対材料費比率	n	1,516	837	404	275	19,173	1,173	18,000	5,825	393
18	平均値	15.9%	18.6%	10.5%	10.1%	15.6%	16.9%	15.4%	10.6%	12.8%
19	中央値	12.4%	15.1%	10.4%	10.3%	11.5%	14.6%	11.3%	9.0%	12.3%
20医療収益対固定費比率	n	1,285	715	330	240					
21	平均値	69.6%	67.8%	72.5%	74.4%					
22	中央値	71.7%	69.5%	72.9%	74.9%					
23医療収益対医薬品費比率	n	1,445	798	377	270	15,709	1,006	14,703	4,517	313
24	平均値	7.5%	8.6%	4.9%	5.9%	11.3%	10.0%	11.6%	2.1%	7.1%
25	中央値	5.5%	6.5%	4.7%	5.1%	7.9%	8.3%	7.9%	0.3%	5.7%
26医療収益対人件費比率	n	1,516	837	404	275	19,377	1,174	18,203	6,249	409
27	平均値	60.2%	58.0%	63.5%	66.4%	51.5%	51.3%	51.6%	49.2%	37.0%
28	中央値	62.6%	60.0%	63.8%	67.3%	53.8%	53.8%	53.8%	51.1%	39.6%

4

病院の規模別にみた経営指標① 決算期：2024年4月～2025年3月 時点：2025年7月収集分

		一般病院					療養型病院			精神科病院	
		20～49床	50～99床	100～199床	200～299床	300～499床	20～49床	50～99床	100～199床	100～199床	200～299床
1施設数	n	148	278	314				154	136	115	
2医療収益構成比(入院)	n	141	274	310				148	131	109	
3	平均値	47.8%	61.3%	70.7%				73.6%	80.8%	81.9%	
4	中央値	54.6%	67.4%	73.0%				79.2%	84.7%	85.6%	
5医療収益構成比(外来)	n	141	274	310				148	131	109	
6	平均値	40.6%	30.8%	23.2%				15.9%	12.4%	13.7%	
7	中央値	34.9%	24.4%	20.5%				11.9%	8.3%	12.1%	
8医療収益構成比(その他)	n	141	274	310				148	131	109	
9	平均値	11.6%	7.9%	6.0%				10.5%	6.8%	4.4%	
10	中央値	2.9%	3.2%	3.3%				5.2%	4.0%	1.2%	
11経常収益構成比(医療)	n	148	278	314				154	136	115	
12	平均値	97.9%	97.8%	98.4%				97.3%	97.6%	96.6%	
13	中央値	98.7%	98.6%	98.7%				98.3%	98.4%	97.8%	
14経常収益構成比(医療外)	n	148	278	314				154	136	115	
15	平均値	2.1%	2.2%	1.6%				2.7%	2.4%	3.4%	
16	中央値	1.3%	1.4%	1.3%				1.7%	1.6%	2.2%	
17医療収益対材料費比率	n	148	278	314				154	136	115	
18	平均値	18.2%	18.6%	17.3%				11.0%	10.7%	10.9%	
19	中央値	16.1%	15.3%	14.5%				10.4%	10.3%	10.6%	
20医療収益対固定費比率	n	122	235	274				122	114		
21	平均値	65.3%	68.1%	69.1%				72.3%	72.6%		
22	中央値	66.4%	70.8%	70.3%				73.1%	72.9%		
23医療収益対医薬品費比率	n	138	266	300				138	129	113	
24	平均値	9.5%	8.8%	7.7%				5.4%	4.8%	6.0%	
25	中央値	7.9%	6.4%	6.0%				4.7%	4.5%	4.9%	
26医療収益対人件費比率	n	148	278	314				154	136	115	
27	平均値	56.4%	57.8%	58.9%				63.4%	63.8%	67.4%	
28	中央値	57.7%	61.1%	60.4%				63.6%	63.8%	68.0%	

9

③既存統計調査における経営情報の公表状況

障害福祉分野における経営情報については、従来、「障害福祉サービス等経営実態調査」等の統計調査を通じて収集され、分析・公表されている。

これらの調査は全数調査ではなく、サービス別の層化抽出標本の調査として実施されている。また、調査項目は経営情報データベースの登録項目よりも細かいものとなっており、収支に関して詳細に把握する内容となっている。

(参考：「令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要」から抜粋)

令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

- 調査の目的
障害福祉サービス等経営概況調査は、障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定の影響把握及び次期報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査時期
令和7年6～7月(令和5年度、6年度決算を調査)
- 調査対象等
・調査対象 全ての障害福祉サービス等
・抽出方法 調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により、3.2%～全数で抽出
・調査客体数 14,389施設・事業所
・有効回答数 7,263施設・事業所(有効回答率: 50.5%)
- 調査項目 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況 等

サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	増減	サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	9.3%	8.9%	▲0.4%	自立生活援助	2.7%	0.6%	▲2.1%
重度訪問介護	7.7%	6.4%	▲1.3%	計画相談支援	4.2%	3.3%	▲1.0%
同行援護	4.1%	4.2%	0.0%	地域移行支援	0.7%	1.7%	1.0%
行動援護	8.4%	6.3%	▲2.1%	地域定着支援	1.6%	▲1.3%	▲2.9%
日中活動系サービス				障害児相談支援	4.1%	2.1%	▲2.0%
短期入所	5.4%	2.3%	▲3.1%	障害児通所・訪問サービス			
短期入所(福祉型)	6.8%	3.5%	▲3.3%	児童発達支援	8.1%	7.8%	▲0.3%
短期入所(医療型) ※	▲19.4%	19.8%	39.1%	放課後等デイサービス	7.9%	9.1%	1.2%
短期入所(福祉型強化) ※	7.6%	▲22.0%	▲29.6%	居宅訪問型児童発達支援 ※	8.9%	5.1%	▲3.8%
療養介護	1.0%	1.3%	0.3%	保育所等訪問支援	6.5%	6.3%	▲0.2%
生活介護	7.1%	6.3%	▲0.8%	障害児入所サービス			
生活介護(通所型)	8.7%	9.7%	1.0%	福祉型障害児入所施設	3.7%	8.1%	4.5%
生活介護(入所施設) ※	4.8%	1.5%	▲3.3%	医療型障害児入所施設	5.4%	2.1%	▲3.4%
施設系・居住系サービス				全サービス平均(参考)			
施設入所支援	4.4%	2.7%	▲1.7%	全体(単純平均)	5.0%	4.6%	▲0.4%
共同生活援助	5.2%	5.5%	0.3%	全体(加重平均)	6.7%	6.5%	▲0.2%
共同生活援助(介護サービス包括型)	5.0%	6.9%	1.9%				
共同生活援助(日中サービス支援型)	6.8%	5.1%	▲1.7%				
共同生活援助(外部サービス利用型)	1.4%	2.4%	0.9%				
訓練系・就労系サービス							
自立訓練(機能訓練)	2.0%	1.7%	▲0.3%				
自立訓練(生活訓練)	5.3%	3.2%	▲2.1%				
就労移行支援	8.2%	6.0%	▲2.1%				
就労継続支援A型	6.6%	6.8%	0.2%				
就労継続支援B型	6.0%	6.2%	0.3%				
就労定着支援	7.2%	7.6%	0.3%				

収支差率＝(障害福祉サービス等の収入額－障害福祉サービス等の支出額)÷障害福祉サービス等の収入額
・障害福祉サービス等の収入額は、障害福祉サービス等事業収益、各種補助金収益及び本部からの繰入金収益の合計額
・障害福祉サービス等の支出額は、障害福祉サービス等事業費用、借入金利息及び本部への繰入金費用の合計額

注1:サービスの種類に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2:重度障害者等包括支援、医療型児童発達支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

注3:全サービス平均の加重平均値は、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出したもの。

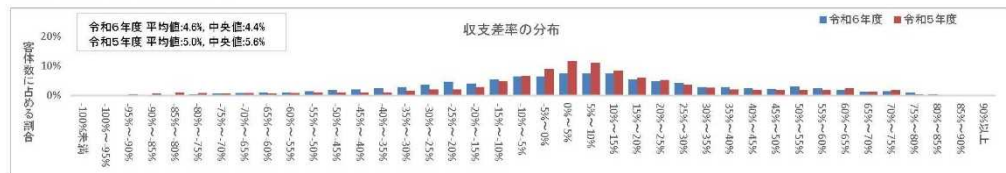
I. 事業活動収支等の状況

第1表 全体 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目

(単位：千円)

		令和7年経営概況調査		(参考) 令和6年経営実態調査	
		令和6年度決算	令和6年度決算	令和4年度決算	
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	29,349	90.8%	26,902	91.4%
	(2) 利用料収益	1,950	6.0%	1,661	5.6%
	(3) 補助事業等収益	394	1.2%	374	1.3%
	(4) その他	375	1.2%	283	1.0%
II 事業活動費用	(1) 給与費	21,436	66.4%	19,233	65.3%
	(2) 減価償却費	1,331	4.1%	1,440	4.9%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲444	-1.4%	▲366	-1.2%
	(4) 委託費	1,265	3.9%	956	3.2%
	(5) その他	6,657	20.6%	6,173	21.0%
III 事業活動外収	(1) 借入金利息補助金収入	3	0.0%	1	0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	45	0.1%	46	0.2%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	236	0.7%	216	0.7%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	523	1.6%	476	1.6%
収入 (①=Ⅰ+Ⅲ+Ⅴ)		32,307	100.0%	29,437	100.0%
支出 (②=Ⅱ+Ⅳ+Ⅵ)		30,813	95.4%	27,958	95.0%
収支差 (③=①-②)		1,495	4.6%	1,479	5.0%
(物価高騰対策関連等の補助金収入)		91	0.3%	119	0.4%
(物価高騰対策関連等の補助金収入を含めた収支差)		1,586	4.9%	1,598	5.4%
客体数		7,263		7,263	
I 施設・事業所あたりサービス換算職員数		6		—	6
サービス換算職員数あたり給与費		3,389		—	3,569

※期間等の施設・事業所は含まれない。

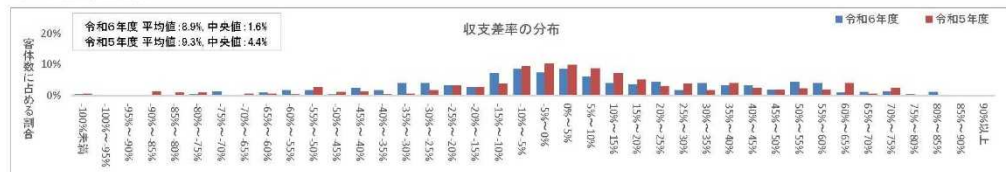


第2表 居宅介護 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目

(単位：千円)

		令和7年経営概況調査		(参考) 令和6年経営実態調査	
		令和6年度決算	令和6年度決算	令和4年度決算	
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	10,240	96.1%	9,484	96.4%
	(2) 利用料収益	160	1.6%	164	1.6%
	(3) 補助事業等収益	27	0.3%	13	0.1%
	(4) その他	194	1.8%	170	1.7%
II 事業活動費用	(1) 給与費	7,556	70.9%	7,075	71.9%
	(2) 減価償却費	129	1.2%	106	1.1%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲6	-0.1%	▲4	0.0%
	(4) 委託費	54	0.5%	40	0.4%
	(5) その他	1,822	17.1%	1,607	16.3%
III 事業活動外収	(1) 借入金利息補助金収入	0	0.0%	0	0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	9	0.1%	14	0.1%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	34	0.3%	14	0.1%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	147	1.4%	87	0.9%
収入 (①=Ⅰ+Ⅲ+Ⅴ)		10,655	100.0%	9,836	100.0%
支出 (②=Ⅱ+Ⅳ+Ⅵ)		9,712	91.1%	8,925	90.7%
収支差 (③=①-②)		943	8.9%	911	9.3%
(物価高騰対策関連等の補助金収入)		8	0.1%	10	0.1%
(物価高騰対策関連等の補助金収入を含めた収支差)		951	8.9%	921	9.4%
客体数		371		371	
I 施設・事業所あたり延べ訪問回数		186		—	195
延べ訪問回数あたり収入		57		—	69
(物価高騰対策関連等の補助金収入を含めた延べ訪問回数あたり収入)		57		—	69
延べ訪問回数あたり支出		52		—	65
I 施設・事業所あたりサービス換算職員数		3		—	3
サービス換算職員数あたり給与費		2,431		—	3,478

※期間等の施設・事業所は含まれない。
※延べ訪問回数は月間値



Ⅱ. 従事者数の状況(令和7年4月)

第1表 全体 1施設・事業所当たりの常勤換算従事者数、常勤－非常勤別

(単位：人)

	全体			
	常勤	非常勤	合計	常勤率
1 施設長・管理者	0.46	0.01	0.47	98.2%
2 サービス管理責任者	0.36	0.01	0.37	97.7%
3 児童発達支援管理責任者	0.13	0.00	0.13	99.2%
4 サービス提供責任者	0.12	0.01	0.12	95.3%
5 医師	0.04	0.03	0.07	53.2%
6 看護職員（保健師、看護師、准看護師）	1.02	0.11	1.13	90.5%
7 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0.25	0.01	0.26	96.2%
8 機能訓練担当職員	0.01	0.00	0.02	89.7%
9 地域移行支援員	0.01	0.00	0.01	93.4%
10 就労支援員	0.10	0.01	0.11	92.2%
11 職業指導員	0.23	0.06	0.29	79.2%
12 就労定着支援員	0.04	0.01	0.06	85.1%
13 地域生活支援員	0.02	0.00	0.02	81.3%
14 心理指導担当職員（公認心理師を含む）	0.04	0.01	0.04	85.3%
15 生活支援員	2.06	0.45	2.51	81.9%
16 ホームヘルパー	0.18	0.17	0.35	51.9%
17 世話人	0.19	0.16	0.35	53.6%
18 夜間支援従事者	0.02	0.04	0.07	37.5%
19 児童指導員	0.40	0.07	0.46	85.7%
20 保育士	0.35	0.05	0.40	87.7%
21 主任相談支援専門員	0.02	0.00	0.02	96.4%
22 相談支援専門員	0.20	0.02	0.22	92.4%
23 地域移行支援従事者・地域定着支援従事者	0.02	0.00	0.02	88.6%
24 訪問支援員	0.02	0.01	0.03	70.2%
25 管理栄養士・栄養士	0.10	0.00	0.10	97.2%
26 調理員	0.13	0.05	0.18	74.5%
27 事務員	0.27	0.05	0.32	84.7%
28 その他の職員	0.27	0.11	0.38	70.9%
合計	7.07	1.44	8.51	83.1%
客体数				7,263

Ⅲ. 給与の状況(令和7年4月)

第1表 全体 職員1人あたりの給与額(月額)、常勤－非常勤別

(単位：円)

	全体	
	常勤	非常勤
1 施設長・管理者	349,977	148,580
2 サービス管理責任者	332,216	156,725
3 児童発達支援管理責任者	320,780	151,330
4 サービス提供責任者	295,016	192,637
5 医師	662,974	376,560
6 看護職員（保健師、看護師、准看護師）	320,676	154,755
7 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	301,720	129,855
8 機能訓練担当職員	282,820	123,353
9 地域移行支援員	280,744	127,051
10 就労支援員	267,358	146,477
11 職業指導員	244,330	121,432
12 就労定着支援員	255,732	131,433
13 地域生活支援員	259,055	139,977
14 心理指導担当職員（公認心理師を含む）	313,231	142,441
15 生活支援員	260,711	125,708
16 ホームヘルパー	248,643	95,506
17 世話人	225,211	100,168
18 夜間支援従事者	231,170	112,689
19 児童指導員	262,039	108,642
20 保育士	268,876	123,628
21 主任相談支援専門員	348,901	174,896
22 相談支援専門員	290,956	150,904
23 地域移行支援従事者・地域定着支援従事者	254,624	118,162
24 訪問支援員	285,091	121,700
25 管理栄養士・栄養士	289,376	134,549
26 調理員	238,323	109,415
27 事務員	288,447	130,097
28 その他の職員	267,151	107,722
客体数		7,263

【参考】事業活動収支等の状況(経営主体別、事業規模別、地域区分別)
(令和6年度の状況)

※ 経営主体別、事業規模別、地域区分別の集計においては、客体数が少なくなり、個々のデータの影響が大きくなるため参考数値として公表している。

第1表 居宅介護 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

		(単位：千円)				
		全体	生活保護受給者 (世帯を含む)	富貴法人	財団法人	その他
Ⅰ 事業活動収支	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	10,249 96.1%	1,296 93.2%	11,416 96.0%	6,621 93.4%	8,248 92.4%
	(2) 利用料収益	160 1.0%	217 2.9%	15 0.1%	105 1.5%	127 1.5%
	(3) 補助事業収益	27 0.2%	39 0.3%	25 0.2%	22 0.3%	18 0.2%
	(4) その他	194 1.3%	40 0.3%	249 2.1%	235 3.4%	40 0.5%
	(5) 雑収益	7,556 70.2%	7,164 91.6%	7,511 66.8%	5,447 78.0%	6,320 73.0%
Ⅱ 事業活動費用	(1) 給与費	129 1.2%	73 0.9%	139 1.2%	102 1.6%	157 2.3%
	(2) 賃借料等	▲ 6 0.1%	▲ 30 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	(3) 医薬品料等特別増設金取崩額	56 0.5%	72 0.9%	26 0.2%	355 5.1%	130 1.5%
	(4) その他	1,922 17.1%	579 7.5%	2,159 18.6%	1,200 18.0%	1,720 20.4%
	(5) 雑費用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
Ⅲ 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	9 0.1%	9 0.0%	10 0.1%	1 0.0%	19 0.2%
	Ⅳ 特別収益	34 0.3%	159 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	Ⅴ 特別費用	147 1.4%	658 8.5%	26 0.2%	0 0.0%	19 0.2%
	(1) 本部への繰入	10,655 100.0%	7,759 100.0%	11,834 100.0%	6,993 100.0%	8,431 100.0%
	収支差(⑤=Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ-Ⅳ-Ⅴ)	5,712 51.1%	6,451 105.2%	10,240 87.0%	7,169 102.7%	8,405 99.1%
収支差(⑤=Ⅰ-②)		943 8.9%	▲ 725 -9.2%	1,036 12.0%	▲ 156 -2.7%	26 0.3%
	過剰額	371	69	282	14	28
1施設・事業所あたり収支額		196	155	196	118	159
収支差額		57	50	60	59	42
収支差額(⑤=Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ-Ⅳ-Ⅴ)		52	59	52	61	42
1施設・事業所あたりサービス職員数		3	3	3	3	3
サービス職員数		5,451	2,715	5,428	1,795	2,612

※ 事業所の施設・事業所は含まれない。

第2表 居宅介護 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(事業規模別)

		(単位：千円)							
		全体	延べ職員数						
			9人以下	10人以上 99人以下	100人以上 499人以下	500人以上 999人以下	1,000人以上 1,999人以下	2,000人以上 2,999人以下	3,000人以上
Ⅰ 事業活動収支	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	10,249 96.1%	635 92.0%	4,439 97.4%	2,294 98.2%	5,440 96.2%	8,747 96.7%	14,435 95.4%	30,285 95.8%
	(2) 利用料収益	160 1.0%	8 1.2%	20 1.2%	23 1.2%	72 1.2%	219 2.4%	196 1.3%	252 1.2%
	(3) 補助事業収益	27 0.2%	5 0.7%	13 0.6%	8 0.4%	20 0.3%	16 0.2%	65 0.4%	92 0.4%
	(4) その他	194 1.3%	11 1.6%	3 0.2%	3 0.1%	70 1.2%	65 0.7%	171 1.1%	896 2.8%
	(5) 雑収益	7,556 70.2%	666 91.1%	3,147 71.7%	1,465 64.2%	6,205 74.6%	6,856 78.1%	11,825 78.3%	20,432 64.6%
Ⅱ 事業活動費用	(1) 給与費	129 1.2%	9 1.1%	20 2.4%	30 1.2%	53 0.9%	91 1.1%	222 1.5%	375 1.2%
	(2) 賃借料等特別増設金取崩額	▲ 6 -0.1%	▲ 9 0.0%	▲ 12 -0.2%	▲ 7 -0.2%	▲ 3 -0.1%	▲ 5 -0.1%	▲ 12 -0.1%	0 0.0%
	(3) 医薬品料等特別増設金取崩額	56 0.5%	7 0.1%	▲ 6 -0.0%	16 0.2%	11 0.2%	52 0.6%	61 0.4%	121 0.4%
	(4) その他	1,922 17.1%	73 10.0%	243 22.2%	392 16.8%	590 17.4%	1,313 16.7%	2,412 16.1%	5,903 17.4%
	(5) 雑費用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
Ⅲ 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	9 0.1%	0 0.0%	2 0.1%	2 0.1%	4 0.1%	10 0.1%	20 0.1%	12 0.0%
	Ⅳ 特別収益	34 0.3%	11 1.6%	2 0.1%	0 0.0%	21 0.4%	0 0.0%	211 1.4%	0 0.0%
	Ⅴ 特別費用	147 1.4%	69 3.0%	66 3.1%	14 0.6%	127 2.3%	66 0.7%	612 4.0%	98 0.2%
	(1) 本部への繰入	10,655 100.0%	729 100.0%	3,417 100.0%	2,334 100.0%	6,436 100.0%	8,646 100.0%	15,035 100.0%	31,632 100.0%
	収支差(⑤=Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ-Ⅳ-Ⅴ)	5,712 51.1%	6,451 101.1%	9,188 106.2%	1,257 82.4%	8,419 96.7%	13,224 100.0%	20,495 100.0%	3,220 10.0%
収支差(⑤=Ⅰ-②)		943 8.9%	▲ 57 -9.9%	▲ 31 -6.2%	293 16.4%	245 4.4%	259 4.9%	▲ 120 -0.8%	2,120 6.2%
	過剰額	371	20	45	31	11	63	45	38
1施設・事業所あたり収支額		196	5	19	23	73	142	225	640
収支差額		57	13	17	42	71	64	62	35
収支差額(⑤=Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ-Ⅳ-Ⅴ)		52	145	81	52	74	61	64	41
1施設・事業所あたりサービス職員数		3	3	6	3	3	4	4	6
サービス職員数		2,431	598	670	222	1,969	2,321	2,172	3,325

※ 事業所の施設・事業所は含まれない。

第3表 居宅介護 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(地域区分別)

		全体	1施設	2施設	3施設	4施設	5施設	6施設	7施設	その他
Ⅰ 事業活動収支	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	10,249 96.1%	8,243 92.5%	12,451 97.2%	9,475 92.3%	17,317 98.0%	10,916 97.3%	11,404 97.1%	8,805 96.7%	1,690 84.9%
	(2) 利用料収益	160 1.0%	66 6.7%	270 1.9%	99 1.0%	251 1.4%	105 1.0%	336 2.6%	185 2.1%	83 1.1%
	(3) 補助事業収益	27 0.2%	23 0.2%	17 0.1%	3 0.0%	100 0.6%	35 0.3%	15 0.1%	21 0.2%	20 0.2%
	(4) その他	194 1.3%	155 6.2%	168 0.8%	620 6.1%	0 0.0%	135 1.4%	26 0.2%	65 1.0%	196 2.6%
	(5) 雑収益	7,556 70.2%	6,928 71.5%	9,610 61.8%	8,769 83.4%	9,541 66.2%	7,856 70.6%	6,725 63.3%	1,137 75.0%	5,898 71.8%
Ⅱ 事業活動費用	(1) 給与費	129 1.2%	99 1.1%	126 0.9%	166 1.4%	257 1.7%	132 1.3%	155 1.1%	128 1.4%	35 1.0%
	(2) 賃借料等特別増設金取崩額	▲ 6 -0.1%	0 0.0%	▲ 19 -0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	▲ 1 0.0%	▲ 4 0.0%	▲ 11 -0.1%
	(3) 医薬品料等特別増設金取崩額	56 0.5%	2 0.2%	226 1.0%	23 0.2%	44 0.2%	27 0.2%	47 0.3%	61 0.7%	24 0.4%
	(4) その他	1,922 17.1%	2,362 26.7%	5,946 14.0%	2,159 21.4%	2,113 12.3%	2,441 20.7%	2,912 12.8%	1,600 16.0%	1,781 15.6%
	(5) 雑費用	0 0.0%	9 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
Ⅲ 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	9 0.1%	3 0.0%	10 0.1%	15 0.2%	3 0.0%	7 0.1%	23 0.2%	3 0.0%	0 0.0%
	Ⅳ 特別収益	34 0.3%	0 0.0%	5 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	108 1.3%
	Ⅴ 特別費用	147 1.4%	26 0.2%	92 0.7%	19 0.2%	62 0.3%	62 0.5%	24 0.2%	21 0.2%	382 4.7%
	(1) 本部への繰入	10,655 100.0%	8,157 100.0%	11,692 100.0%	10,260 100.0%	17,663 100.0%	10,252 100.0%	12,806 100.0%	6,095 100.0%	8,092 100.0%
	収支差(⑤=Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ-Ⅳ-Ⅴ)	5,712 51.1%	5,188 105.7%	11,512 84.4%	11,132 105.1%	12,460 70.5%	10,666 103.5%	11,627 79.8%	8,842 97.2%	7,494 92.8%
収支差(⑤=Ⅰ-②)		943 8.9%	▲ 517 -9.7%	2,110 15.4%	▲ 633 -9.1%	8,265 29.5%	▲ 385 -3.6%	2,775 20.1%	255 2.8%	608 7.8%
	過剰額	371	39	35	39	27	32	41	37	133
1施設・事業所あたり収支額		196	118	207	182	300	145	331	161	140
収支差額		57	76	70	56	59	70	35	37	38
収支差額(⑤=Ⅰ-Ⅱ-Ⅲ-Ⅳ-Ⅴ)		52	81	59	61	41	72	31	35	33
1施設・事業所あたりサービス職員数		3	3	2	3	6	2	4	2	3
サービス職員数		2,431	2,677	3,646	2,564	7,657	2,664	2,236	2,838	2,201

※ 事業所の施設・事業所は含まれない。

(参考：「令和7年障害福祉サービス等経営概況調査」調査項目の一部)

①社会福祉法人会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「1.単独会計」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用等について記入してください。
 - ・「2.一体会計（事業所単位）」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等について記入してください。
 - ・「3.一体会計（法人単位）」と回答した場合は、法人全体の費用等について記入してください。
- 各支出費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせず一の位まで記入してください。

科 目		令和5年度決算期数値								令和6年度決算期数値							
		金 額								金 額							
		億	百万	千	円					億	百万	千	円				
サービス活動費用	1. 人件費																
	うち派遣職員費																
	2. 事務費																
	(1) 福利厚生費																
	(2) 旅費交通費																
	(3) 研修研究費																
	(4) 事務消耗品費																
	(5) 印刷製本費																
	(6) 水道光熱費																
	(7) 燃料費																
	(8) 修繕費																
	(9) 通信運搬費																
	(10) 広報費																
	(11) 業務委託費																
	① 給食委託費																
	② 送迎委託費																
	③ 清掃委託費																
	④ その他委託費(①～③に該当しないもの)																
	(12) 保険料																
	(13) 賃借料																
	① 設備器械																
	② その他の賃借料(①に該当しないもの)																
	(14) 土地・建物賃借料																
	① 土地																
	② 建物及び建物付属設備																
	(15) 租税公課																
	(16) 保守料																
	(17) 雑費																
	(18) その他経費(①～⑪に該当しないもの)																

[illegible]

(2) 経営情報の見える化における検討の論点

障害福祉分野における経営情報は、既存の経営実態調査等の統計調査が存在しており、経年比較の観点、サービス全体や個別サービス、また、個別の項目の傾向比較等ができるようにする観点から、経営情報データベースの基本的な集計方針も、できるだけ経営実態調査等と同様な形とすることが望ましいと考えられる。

また、現時点では医療分野の公表データのみではあるが、分野間比較等の観点から、医療、介護、保育の各分野とできるだけ共通する項目での集計・分析が必要になるものと考えられる。

【検討の論点】

- ① 従来の統計調査等との比較も想定し、経営実態調査等で作成しているサービス全体や各サービスの事業収支等の集計表、分布図等を経営情報データベースにおいても作成し、傾向把握を行ってはどうか。その際、統計調査とデータベースでの項目の差異や標本の違い等もあることから、分析にあたって考慮すべきことや留意点としてどのようなことが考えられるか。
- ② 基本的な事項として、経営実態調査等で実施している各サービスの経営主体別、事業規模別、地域区分別の分析を行ってはどうか。その際、分析にあたって考慮すべきことや留意点としてどのようなことが考えられるか。
- ③ 近年の経営支援や賃上げ等の動向もふまえ、収支の情報を軸に、人件費、委託費等の費用に関して詳細な分析を検討してはどうか。
- ④ サービス別に、各サービスの課題をふまえた分析を検討してはどうか。また、サービス固有の課題（訪問系サービスにおける移動時間、就労支援サービスにおける生産活動等）と、横断的な課題（各サービスにおける重度者の受入、ICT化等）で分析視点を設定できないか。
- ⑤ 医療、介護、保育の各分野における集計・分析の動向をふまえつつ、分野間比較等のための分析視点を設定できないか。また、分野間比較等を行うことで、障害福祉分野の特性をふまえた詳細な分析の対応方向が検討できないか。

(3) 各論点に対する今後の分析・公表の方向性の検討

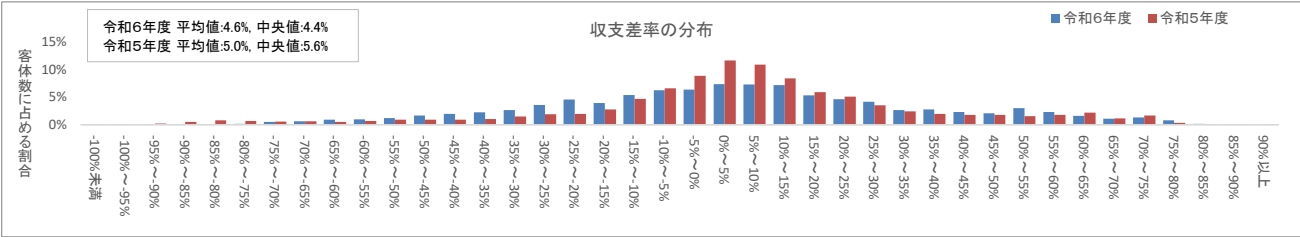
論点① 従来の統計調査等との比較も想定し、経営実態調査等で作成しているサービス全体や各サービスの事業収支等の集計表、分布図等を経営情報データベースにおいても作成し、傾向把握を行ってはどうか。その際、統計調査とデータベースでの項目の差異や標本の違い等もあることから、分析にあたって考慮すべきことや留意点としてどのようなことが考えられるか。

経営実態調査等では、前述の例示のように、サービス別に以下の項目からなる集計表を公表している。また、事業所別の収支差率分布図も作成している。

(経営実態調査等の公表集計表の構成)

Ⅰ 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益
	(2) 利用料収益
	(3) 補助事業等収益
	(4) その他
Ⅱ 事業活動費用	(1) 給与費
	(2) 減価償却費
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額
	(4) 委託費
	(5) その他
Ⅲ 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入
Ⅳ 事業活動外費用	(1) 借入金利息
Ⅴ 特別収益	(1) 本部からの繰入
Ⅵ 特別費用	(1) 本部への繰入
収入 (① = Ⅰ + Ⅲ + Ⅴ)	
支出 (② = Ⅱ + Ⅳ + Ⅵ)	
収支差 (③ = ① - ②)	
収支差率 (③ ÷ ①)	

(収支差率の分布図)



一方、経営情報データベースの登録項目は以下の通りである。前述した経営実態調査等の調査項目よりも集約された登録項目となっているが、公表集計表の項目より細かい区分となっている。

（経営情報データベースの登録項目）

1	障害福祉サービス等事業収益
2	うち自立支援給付費等収益
3	うち利用者負担金等収益
4	障害福祉サービス等事業費用（「人件費」「業務委託費」「減価償却費」「水道光熱費」「その他の費用」の合計）
5	人件費
6	うち給与
7	うち役員報酬
8	うち退職給付費用
9	うち法定福利費
10	業務委託費
11	うち給食委託費
12	減価償却費
13	水道光熱費
14	その他の費用
15	うち材料費
16	うち給食材料費
17	うち研修費
18	うち本部費
19	うち車両費
20	うち控除対象外消費税等負担額
21	事業外収益
22	うち受取利息配当金
23	うち運営費補助金収益
24	うち施設整備補助金収益
25	うち寄付金
26	事業外費用
27	うち借入金利息
28	特別収益
29	特別費用
30	法人税、住民税及び事業税負担額
31	医療における事業収益
32	介護サービスにおける事業収益
33	就労支援事業・授産事業収益
34	措置費収益

【今後の分析・公表の対応の方向性】

経営実態調査等は調査項目が詳細であり、それらを集約して公表用の集計表を作成している一方、経営情報データベースでは、登録者の負担等も考慮し、当初から登録項目が集約されている。そのため、経営実態調査等の集計表に含まれるがデータベースでは個別把握できない項目が存在しており、集計表に完全に一致する形で経営情報データベースの集計・分析を行うことは難しいが、主要な項目（金額的にウェイトの大きな項目）は双方で共通していることから、経営実態調査等の集計表とほぼ同等なものは作成可能と考えられる。また、収支差率の分布図等の作成も可能である。

(経営実態調査等の公表集計表とデータベース登録項目の比較)

経営実態調査等の集計表		経営情報データベース
Ⅰ 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	障害福祉サービス等事業収益の「うち自立支援給付費等収益」
	(2) 利用料収益	障害福祉サービス等事業収益の「うち利用者負担金等収益」
	(3) 補助事業等収益	(事業外収益の「うち運営費補助金収益」が含まれる)
	(4) その他	(事業外収益の「うち寄付金」が含まれる)
Ⅱ 事業活動費用	(1) 給与費	障害福祉サービス等事業費用の「人件費」
	(2) 減価償却費	障害福祉サービス等事業費用の「減価償却費」
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	(事業外収益の「うち施設整備補助金収益」の一部)
	(4) 委託費	障害福祉サービス等事業費用の「業務委託費」
	(5) その他	障害福祉サービス等事業費用のうち、上記以外(「うち本部費」を除く)
Ⅲ 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	(事業外収益の「うち運営費補助金収益」の一部)
Ⅳ 事業活動外費用	(1) 借入金利息	事業外費用の「うち借入金利息」
Ⅴ 特別収益	(1) 本部からの繰入	(該当なし)
Ⅵ 特別費用	(1) 本部への繰入	障害福祉サービス等事業費用の「うち本部費」

(経営情報データベースの公表集計表として想定される構成)

Ⅰ 障害福祉サービス等に関する収益	(1) 自立支援給付費等収益
	(2) 利用者負担金等収益
	(3) 運営費補助金収益
	(4) 寄付金
Ⅱ 障害福祉サービス等に関する費用	(1) 人件費
	(2) 減価償却費
	(3) 業務委託費
	(4) その他の費用
	(うち本部費)
	(5) 借入金利息
収支差 (Ⅰ－Ⅱ)	
収支差率 (収支差÷Ⅰ)	

※経営実態調査等では「事業活動収益」に計上されている「補助事業等収益」「その他」については、データベースの項目では「事業外収益」に区分されていること等により、経営実態調査等とデータベースでは、事業活動収支と事業活動外収支をそれぞれ合わせることは難しいと考えられる。そのため、上記の集約した構成の集計表により、経営実態調査等の集計表と比較する形が考えられる。なお、データベースの構成に基づいた事業収支、事業外収支、特別収支の集計表、介護等のデータベース集計表と構成を合わせた集計表など、その他にも複数パターンの集計が必要になるものと想定される。

論点② 基本的な事項として、経営実態調査等で実施している各サービスの経営主体別、事業規模別、地域区分別の分析を行ってはどうか。その際、分析にあたって考慮すべきことや留意点としてどのようなことが考えられるか。

経営実態調査等では、前述の例示のように、サービス毎に全体集計のほか、経営主体別、事業規模別、地域区分別にクロス集計を行った公表集計表を作成している。一方、経営情報データベースでは、これらのクロス項目に係る属性情報の直接収集は行っていない。

（経営実態調査等の経営主体別、事業規模別、地域区分別公表集計表のクロス項目）

経営主体別	サービス運営主体の法人種別による集計。「社会福祉法人」「営利法人」「NPO法人」「その他法人」で区分されているものが多いが、サービスによりいくつかの区分パターンがある（公営の多いサービスでは「地方自治体」、医療系のサービスでは「医療法人」の区分を設定する等）。
事業規模別	サービス事業所の規模別による集計。訪問系サービスでは「訪問回数」の区分、通所系サービス、施設・居住系サービスでは「定員数」の区分、相談支援サービスでは「利用人数」の区分が用いられている。
地域区分別	サービス事業所の所在地の級地区分による集計。「1級地」～「7級地」「その他」の区分が用いられている。

【今後の分析・公表の対応の方向性】

これらの集計・分析を行うにあたっては、経営情報データベースの登録項目に直接該当するものがないため、外部のデータソースから必要情報を収集したうえで、経営情報データベースのデータに紐付けを行い、集計・分析が可能なデータを作成する必要がある。

外部のデータソースとして想定されるものは、従来の障害福祉サービス等情報公表システムのデータベースや、国保連の登録・請求情報等を集約した障害福祉データベース等がある。いずれも障害福祉サービスの全事業所が対象であり、事業所番号等のインデックスによりデータの結合が可能である。これらのデータベースから、経営主体、事業所の規模や所在地の級地情報等を抽出し、経営情報データベースとリンクすることで、経営実態調査等における各サービスの経営主体別、事業規模別、地域区分別の分析と同等の集計・分析が可能になるものと考えられる。

論点③ 近年の経営支援や賃上げ等の動向もふまえ、収支の情報を軸に、人件費、委託費等の費用に関して詳細な分析を検討してはどうか。

【今後の分析・公表の対応の方向性】

人件費、委託費等の個別費用については、経営情報データベースの登録項目を用いて、例えば、営業収益に対する人件費率/委託比率、職員 1 人あたり人件費等の指標の算出が可能であり、これらは後述の分野間比較等でも用いられる指標になると考えられるため、公表情報として想定される。

一方、個別費用をより詳細に分析することを想定すると、経営情報データベースの登録項目は比較的粗い項目となっているため、費用内訳等の追加情報が必要になる場合もあると想定される。特定の費用の内訳を聞くための調査をアレンジし、調査データと経営情報データベースを紐付ける形などが考えられるが、継続的に把握が必要な項目が想定される場合は、将来的なデータベースへの項目の追加等も検討課題になるものと考えられる。

論点④ サービス別に、各サービスの課題をふまえた分析を検討してはどうか。また、サービス固有の課題（訪問系サービスにおける移動時間、就労支援サービスにおける生産活動等）と、横断的な課題（各サービスにおける重度者の受入、I C T 化等）で分析視点を設定できないか。

【今後の分析・公表の対応の方向性】

各サービスの課題をふまえた分析を行うには、各サービスの課題に関する情報が必要となる。これらの項目は経営情報データベースには含まれていないため、外部で収集し、経営情報データベースのデータとの紐付けを行ったうえで集計・分析を進める形が基本となる。

既存の外部データとしては、前述の障害福祉データベース等があり、ここから、例えば各種加算の算定状況等の情報を得ることができるため、事業所番号等で紐付けし、集計・分析を行うことが可能である。しかし通常は、サービス固有の課題、横断的な課題いずれも、汎用的に情報が蓄積されているデータベース等は存在せず、また、課題等については、社会情勢等により変化するものであることから、その都度、情報を収集してデータベースとリンクさせる形になると考えられる。

障害福祉サービスに関しては、毎年、「障害福祉サービス等報酬改定検証調査」や「障害者総合福祉推進事業」等を通じて、多様な観点から調査が実施されていることから、これらの調査において特定の課題に着目した調査をアレンジし、調査データと経営情報データベースを紐付けることで、特定課題の観点から経営面の分析を進める形などが想定される。

論点⑤ 医療、介護、保育の各分野における集計・分析の動向をふまえつつ、分野間比較等のための分析視点を設定できないか。また、分野間比較等を行うことで、障害福祉分野の特性をふまえた詳細な分析の対応方向が検討できないか。

分野間比較等を行うためには、各分野の経営情報の公表形態をふまえ、その公表項目等に合わせて集計・分析のプロセスを検討する必要がある。

現在、経営情報の公表が行われているのは医療分野のみであるが、医療分野では、以下に示すさまざまな指標項目が集計・分析され、公表対象となっている。障害福祉分野の経営情報データベースでは該当しない項目等も含まれることから、比較分析の枠組み等について検討が必要である。

(医療法人の状況)

法人数	事業収益額	事業収益対事業利益率
経常収益対経常利益率	事業赤字法人割合	経常赤字法人割合
債務超過法人割合	自己資本比率	流動比率
現預金回転期間	借入金比率	

(施設の種別別にみた経営指標)

施設数	医業収益構成比(入院)	医業収益構成比(外来)
医業収益構成比(その他)	経常収益構成比(医業)	経常収益構成比(医業外)
医業収益対費用比率		
・材料費	・固定費	・医薬品費
・人件費	・委託費	・設備関係費
・減価償却費	・経費	・給食用材料費
・給食委託費	・器機賃借料	・研究研修費
・水道光熱費	・診療材料費	・医療消耗器具備品費
医業収益対医業利益率	医業収益対償却前医業利益率	経常収益対経常利益率
経常収益対償却金利前経常利益率	金利負担率	経常収益対支払利息率
職員1人あたり人件費	職員1人あたり医業収益	医業収益対役員報酬比率
1人あたり役員報酬	控除対象外消費税等負担額比率	本部費配賦額比率
経常収益対運営費補助金収益	経常赤字割合	医業赤字割合
医業収益	医業利益	経常収益
経常利益		

【今後の分析・公表の対応の方向性】

医療の公表情報のうち、「医療法人の状況」については、貸借対照表の情報をを用いて、法人の状況の分析を行っている。障害福祉分野では、貸借対照表の情報は登録経営情報に含まれていないため、これについては、医療分野との比較を行うための集計・分析を行うことは困難である。

なお、障害福祉分野においても、障害福祉サービスを運営する法人の経営の安定性といった観点から、法人単位の情報を見ていくことも有用性があると見込まれることから、将来的には、障害福祉サービスを運営する法人の貸借対照表情報の登録等も検討課題になるものと考えられる。

※社会福祉法人については、貸借対照表を含めた財務情報は公表されていることから、法人番号等で紐付けることにより障害福祉サービスを運営する法人を抽出し、貸借対照表情報の集計・分析を行うことは不可能ではないと考えられる。営利法人等については、現状では情報公表システムへの会計書類の登録等が行われているものの、集計・分析が可能な形態とはなっていないため、集計・分析を行うためには新たな登録システムが必要になる。

「施設の種別別にみた経営指標」については、損益計算書の情報から算出される経営指標であり、障害福祉分野においても、経営情報データベース項目からおおむね同等の指標を算出することが可能と考えられる。

比較にあたっては、障害福祉分野はサービスが多岐に渡るため、他分野との共通項のあるサービスで比較するといった観点も必要になると考えられる。（介護保険の訪問介護と障害福祉の居宅介護等、医療本体事業と障害福祉の医療系サービス 等）

※障害福祉の経営情報データベースは、介護保険と障害福祉の両事業を実施している事業者も多いこと等をふまえ、介護保険の経営情報データベースとほぼ同じ構成で構築されている（損益情報に限定していること、登録項目の構成等）。分野間比較においては、特に介護保険との比較は重要であると考えられ、現状で介護保険の分析・公表形態の詳細は明らかになっていないものの、これらの動向をふまえ、比較可能な対応を行っていくことが求められる。

(4) 分析・公表の方向性の検討におけるその他の留意点等

①法人単位・事業所単位の登録情報の処理について

経営実態調査等の公表集計表はサービス別の収支集計表が基本となっており、経営情報データベースの集計・分析にあたっては、サービス別の集計・分析を行い、公表データとしていくことが求められる。

経営実態調査等においては、サービス単位の収支情報の回答を本来としているが、回答負担等を考慮し、事業所単位や法人単位での収支情報の回答も可としている。この場合、調査において収支情報とともに収集された対象サービスの利用者数、対象サービスに従事する職員数などのデータから指標を作成し、収支データをサービス別に按分処理することで、サービス単位の収支情報を作成している。

経営情報データベースの登録においても、事業所単位・法人単位での登録を可としており、現状で、サービス単位の登録より、複数事業を含む事業所単位・法人単位での登録が多い状況となっている。これをそのまま集計すると、サービス単体の実態とは異なるものとなるため、何らかの処理が必要である。

処理方法としては大きく2つの方向が考えられる。1つは、サービス単体で登録されたデータのみを集計する方法、もう1つは経営実態調査等と同様に、按分処理を施してサービス単位の収支情報を作成する方法である。経営情報データベースは登録件数が多いので、前者の方法でも一定数のサンプルが得られ、集計・分析も可能と考えられるが、ここでは後者の按分処理について考察を行う。

【按分処理に関する考察】

経営実態調査等では、収支に関する項目のほか、事業実績に関する項目（サービス利用者数、利用回数、事業所の延床面積等）、職員数に関する項目（サービスに従事した換算職員数）等の情報を収集している。これは、事業所単位・法人単位での回答が行われた場合に、収支の情報をサービス単位に換算するための按分指標を得るためのもので、事業所単位・法人単位で回答する場合は、対象サービスの事業実績、職員数とともに、事業所・法人全体の事業実績、職員数についても回答する形となっている。また、収益の情報についても、対象サービスの収益のほか、事業所・法人全体の事業収益（医療、介護等の他事業の収益）を回答する形となっている。

これらの情報をもとに、経営実態調査等では、社会福祉法人会計基準における区分会計の按分手順等を参考として、以下のようなプロセスにより、対象サービス単体の収支情報を得ている。

(経営実態調査等における収支データの按分手順)

①収益

対象サービス以外の事業収益はすべて除却する。その他収益等、特定事業に区分できない収益は、「対象サービスの事業収益/全事業収益」の按分指標（事業収益比）で按分処理を行う。

②費用 1（収益比・利用実績比）

費用に障害福祉サービス以外の事業が含まれる場合		「対象サービスを含む障害福祉サービスの事業収益/全事業収益」の按分指標（事業収益比）で按分し、障害福祉サービス以外を除却する。
障害福祉サービスのみ	訪問系、通所系、施設・居住系、障害児通所、相談支援が混在	「調査対象サービスを含むカテゴリ」と「その他のカテゴリ」の収益の按分指標（事業収益比）で按分し、対象サービスを含むカテゴリ以外を除却する。
	訪問系、通所系、施設・居住系、障害児通所、相談支援のいずれか 1つのカテゴリ	対象サービスを含むカテゴリについて、延利用回数または延利用者数の按分指標（利用実績比）で按分し、対象サービス以外の費用を除却する。

③費用 2（職員数比）

「対象サービスに従事した換算職員数/全体の常勤換算職員数」の按分指標（職員数比）で按分処理を行う。

④費用 3（面積比）

「対象サービスで使用している延床面積/事業所全体の延床面積」の按分指標（面積比）で按分処理を行う。

(費目別按分方法)

費目	按分方法
人件費	費用 2 を用いる
事業費（介護用品費、医薬品費、材料費、消耗器具備品費、給食費 等）	費用 1 を用いる
事務費（福利厚生費、職員被服費 等）	費用 2 を用いる
（旅費交通費、通信運搬費、事務消耗品費、広報費、会議費、保守料、業務委託費、研修研究費 等）	費用 1 を用いる
（水道光熱費、修繕費、賃借料、保険料等）	費用 3 を用いる
減価償却費	建物に関するものは費用 3、その他は費用 1 を用いる
徴収不能額、支払利息、その他	費用 1 を用いる

※費目名は社会福祉法人会計基準のもの。他の会計基準についても、同種の費目は同方法による。

※データの不足等で費用 2、費用 3 の方法が適用できない場合は、費用 1 の方法で処理を行う。

(参考：社会福祉法人会計基準における主な費目の按分方法)

費目	社会福祉法人会計基準の按分方法	
	基本	左記が困難な場合の簡便法
人件費 ・職員給与 ・職員賞与 ・非常勤職員給与 ・退職給付費用 ・法定福利費 ・派遣人件費 ・役員報酬 等	勤務時間割合	職種別人員配置割合 看護・介護職員配置割合 届出人員割合 延利用者数割合
事業費 ・介護用品費 ・医薬品費 ・診療・療養等材料費 ・消耗器具備品費 ・給食費 ・就労・授産関係支出 等	各事業の消費金額 給食費については実際食数割合	延利用者数割合
事務費 ・福利厚生費 ・職員被服費 ・旅費交通費 ・通信運搬費 ・諸会費 ・雑費 ・渉外費 ・事務消耗品費 ・広報費 ・会議費 ・水道光熱費 ・修繕費 ・賃借料 ・土地建物賃借料 ・保険料 ・租税公課 ・保守料 ・業務委託費 ・研修研究費 等	給与費割合 延利用者数割合 職種別人員配置割合 給与費割合 各事業消費額 内容別事業個別費 メーター測定割合 内容別事業個別費 物件使用割合 建物床面積 自動車関係等は使用高割合 内容別事業個別費 各事業の消費金額 内容別事業個別費	延利用者数割合 延利用者数割合 延利用者数割合 建物床面積割合 建物床面積割合 建物床面積割合 延利用者数割合 延利用者数割合 延利用者数割合
減価償却費 ・建物等減価償却費 ・車輛・機械等減価償却費 ・その他減価償却費	建物床面積割合 使用高割合	延利用者数割合
徴収不能額 徴収不能引当金繰入	各事業の個別発生金額 事業別の債権金額	事業別収入割合 延利用者数割合
支払利息	事業借入目的別期末残高割合	(土地建物) 建物床面積割合 (その他) 延利用者数割合

経営情報データベースの登録においても、事業所単位・法人単位での登録を行う場合は、収支情報以外にも補足情報を登録する形としているが、登録の負担等も考慮し、補足情報の登録は限定的な項目としている。そのため、経営実態調査等で把握しているさまざまな按分指標の情報は、経営情報データベースの登録情報から広範囲に把握することは困難である。したがって、按分処理を行うにあたっては、外部のデータソースから情報を収集し、適宜、按分指標を作成する必要がある。外部のデータソースとしては、前述の、従来の障害福祉サービス等情報公表システムのデータベース、国保連の登録・請求情報等を集約した障害福祉データベース等が想定される。

経営情報データベースでは、事業所単位・法人単位での登録を行う際に、障害福祉サービス以外の事業（医療、介護等）が含まれる場合、それらの事業収益も登録する形としている。そのため、経営実態調査等で用いている事業収益比と同等の按分指標を得ることが可能であり、これを用いて、障害福祉サービスのみに絞り込んだ収支データを作成する。

次に、収支データに複数の障害福祉サービスが含まれる場合、対象サービス以外のサービスを除いて対象サービスのみの収支データにするプロセスが必要である。これについては、経営情報データベースの登録項目に、個別のサービスについての項目はなく（「障害福祉サービス等事業収益」に一括登録）、サービス単位に分割するには、前述の外部データソースを用いる必要がある。障害福祉サービス等情報公表システムのデータベース、障害福祉データベースから、障害福祉サービスを運営する法人の法人番号、事業所番号、実施するサービスのサービスコードを把握することが可能であり、また、サービスの自立支援費等の金額、利用者数等の情報を得ることができるので、法人・事業所・サービスで集約したデータリストを作成することで、経営実態調査等で用いている収益比、事業実績比と同等の按分指標を得ることが可能である。

（法人・事業所・サービスリストのイメージ）

法人番号	事業所番号	サービスコード	請求実績額	利用者数
0000000000012	0111111111	11	*****円	-----人
		12	*****円	-----人
		13	*****円	-----人
	0122222222	11	*****円	-----人
0000000000034	0233333333	43	*****円	-----人
0000000000056	0333333333	21	*****円	-----人
		24	*****円	-----人
		31	*****円	-----人
	0344444444	33	*****円	-----人
	0355555555	61	*****円	-----人
		63	*****円	-----人

法人単位で登録されている場合は、該当する法人番号に属するサービスの情報から按分指標を算定し、事業所単位の場合は事業所番号で同様の処理を行う。

なお、経営実態調査等の按分処理では、職員数比、面積比で按分処理を行うものがあるが、いずれも外部データソースを含めて必要な情報を得ることが困難と考えられる。経営情報データベースでは職員数の登録項目もあるが、ここから対象サービスの職員数比を算定することは難しい。また、建物面積等の項目も存在しないため、経営情報データベースでの按分処理にあたっては、収益比や利用実績比を用いた代替的な処理

を行う形となる。当面は限られた按分指標で簡易的な換算を行うことになるが、将来的に、データ登録の状況等もふまえて、指標情報の登録項目への追加・変更等についても検討課題になるものと想定される。

②登録情報のエラー値の処理について

経営情報データベースへの情報登録は、各事業者によって正確な情報が適切に登録されることが前提であるが、不正確、不適切な情報登録をゼロにすることは困難であり、登録の際の事業者の自己確認、都道府県等による確認・是正等の一連のプロセスを経ても、一定数のエラー値が発生することは避けられないものと想定される。

このようなエラー値は、単純な登録ミス（数値の誤入力等）や、データの誤認（収益はサービス単位、費用は法人単位で登録する等）、事業者のデータ処理の誤りなど、さまざまな要因で発生するが、個々のデータがエラー値かどうかを判定するのは容易ではない。そのため、一般的には、登録データはすべて正しい値であると仮定したうえで、データをフィルターにかけ、通過できなかったものを「外れ値」として除外する方法を用いることが多い。こうした外れ値の判定法はさまざまなものがあり（例 四分位数法：データセットの第1四分位数から第3四分位数の間の1.5倍範囲に収まらないデータを外れ値とする方法 等）、収支差率等の指標データをこれらの判定にかけることで、エラー値を減らしていくプロセス等が考えられる。

なお、経営実態調査等の標本調査では、エラー値と見込まれるものについて、調査期間内に個別照会等により補正することも実施されているが、経営情報データベースの登録に関しては、対象が全事業所で数がきわめて多いこと、登録が常に行われておりデータ更新が頻回であること等の状況をふまえると、エラー値の個別照会等は困難であると想定される。したがって、エラー値と判定されたデータについては、そのまま集計対象から除く形で処理されることが妥当であると考えられる。

8 今後の課題等

本調査では、障害福祉サービス等情報公表制度の現状・課題を把握するとともに、新たな情報公表項目である「経営情報の見える化」に関する情報の分析・公表のあり方等を中心として検討を行った。今後、さらに調査・検討が必要な観点等について、以下に整理する。

①障害福祉サービス等情報公表制度における情報活用に関する検討

障害福祉サービス等情報公表制度については、本調査から、自治体において、全体としておおむね着実に運用されている現状が把握された。情報の登録率も、ある程度の地域差等はあるものの比較的高い水準となっており、また、各自治体により、未登録事業所への個別の働きかけ等、さまざまな取組も行われている。

一方、制度で収集された情報は、WAMNETの「障害福祉サービス等情報検索」において一般に公開されており、多くの自治体では自治体ホームページでWAMNETへのリンクを置くなどしているものの、さらに周知・普及等を行っているところは少なく、また、登録情報の分析、活用等を行っているところも少ない状況である。

事業者の側では、WAMNETの「障害福祉サービス等情報検索」は多くの事業者が認知しているものの、業務等での活用については、他から情報が得られるので利用しないというところも少なくない状況である。また、サービス利用者等への周知・普及はそれほど進んでいない様子もうかがえる。

こうした点をふまえると、制度運用は向上しているものの、その情報の活用については方向性等が明確になっておらず、今後の課題であると考えられる。現状でさまざまな情報を、検索システムを通じて入手することが可能であるものの、膨大な情報を指針や手順もなく活用するというのは難しいと思われる。少数ではあるが自治体等が情報の分析・活用等を行っている事例もあり、こうした事例等も参考にしつつ、情報活用のポイントや分析手順をサンプル的に提示すること、また、当該制度の好事例集や、活用方法等に関する広報ツール等を作成するなど、情報活用の方向性を検討し、情報活用の促進に向けた取組を進めていくことが求められる。

②「経営情報の見える化」における集計・分析等の具体的プロセスの検討

本調査では、「経営情報の見える化」における集計・分析等に関し、論点を設定するとともに、論点に基づき、集計・分析の方向性、想定される留意点等について検討を行った。今後は、これらの方向性をふまえ、集計・分析等についてさらに検討を進めていく必要がある。ただし、経営情報の登録が十分に進んでいないこと、介護など他分野の情報公表のプロセス・形態等が十分に明確になっていないことなどの現状から、想定に基づく検討になっている面がある点に留意し、より具体的に集計・分析等を行うためのプロセスを提示するまでには至っていない。

「経営情報の見える化」における公表情報を作成するためには、集計・分析等の計算手順等を明確化することが必要であり、今後の課題であると考えられる。他分野における公表データの作成プロセスも明確になってくると思われることから、他分野の例も参照しつつ、実際にデータベースに蓄積された登録データや、分析に用いる外部データベースの状況を把握し、これらのデータを用いた各種計算プロセス等の試行、出力結果の評価等を行うことが必要となる。こうした検討を通じて、公表情報の作成における、具体的で妥当な手順の設定を行っていくことが求められる。

9 参考資料（調査票）

調査票：障害福祉サービス等情報公表制度に関する調査（自治体票、事業者票）

障害福祉サービス等情報公表制度に関わる実態把握調査

(運営自治体調査)

回答の入力方法・注意事項

この色のセルに文字や数値を直接入力。又はドロッパダウンメニューのリストから回答を選択します。

⇒

選択肢を選ぶ設問では、単数回答の場合は選択肢番号、複数回答の場合は選択肢左のセルの○をドロッパダウンリストで選択します。

ドロッパダウンから選択する場合は、セルをクリックしてから右のメニューボタンをクリックします。

回答を削除したい時は、Deleteキーを押してください（ドロッパダウンの場合も同様）。

※セルの変更、セルの結合や統合したセルの解除、行や列の挿入（追加）・削除を行わないようにしてください。

※入力欄を広げた場合は、お手数をおかけしますが、行の高さを広げてください。（ご返送にあたり、改ページのずれは気にしないでください）

1. 自治体の基本情報について

貴自治体名、担当部署、連絡先をご記入ください。

自治体名

担当部署名

電話番号

Eメールアドレス（組織）

2. 障害福祉サービス等情報公表制度の運営体制について

問1 障害福祉サービス等情報公表制度（以下、公表制度という）を担当している職員数を記入してください。

		担当している実人数（注1）			年間の投入人工（注2）		
		専任	兼任	合計	専任	兼任	合計
自治体	正規職員	人	人	0 人	人	人	0 人
	非正規職員	人	人	0 人	人	人	0 人
	合計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
委託先（注3）	正規職員	人	人	0 人	人	人	0 人
	非正規職員	人	人	0 人	人	人	0 人
	合計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
全体合計		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（注1）公表制度を担当している職員数を、専任・兼任別に記入ください。

専任：1年間公表制度に関する業務のみを行う場合

兼任：職員が所掌する業務の中の1つに公表制度が入っている場合

（注2）年間の投入人工をご記入ください。

年間50%投入の職員と年間20%投入の職員の2名を担当している場合 → 0.7人工

年間30%投入の職員4名を担当している場合 → 1.2人工

（注3）外部委託をしている場合、外部委託先の人数、投入人工も記入してください。（委託先に確認して回答してください）

問2 公表制度の運営にあたっての外部委託の活用状況をお聞かせください。

1. 外部委託をしていない（すべて直営で実施している）⇒問3へ

2. 外部委託を活用している⇒問2-2へ

1

問2-2 外部委託の内容をお聞かせください。（あてはまるもの全てに○）

1. 公表制度の事業者等への周知

2. 公表制度についての事業者等からの問い合わせへの対応（システムの操作説明を含む）

3. 登録・更新が必要な事業者等への個別での登録依頼の連絡

4. 事業者等による登録情報の内容の確認（一次審査等）

5. 未登録の事業者等への個別での登録の依頼・督促の連絡

6. その他

「6. その他」の場合、具体的に

問2-3 外部委託先の法人種別をお聞かせください。（あてはまるもの全てに○）

営利法人（株式・合名・合資・合同会社）

社会福祉協議会

社会福祉法人（社会福祉協議会以外）

社団法人・財団法人

特定非営利活動法人（NPO）

その他の法人

「6. その他の法人」の場合、具体的に

問2-4 外部委託を活用している理由をお聞かせください。（あてはまるもの全てに○）

1. 制度運用に必要な人員を市内で確保することが難しいため

2. 別の委託業務があり、合わせて委託することが効率的なため

3. 運営にあたって、委託先の専門的な知見・ノウハウを活用したいため

4. その他

「4. その他」の場合、具体的に

問3 公表制度の運営にあたって、体制確保で工夫されていることや課題をお聞かせください。

3. 障害福祉サービス等情報公表制度の報告内容について

問4 報告にあたって、都道府県知事等が任意で設定できる情報の報告を追加で求めていますか。

1. 報告が必須の情報のみ報告を求めている⇒問5へ

2. 必須情報に加えて、求める報告事項を追加している⇒問4-2へ

問4-2 追加して報告を求めている事項の内容をお聞かせください。（あてはまるもの全てに○）

1. 離職率

2. 勤務時間（シフト体制等）

3. 賃金体系

4. 一人あたり賃金

5. 有給休暇の取得状況

6. その他

「6. その他」の場合、具体的に

2

問4-3 報告を求める事項を追加している理由をお聞かせください。

問4-4 追加して報告を求めている事項は、現在、「障害福祉サービス情報検索（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）」で公表されていますか。

1. 追加して報告を求めている事項は、すべて公表されている

2. 現在は公表されていないが、後日公表予定の事項がある（今年項目を追加したばかりで、まだ公表していない場合 等）

4. 実施要綱について

問5 公表制度の実施要綱の作成時期（直近の改訂年月）を記入してください。

西暦

年

月

問6 実施要綱を公表していますか。

1. 公表している⇒問6-2へ

2. 公表していない⇒問6-3へ

問6-2 実施要綱の公表方法をお聞かせください。（あてはまるもの全てに○）

1. 自治体ホームページ等での公表（ホームページのURLを下記の回答欄に記載してください）

2. 公表制度についての説明会の実施

3. 窓口での資料配布

4. 窓口での閲覧（配布はしていない）

5. その他

「1」の場合、URLを記載

「5. その他」の場合、具体的に

問6-3 「公表していない」とする理由をお聞かせください。

5. 報告状況の把握について

問7 事業者等による情報登録・更新状況を個別に把握していますか。

1. 把握している⇒問7-2へ

2. 把握していない⇒問8へ

※従来からの基本情報・運用情報の登録・更新状況に関して回答してください。（令和7年8月より報告が開始された経営情報に関することは除きます。）

3

問7-2 把握している情報の公表・更新状況をお聞かせください。

「障害福祉サービス等情報公表システム」の事業所情報の照会・登録ページに記載の数値をご回答ください。（下記システム画面参照）

①公表率（古い情報のまま公表されている事業所を含めた割合）

事業所数（下図の②）	公開済の件数（下図の③）	公表率（当年度）
件	件	%

②更新率（当年度）

事業所数（下図の②）	公開済の件数（下図の④）	更新率（当年度）
0 件	件	%

「障害福祉サービス等情報公表システム 操作説明書（全体版）」（61ページ）
（事業所情報の照会・登録のページ）

問7-3 登録情報の不備等で差戻しを行うことがある場合、件数（2025年4月～11月末時点まで）を記入してください。

差戻し件数

件

（注1）差戻しがない場合は、0件と記入してください。

（注2）正確な件数がわからない場合は、およその数をご記入ください。

問7-4 未報告・未更新の事業者に対して、個別に情報公表を求める連絡（督促）をしていますか。

1. 個別に連絡（督促）をしている

2. 個別に連絡（督促）はしていないが、一斉送信やHP等で情報公表を求める旨の連絡（督促）をしている

3. 連絡（督促）をしていない

4

問7-5 連絡（督促）の方法・体制、対象先の特性、連絡（督促）の効果・課題などをお聞かせください。（自由記入）

6. 調査の実施や是正命令について

問8 障害者総合支援法第76条の3第3項および児福法第33条の1第3項の規定による調査（以下、調査という）を実施したことがありますか。

	1. 調査を実施したことがある	⇒問8-2、問8-3へ
	2. 調査を実施したことはない	⇒問9へ

（参考）

障害者総合支援法第76条の3第3項	都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。
児福法第33条の1第3項	都道府県知事は、前項の規定による公表を行うため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

問8-2 直近3年間で調査の実施件数をお聞かせください。

※2025年度は2025年4月～11月末時点までを回答

2023年度	件
2024年度	件
2025年度	件
合計	0 件

（注）調査を実施した事業所単位で数えてください。

問8-3 調査を実施した経緯についてお聞かせください。（あてはまるものを全てに○）

	1. 報告された内容に虚偽が疑われたため
	2. 公表内容について、利用者から苦情等があったため
	3. 指定障害福祉サービス等に係る運営指導を行ったため
	4. 食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたため
	5. その他

「5. その他」の場合、具体的に

問9 調査を実施する場合の体制として定めている内容をお聞かせください。

	1. 通知（障発0901第1号）の記載内容と同じ（※1）
	2. その他（※2）

「2. その他」の場合、具体的に

※1 通知（障発0901第1号）の記載内容

調査は、職員1名以上で行うものとする。

※2 資料添付でも可

問9-2 調査を実施する場合の調査の方法として定めている内容をお聞かせください。

	1. 通知（障発0901第1号）の記載内容と同じ（※1）
	2. その他（※2）

「2. その他」の場合、具体的に

※1 通知（障発0901第1号）の記載内容

調査は、事業者を訪問し、当該調査に際して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行うことが望ましいが、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方法により行う。

※2 資料添付でも可

問10 障害者総合支援法第76条の3第4項および児福法第33条の18第4項の規定による是正命令を行ったことがありますか。

	1. 是正命令を行ったことがある	⇒問10-2、問10-3へ
	2. 是正命令を行ったことはない	⇒問11へ

（参考）

障害者総合支援法第76条の3第4項	都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
児福法第33条の18第4項	都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

問10-2 直近3年間で是正命令の実施件数をお聞かせください。

※2025年度は2025年4月～11月末時点までを回答

2023年度	件
2024年度	件
2025年度	件
合計	0 件

（注）是正命令を実施した事業所単位で数えてください。

問10-3 是正命令の内容をお聞かせください。

--

※資料添付でも可

7. 情報公表に関する取組について

問11 事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報の公表に関し、独自の取り組みを行っていますか。（あてはまるものを全てに○）

	1. 障害福祉サービス等情報検索（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）へのリンクを自治体のホームページに掲載
	2. 「1」のリンク以外の情報をインターネットにより公表
	3. 紙媒体による情報提供、閲覧等
	4. 自治体等が実施するイベント等における情報提供、閲覧等
	5. 事業者による利用者への公表の促進（例：情報の提示、重要事項を記した文書への添付）
	6. その他
	7. 特に行っていることはない

「6. その他」の場合、具体的に

8. 苦情等の対応について

問12 公表制度等に関わる苦情等対応窓口において、苦情等に対応したことがありますか。

	1. 対応したことがある	⇒問12-2へ
	2. 対応したことはない	⇒問13へ

問12-2 苦情等の件数を記入してください。また、苦情等の内容として多いものを記入してください。

※2025年度は2025年4月～11月末時点までを回答

2023年度	件
2024年度	件
2025年度	件
合計	0 件

苦情等の内容	
--------	--

※資料添付でも可

9. その他

問13 情報公表未報告減算についてお聞きします。当該減算の適用に関して規定を定めていますか。

	1. 定めている
	2. 定めていない

問14 管内の事業所に対し、情報公表未報告減算を適用したことはありますか。

	1. ある	⇒問14-2へ
	2. ない	⇒問15へ

問14-2 情報公表未報告減算を適用したことがある場合、件数、適用の概要を記入してください。

※2025年度は2025年4月～11月末時点までを回答

2024年度	件
2025年度	件
合計	0 件

適用までの経緯・概要（未報告が発見した理由や減算までに自治体に対応したこと等）	
---	--

※資料添付でも可

問15 情報公表未報告減算の減算単位数についてお伺いします。

現在の報酬体系では、情報公表未報告減算は、施設・居住系のサービス（障害者支援施設が実施する日中サービス含む）で「基本報酬の10%」、その他のサービスでは「基本報酬の5%」となっています。
公表を促進するという制度の趣旨をふまえ、減算単位数はどの程度が適切と考えますか。

①施設・居住系のサービス （障害者支援施設が実施する日中サービス含む）	②その他のサービス
1. 10%未満	1. 5%未満
2. 10%（現状のまま）	2. 5%（現状のまま）
3. 10%超20%未満	3. 5%超10%未満
4. 20%以上30%未満	4. 10%以上20%未満
5. 30%以上40%未満	5. 20%以上30%未満
6. 40%以上50%未満	6. 30%以上40%未満
7. 50%以上	7. 40%以上50%未満
	8. 50%以上

（①、②で上記の割合を選んだ理由をお聞かせください）

--

問16 公表制度の説明・周知にあたって、自治体独自で作成している広報周知ツールや説明資料（パンフレット等）はありますか。

	1. ある	⇒該当資料の添付をお願いします。（PDFなど電子ファイルにて）
	2. ない	

問17 自治体では、サービス事業所により公表された情報を分析・活用していますか。（あてはまるものを全てに○）

	1. 政策立案等のために分析・活用したことがある（行政内部での利用）	⇒問17-2へ
	2. 事業所等への情報提供のために分析・活用したことがある（外部への情報提供）	⇒問17-2へ
	3. その他（1、2以外）の目的で活用したことがある	⇒問17-2へ
	4. 分析・活用したことはない	⇒問18へ

「3. その他」の場合、具体的に

問17-2 どのような分析・活用をしているのかについて概要をお聞かせください。（自由記入）。

--

※資料添付でも可

問18 障害福祉サービス等情報公表制度、「障害福祉サービス等情報公表システム」等に関し、ご意見等があればご記入ください。（自由記入）

--

ご協力ありがとうございました。（回答の入力もれがないか、提出前に点検をお願いします）

調査票番号・パスワード記載ラベル
貼付位置

【令和7年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業】
障害福祉サービス等情報公表制度に関する調査

ご協力をお願い

拝啓 貴事業所におかれましては益々ご清祥のことと存じ上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、弊社では、厚生労働省の「令和7年度障害者総合福祉推進事業」の一環として、障害福祉サービス等情報公表制度に関する調査を実施しております。

障害福祉サービス等を提供する事業所が増加し、サービス提供内容の多様化等が進むなか、利用者が個々のニーズに応じて、適切なサービスを選択できるようにすることが重要になっています。こうした背景もあり、情報公表制度が創設され、「障害福祉サービス等情報公表システム」等により個々の事業者のサービス提供体制やサービス提供状況などが広く公表されるようになりました。これらを通じて誰もが障害福祉サービス等事業者の情報にアクセスすることができるようになりましたが、一方で、公表情報の内容の濃淡や不均衡など、情報公表におけるさまざまな課題も見えてきていることから、情報公表制度・システムに対する現状やお考えなどをお聞きすることを目的に実施するものです。

本調査は、全国の指定特定相談支援・指定障害児相談支援を実施する事業所から無作為抽出により調査対象を選び、調査票をお送りしています。

なお、本調査は無記名で実施し、個人情報の収集等はありません。ご回答いただきました内容につきましては、すべて統計的に処理し、回答者のわかる形で個別内容を公表することはありません。また、回答内容を本調査の目的以外に使用することはありません。ご多忙のところお手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和7年12月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

■調査についてのお問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「障害福祉サービス等情報公表制度に関する調査」事務局（担当：仙田、島崎）
【電 話】06-7637-1489 ※受付時間 平日9：30～17：30（土・日・祝日を除く）
【FAX】06-7637-1479 【メール】shogaifukushi@murc.jp
【調査専用サイト】 <https://www.shogaifukushi.jp/>

次ページに提出方法、回答期限等を記載していますのでご確認ください。調査票は3ページからです。

調査票の提出方法

本調査は、次のいずれかの方法で提出いただけます。使いやすい方法をご選択ください。

- ① 調査専用サイト (<https://www.shogaifukushi.jp/>) にアクセスし、回答フォームからオンラインでご回答いただく方法
- ② 送付した紙の調査票（この冊子です）に直接ご回答いただき、同封の返信用封筒を用いてご返送いただく方法（切手不要）

【調査専用サイトの利用について】

こちらからもアクセスできます ⇒



- ◆調査専用サイトは認証管理を行っており、調査書類を郵便でお送りした調査対象者のみが利用できます。セキュリティ確保のため、暗号化通信を利用しています。
- ◆調査専用サイトを利用される場合は、この冊子の1ページ右上に貼付のラベルに印字されている「調査票番号」と「パスワード」で、サイトにログインしてください。なお、「調査票番号」と「パスワード」のセットは書類送付時にランダムに配付しており、調査書類を受け取った方以外にはわからない仕様としています。
- ◆調査専用サイトの利用方法等はサイト内で説明していますので、ログインしてご覧ください。
- ◆調査専用サイトのログインページを開くには、お使いのパソコンのブラウザ（インターネットを閲覧するソフト）に、上記のサイトURLを直接入力してください（調査名の検索等では見つからない場合があります）。ログインページを開くことができない場合は、事務局のメールにご連絡ください（リンクを記載したメールを返信します）。

回答期限

令和7年12月26日（金）までにご提出（送信・投函）をお願いします。

調査回答の留意点

- ・調査への回答は、事業所の管理者等をお願いします。
- ・調査票に手書きで回答する場合は、鉛筆かボールペンで、楷書で明確に記入してください。誤って記入したときは、消しゴムで消すか、二重線を引き、正しい回答に訂正してください。訂正印などは必要ありません。
- ・調査票の内容や調査項目等について不明な点がある場合は、事務局までお問合せください。
- ・郵送提出した調査票について、修正等があり再提出を希望される場合は、事務局へご連絡ください。なお、オンライン提出の場合は修正を再送信いただくだけで結構です。回答期限内に何度でも修正可能で、事務局への連絡は必要ありません。
- ・調査票をお届けした時点で事業所が廃止されている、活動休止中、相談支援事業を実施していない等に該当する場合は、回答いただく必要はありません。

（情報管理方針）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（プライバシーマーク付事業者）の情報管理方針については、会社のホームページ「個人情報保護方針」（<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>）及び「個人情報の取り扱いについて」（<https://www.murc.jp/privacy/>）をご参照ください。

障害福祉サービス等情報公表制度に関する調査 調査票

事業所の基本情報について

問1 調査対象事業所を運営している法人の種別を回答してください。（1つに○）

- 1 都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合
- 2 社会福祉協議会
- 3 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- 4 医療法人
- 5 営利法人（株式・合名・合資・合同会社）
- 6 特定非営利活動法人（NPO）
- 7 （公益・一般）社団法人・財団法人
- 8 その他の法人（ ）

問2 調査対象事業所における下記の指定等の状況（地域生活支援事業、介護保険事業等含む）を回答してください。（該当するものすべてに○）

- 1 指定特定相談支援
- 2 指定障害児相談支援
- 3 指定一般相談支援
- 4 地域生活支援事業の障害者相談支援事業
- 5 基幹相談支援センター
- 6 地域生活支援拠点等（市町村による認定）
- 7 介護保険の居宅介護支援（介護予防支援含む）

問3 調査対象事業所が立地している都道府県・市区町村を回答してください。

都道府県名	市区町村名	
-------	-------	--

問4 調査対象事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成件数を回答してください。（令和7年4月から11月末までの件数）

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成件数（合計件数）	件
--------------------------------	---

※令和7年4月～11月の各月におけるサービス利用支援・継続サービス利用支援、障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助の報酬請求件数合計で回答してください。

「障害福祉サービス等情報検索（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）」の活用状況について

問5 貴事業所は、障害福祉サービス等事業所の情報を検索することができる「障害福祉サービス等情報検索（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）」（以下、「障害福祉サービス等情報検索」と表記）を知っていますか。（1つに○）

- 1 知っている →問6へ
- 2 知らなかった →以降の問10、問13のみ回答（他の問は回答不要）

参考：「障害福祉サービス等情報検索」の画面（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）



←こちらからも
閲覧できます

URL： <https://www.wam.go.jp/sfkhoyoout/COP000100E0000.do>

問6 貴事業所では、「障害福祉サービス等情報検索」で公表されている障害福祉サービス等事業所の情報を、日常の相談支援業務において活用していますか。（最も近いもの1つに○）

- 1 毎日1回以上は利用している
 - 2 毎週1回以上は利用している
 - 3 毎月1回以上は利用している
 - 4 年間で1回以上は利用している
 - 5 ほとんど利用していない
 - 6 利用したことはない
- 問7へ（問8は回答不要）
- 問8へ（問7は回答不要）

問7 「障害福祉サービス等情報検索」を利用している事業所にお聞きします。

①「障害福祉サービス等情報検索」を利用する目的をお聞かせください。（該当するものすべてに○）

- 1 よく知っている事業所の最新情報を調べるため
- 2 詳しく知らない事業所の情報を調べるため
- 3 複数の事業所のサービス等を比較検討するため
- 4 利用者からの質問に対応するため
- 5 その他（ ）

② ①で 4 を回答した事業所にお聞きます。「障害福祉サービス等情報検索」の情報を利用して回答した「利用者からの質問の内容」をお聞かせください。（自由記入）

③「障害福祉サービス等情報検索」に掲載されている情報で、特に役に立っている情報をお聞かせください。（どのサービスでどの情報が役立っているかなど）（自由記入）

問 8 「障害福祉サービス等情報検索」を利用していない事業所にお聞きます。

①「障害福祉サービス等情報検索」を利用しない理由をお聞かせください。（該当するものをすべてに○）

1 当該システムを利用しなくても必要な情報を入手できるから

2 必要な情報が当該システムの登録項目にないから

3 情報の未登録事業所が多いなど、登録情報に偏り等があると思われるから

4 情報検索などの使い勝手があまりよくないから

5 その他（ ）

② ①で 2 を回答した事業所にお聞きます。「障害福祉サービス等情報検索」の情報で不足していると思われるものをお聞かせください。（自由記入）

③ ①で 4 を回答した事業所にお聞きます。「障害福祉サービス等情報検索」において不便に感じる点をお聞かせください。（自由記入）

問 9 相談支援業務に役立てる観点から、「障害福祉サービス等情報検索」の機能や情報で、充実してほしいもの、新たに追加してほしいもの、改善してほしいもの等があれば記入してください。（自由記入）

問 10 全事業所にお聞きます。ふだん相談支援業務を行うにあたり、「障害福祉サービス等情報検索」以外にどのような情報（資料やホームページ等）を活用しておられるのかをお聞かせください。（自由記入）

利用者における「障害福祉サービス等情報検索」の活用状況について

問 11 貴事業所では、相談支援サービス利用者やその家族、支援者等（以下、「利用者等」と表記）に、「障害福祉サービス等情報検索」の存在や利用方法等について紹介することがありますか。（1つに○）

1 情報を調べる際のツールの1つとして、利用者等によく紹介している

2 利用者等から情報の調べ方について質問されたときなどに紹介している

3 利用者等に紹介することはほとんどない

問 12 貴事業所から見て、障害福祉サービス等の利用者等に、「障害福祉サービス等情報検索」はどの程度、認知・利用されていると思われますか。（事業所の主観的判断で結構です。）（1つに○）

1 多くの利用者等が知っており、利用もされていると思う

2 多くの利用者等が知っていると思うが、実際に利用されていることはそれほど多くないと思う

3 利用者等で知っている人はそれほど多くないと思う

4 その他（ ）

その他

問 13 その他、障害福祉サービス等情報公表制度、「障害福祉サービス等情報公表システム」等に関し、ご意見等があればご記入ください。（自由記入）

厚生労働省 令和 7 年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の
見える化等に関する実態調査
報 告 書

令和 8 年 3 月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第 2 部
〒530-8213 大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 25 号
TEL : 06-7637-1430
